

令和 5 年

富士川町議会 9 月定例会会議録

令和 5 年 9 月 8 日 開会

令和 5 年 9 月 22 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 5 年

富士川町議会 9 月定例会

9 月 8 日

令和5年第3回富士川町議会定例会（1日目）

令和5年9月8日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 5 号 令和4年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 5 報告第 6 号 令和4年度富士川町一般会計継続費精算報告について
- 日程第 6 報告第 7 号 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について
- 日程第 7 議案第49号 富士川町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第50号 富士川町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第51号 富士川町立小中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第52号 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第53号 令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第54号 令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第55号 令和5年度富士川町かじかの湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 認定第 1 号 令和4年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 2 号 令和4年度富士川町水道事業会計決算認定について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	宇田川 朱 恵
3 番	依 田 誠 司
5 番	小 林 和 良
7 番	望 月 眞
9 番	齊 藤 欽 也
11 番	鮫 田 洋 平
13 番	堀 内 春 美

2 番	神 田 雅 也
4 番	深 澤 一 幸
6 番	秋 山 仁
8 番	小 林 有紀子
10 番	青 柳 光 仁
12 番	井 上 光 三

3 欠席議員

な し

4 会議録署名議員

11 番 鮫 田 洋 平

12 番 井 上 光 三

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	古 屋 三千雄	代 表 監 査 委 員	深 澤 勲
会 計 管 理 者	河 原 恵 一	教 育 次 長	秋 山 忠
政 策 秘 書 課 長	中 込 浩 司	財 務 課 長	望 月 聡
管 財 課 長	渡 辺 成 昭	税 務 課 長	長 澤 康
防 災 交 通 課 長	長 田 博 幸	町 民 生 活 課 長	一之瀬 三千
福 祉 保 健 課 長	遠 藤 悦 美	子 育 て 支 援 課 長	大久保 公 生
産 業 振 興 課 長	望 月 奈緒美	都 市 整 備 課 長	井 上 勝 彦
土 木 整 備 課 長	山 形 謙一郎	上 下 水 道 課 長	依 田 正 紀
教 育 総 務 課 長	小 林 恵	生 涯 学 習 課 長	井 上 誠

6 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長	原 田 和 佳
書 記	井 上 直 人

午前 10 時 00 分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に議長からお知らせします。

現在、クールビズの期間中であります。議場内での上着の着用は、自由としますので、ご了承ください。

それでは、相互にあいさつを交わします。

起立願います。相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

富士川町告示第 44 号をもって招集されました、令和 5 年第 3 回富士川町議会定例会に、議員ならびに町長をはじめ、執行部各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和 5 年第 3 回富士川町議会定例会を開会します。

なお、本日は富士川 C A T V が、町長の所信表明などを録画放送するため、議場内にカメラを設置し、撮影いたしますのでご了承ください。

○議長（堀内春美さん）

これから本日の会議を開きます。

第 3 回定例会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

9 月に入り、朝夕は秋の気配を感じさせますが、日中はまだまだ厳しい暑さが続いております。今年の夏は異常な暑さになり、気象庁が統計を取り始めてからの 25 年間で、最も暑い夏となりました。

また、各地で線状降水帯が発生し、川の氾濫や土砂災害が起きました。幸い、富士川町においては、大きな災害は発生しませんでした。いざという時のために、常日頃からの心構えや準備を怠らないことが大切だと感じております。

さて、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、2 類から 5 類に移行して、約 4 か月が経過しました。各地において行事が復活し、経済活動も活発になってきており、世の中には少しずつ賑わいが戻ってきておりますが、ガソリン高騰などエネルギー価格に加えて、食品、飲料価格の値上がりが目立ち、また、新聞の購読料も来月より 15% の値上げとなり、私達の日常生活に大きな影響を及ぼしています。

このような中、議会におきましては、今年 5 月に 6 年ぶりに、町民と議会との懇談会を実施し、その結果を議会だより 53 号の中で、報告させていただいております。はじめは各地区へ議会が出向き、各地区の声、ご意見を聞かせていただく予定でしたが、コロナの状況で 1 か所の開催になりました。町民の声を広く聞き、町民に開かれた議会を目指すためにも、今後は、各地区に議員が出向いての懇談会を実施する必要があると考えております。

今議会においては、こどもの権利に関する条例制定に向けて、今定例会において、特別委

員会設置の決議について提出するほか、富士川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案を提出いたします。これは、地方自治法の改正により、地方議員の請負業務の明確化、議員個人による請負に関する規制が緩和されたことを受け、請負の状況の透明性を確保することが必要なことから制定するものであります。

そして、コロナ禍で行えなかった行政視察を、4年ぶりに実施する予定です。視察先は、子どもの権利に関する条例を制定し、積極的にこどもの権利政策を推進している神奈川県川崎市と、株式会社さかいまちづくり公社を設立し、ふるさと納税事業に取り組んで成果を上げている、茨城県境町となっています。

また、計画段階ではありますが、議会改革の一環として、町と議会が一体となり、子どもと若者、それぞれを対象にした、模擬議会の開催を考えているところであります。これは、町政の仕組み、議会活動や議員への理解や関心を深めてもらうことと、将来、議員をやってみようという若者を、育てることを目的とするものであります。

富士川町に住んでいて、日頃から感じていることや、思っていることなどを、子どもや若者の視点から、議員になったつもりで、議場で質問してください。詳細が決まり次第、お知らせいたしますので、1人でも多くの方に、ご参加いただきたいと思います。

引き続き、議員一丸となり、町の皆さまに信頼される議会、開かれた議会に向けて、改革を進めているところであります。

今定例会では、傍聴席を20席としております。一般質問の日には、傍聴席に入れない方のために、1階町民ギャラリーにテレビモニターを設けますので、ご利用ください。

本議会では、令和5年度補正予算、条例改正をはじめ、令和4年度決算などについて、審議をお願いすることになります。決算の審査については、決算特別委員会を設置し、分科会方式で審議し、その後、全体会で討論することを予定しております。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、活発な論議をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により11番鮫田洋平君および12番井上光三君を指名します。

○議長（堀内春美さん）

日程第 2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から22日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと、認めます。

したがって、会期は本日から22日までの15日間と決定いたしました。

○議長（堀内春美さん）

日程第 3 諸般の報告。

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職、氏名などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

また、深澤勲代表監査委員には、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今定例会までに受理した請願は、先に配付しました、請願文書表のとおりです。請願は、所管のひとつくり常任委員会に常任委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

本日は、提案説明に留め、質疑につきましては、12日の本会議で議事日程により、審議をお願いします。

なお、議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

町長、望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

本日ここに、令和5年9月富士川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中を、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろから町政推進のため、格段のご理解とご尽力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

まず、物価高騰対策についてです。本年7月の消費者物価指数は2020年の平均を100として生鮮食料品を除いた指数が105.4となり、前年同月比で3.1%も上昇しています。このように上昇率が3%を上回るのは11か月連続となっています。またレギュラーガソリンの全国平均は1リットルあたり186円50銭となり、最高値を更新したとの事です。このように近頃の物価高騰は、私たちの日々の生活に密接に関連するものであり、食費や交通費など生活全般にわたり徐々に影響が出てきています。本町では、この問題に対処すべく、ふじかわスマイル応援券第2弾を地域の商店と連携し、展開しています。物価の変動に対する不安を少しでも和らげ、皆さまの生活の安定を図るために、少ない財源ながら、町民の皆さまに広く平等に行き渡るよう今後も取り組んで参ります。

次に、猛暑対策としてのクールシェアスポットの取り組みについてです。異常気象と言われた近年の猛暑は、今や日常的になって来ていると言っても過言ではありません。災害級の暑さという言葉が聞かれるようになり、猛暑は台風や地震と同じく、災害であるという認識が必要です。また、コロナ禍により希薄となった地域コミュニティの醸成と、エネルギー価格高騰による省エネ対策の視点からも、公共の施設に集い涼みを共有することが効果的だと考えました。こうしたことから、町としては、本庁舎をはじめ4か所にクールシェアスポットを設置し、暑さに対しての町民の皆さまの一時避難場所としての運用をこの夏から開始しているところであります。

次に、町財政の今後の見通しについてです。町の方向性を議論する際に欠かせないのが将

来予測です。これまでは、町の将来を予測する財政シミュレーションは、令和8年までの数字しか公表されていませんでした。本年度当初に議会の全員協議会で示し、また今般、町の広報で町民の皆さまに公表した、令和13年までを予測した財政シミュレーションは、今後議論される町民体育館建設などの大型事業の在り方を考えるための一つの指標として算出したものです。その一端を申し上げますと、今回公表したシミュレーションでは令和11年の将来負担比率は一時的に166.8%まで増加するというものです。国が警鐘を鳴らす350%というボーダーラインは超えないものの、令和3年度の全国ベースに置き換えると全国ワースト20に入る数字です。このような数字を基にした財政の議論無くして大型事業の遂行はありえません。しかし、その一方で、必要な事業であるならば町民のニーズに応じて行く町政運営も不可避です。重要なのは、透明性を持ったデータの開示を積極的に行いながら、事業の可否を町民全体で議論して行く事だと考えています。また、このシミュレーションで計算した令和4年度決算に比べ、今定例会でご審議頂く決算の数字は健全化しているという部分も注目して頂きたい。これは、企業版ふるさと納税の好調や、総事業費13億円のリニア側道事業を、JRの補償金などの獲得により、町負担を1億7500万円まで圧縮できたことなどが要因です。財政シミュレーションの策定時に予測した数字に比べ財政が健全化された結果となっています。これは職員が一丸となり、予測されていた未来を少しでも良い方向に変えて行こうという努力の賜物であり、今後も愚直に続けて行く所存であります。それでは、今定例会に提出いたしました案件のうち、その概要をご説明申し上げますとともに、主要な事業への取り組み状況を申し述べ、議員各位、ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、富士川町魅力発信アンバサダーの委嘱についてであります。町の魅力を広く発信し、町の知名度の向上および、イメージアップを図ることを目的に、昨年6月に創設した富士川町魅力発信アンバサダー経営者部門の委嘱を、先月行ったところであります。今回は、昨年9月に委嘱を行ったスポーツ部門13名の皆さま、本年2月に文化芸能部門14名の皆さまに続き、経営者部門3名の皆さまに委嘱を行いました。お名前をご紹介します。ジット株式会社代表取締役会長の石坂正人さん、株式会社フレアス代表取締役会長の澤登拓さん、株式会社はくばく代表取締役社長の長澤重俊さんです。3名の皆さまともに本町在住であり、その輝かしいご実績と豊富なご経験は、町のイメージアップはもとより、町の活性化を図る上で、様々な効果を生み出していただけるものと確信しております。アンバサダーの委嘱につきましては、当初計画どおり各部門ごとに行って参りましたが、今後も、様々な分野においてご活躍の方々の委嘱を随時行って参りたいと考えております。

次に、富士川町立図書館の開館についてであります。町民の皆さま待望の富士川町立図書館については、本年7月15日にオープンしました。町立図書館がオープンして、ひと月以上経過した9月1日現在で、入館者数7,129人、貸出冊数11,661冊、図書館利用カード登録者数1,616人と多くの皆さまにご利用いただいております。これから、秋の読書週間や町の文化祭など、文化に親しむ機会が増えて参りますので、なお一層ご利用いただけるよう努力して参りたいと考えております。

次に、株式会社ふじかわまちづくり公社についてであります。令和5年6月30日に、株

株式会社ふじかわまちづくり公社が設立されました。株式会社ふじかわまちづくり公社は、民間の経営感覚をまちづくりに反映させ、町の地域社会における経済、文化、社会の発展に寄与する組織です。まちづくり公社がふるさと納税事業や観光事業を軸に、展開されることで、富士川町がより活性化されることと考えております。こうしたことから、株式会社ふじかわまちづくり公社の運営費および環境整備に係る所要の経費を今定例会に計上したところであります。

次に、新たな中学校の開校に向けてであります。新たな中学校につきましては、昨年11月4日の総合教育会議での「新たな中学校の方針」の決定を受け、本年から富士川町新中学校開校検討委員会を再開し、調査検討部会を中心に検討項目についての協議や調整を進めているところであります。こうした中、本年6月26日に、教育委員会定例会において、学校名を「富士川町立富士川中学校」と決定し、今定例会に、一部改正条例を上程しております。新校舎については、生徒の安全および現在の教育内容にあった教育環境を確保するため、建設工事設計業務プロポーザル審査委員会を設置し、5月から8月にかけてプロポーザルを実施し、設計業務の受託者を決定したところであります。また、統合後の新たな学校生活が円滑に始められるよう、町内にある小学校の学校間交流も、随時、実施しております。これからも、富士川町の未来を担う子どもたちにとって、中学校生活が充実したものとなりますよう、教育の推進に努めて参ります。

次に、指定管理者の再指定についてであります。地域健康福祉センターは、社会福祉法人富士川町社会福祉協議会へ、平成31年4月から指定管理者として指定をし、明年3月にその指定期間が満了を迎えます。この施設は、これまでの間、安定した経営を行ってきております。管理運営に関する基本協定に基づき、指定期間を更新する場合は、指定期間満了の6か月前までに、指定期間の更新の申し出をすることとなっておりますので、先般、団体へ更新を打診したところ、引き続き指定を受けたい旨の回答がありました。こうしたことから、富士川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、公募によらない指定管理の候補者として選定し、今定例会に指定案件を提出しております。

次に、農村RMO形成事業、将来ビジョンについてであります。全国的に人口減少が本格化する中、本町においても、都市部に先駆けて人口減少・高齢化が進行し、さらに、その傾向は中山間地域になるほど顕著な状況にあります。今後、将来にわたって、農用地の保全活動や、暮らしを守る地域コミュニティを維持していくことは、まちづくりを進める上で、大きな課題となっております。町では、こうした状況を鑑み、それぞれの集落が補完し合い、支え合いながら、持続可能な地域づくりを目指していくため、農村RMO形成事業を導入することとしました。町が目指す地域の将来像を示すものとして、農村RMO形成事業将来ビジョンを策定しました。次世代につなぐ魅力と活力あふれる地域づくりをこの事業のテーマとし、持続可能な農業・農村の確立を目指して、取り組みを推進して参ります。

次に、町立保育所の名称変更についてであります。保育所再編に伴い、本年4月から第1保育所・中央保育所・第5保育所の3園で運営しておりますが、子どもたちをはじめ地域のみなさんに親しまれる保育所名とするため、名称選定委員会を設置し、作業を進めて参りました。名称を公募した結果、町内外から200件を超える応募をいただき、名称選定委員会

において、第1保育所は天神ゆずっこ保育園、中央保育所は青柳そらっこ保育園、第5保育所は鯉沢さくらっこ保育園が選定され、委員長から報告を受けたところでもあります。こうしたことから、今後は、保育所の名称を改正する条例を上程し、明年4月から新たな名称で保育所の運営を行って参ります。

次に、富士川町森林環境譲与税活用検討委員会の設置についてであります。富士川町の森林面積は、総面積のおよそ8割を占め、この豊かな森林が持つ多くの機能を活かすには、森林をしっかりと整備していくことが必要です。しかし、近年、林業の採算性の低下や、所有者不明の森林の顕在化、担い手不足などにより、手入れ不足の森林が増えていることが、全国的な問題となっています。このような中、国は、令和元年度に、市町村による森林整備等の新たな財源として森林環境譲与税の譲与を開始し、町では、これまで、富士川町森林整備計画に基づき、この森林環境譲与税を、森林整備等の財源に充当してきました。来年度からは、森林環境譲与税の財源となる森林環境税の課税が始まりますので、税の趣旨への理解の促進を図るとともに、その活用について広く意見を聴取し、計画的かつ効果的な税の活用にあ資することを目的に本委員会を設置いたします。

次に、地域防災リーダー養成講座の開催についてであります。近年、国内では台風や線状降水帯の発生などによる自然災害が頻発しております。また近い将来、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震が発生するとされ、これに起因する被害想定も出されております。町では、こうした有事に備え、防災活動に積極的に係わる人材育成の取り組みとして、この秋、地域防災リーダー養成講座を開講いたします。この講座におきましては、先に会見発表した防災ビデオも教材として活用して参ります。こうした講座を、町が主導して行うことにより、町民の中から、防災に関してより実践的な知識と技術を備えた人材を、より多く輩出し、さらなる地域の防災力の向上に努めて参ります。

次に、富士川町総合計画・人口ビジョン・総合戦略・国土強靱化計画の進捗についてであります。公募型プロポーザル方式で委託業者の公募を7月12日に告示をいたしました。1社から応募があり、8月10日にプレゼンテーションを行い業者が決定、8月18日正式契約を締結したところでもあります。総合計画、人口ビジョン、総合戦略については、本年度と来年度の2年をかけて作成を行い、国土強靱化計画については、本年度完成予定となっております。総合計画の作成には町民の多くの声が反映できるよう、各地区において意見集約に取り組んで参ります。

次に、新庁舎整備事業、グランドオープンについてであります。庁舎西側駐車場の整備につきましては、旧庁舎解体後、造成、外構、給排水、舗装工事と順調に進捗し、植栽工事についても、9月入札の発注準備が整ったことから、グランドオープンの日程を12月23日土曜日と決定し、準備を進めたいと考えております。なお、詳細につきましては、決まり次第、お知らせしたいと考えております。

次に、官製談合に係る訴訟経費についてであります。官製談合に係る訴訟経費につきましては、弁護士から中間報告を受けて、訴訟準備が整ったことから、訴訟経費に必要な本年度分の費用を、本定例会に計上させていただいたところでもあります。

以上、今定例会に提出いたしました主なる案件と主要な取り組みについて述べさせていた

だきました。今定例会に提出いたしました案件は、報告案件3件、条例改正案件3件、補正予算案件4件、指定案件1件、決算認定案件2件、合わせて13件の議案を提出しております。提案理由につきましては、議案ごとに申し上げさせていただくこととしておりますが、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます、あいさつといたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で町長のあいさつを終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 4 報告第 5 号 令和4年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率および資金不足比率の報告について

を議題とします。

町長から、本案について報告を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

——— 提案理由の朗読説明 ———

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第5号について、補足説明を求めます。

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

それでは、報告第5号の補足説明をさせていただきます。タブレット2ページのかがみ文の次のページをご覧ください。令和4年度決算に基づく、富士川町財政健全化判断比率の状況についてであります。項目、比率、早期健全化基準について説明いたします。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字が生じておりませんので、横棒で表示してあります。早期健全化基準は、実質赤字比率が14.98%、連結実質赤字比率が19.98%であります。次に実質公債比率は10.9%、早期健全化基準は25%であります。前年度比率は12%でありましたので、1.1%の減となりました。将来負担比率は68.2%、早期健全化基準は35.0%であります。前年度比率は48.4%でありましたので、19.8%の増となりました。

次に、下の表の令和4年度決算に基づく、富士川町財政健全化資金不足比率の状況についてであります。全ての会計におきまして、資金不足が生じておりませんので、横棒で表示しております。なお、経営健全化基準は20%であります。以上、報告第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの報告ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

次に、監査委員から、令和4年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告に対する意見書が添付されていますので、代表監査委員の深澤勲君から報告を求めます。

代表監査委員 深澤勲君。

○代表監査委員（深澤勲君）

本日は大変お疲れさまでございます。議長から指名をいただきました、代表監査委員の深澤でございます。よろしくお願いします。ただいま、町長および担当課長から報告・説明がございました、令和4年度富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎計数について、審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

それでは、お手元の資料に意見書が添付されておりますので、ご覧いただきたいと思います。それでは、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（以下、令和4年度富士川町財政健全化等審査意見、令和4年度富士川町公営企業（水道事業）財政健全化審査書の朗読）

以上で、令和4年度富士川町財政健全化等審査意見書についての報告を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第5 報告第6号 令和4年度富士川町一般会計継続費精算報告について
を議題とします。

町長から、本案について報告を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第6号について、補足説明を求めます。

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

それでは、報告第6号の補足説明をさせていただきます。タブレット7ページのかがみ文の次のページをご覧ください。令和4年度富士川町継続費精算報告書、一般会計であります。

款、項、事業名、年度支出済額の順に報告いたします。2款総務費、1項総務管理費、新庁舎整備事業、令和3年度3億2793万円。令和4年度18億3891万7000円。合計で21億6684万7000円であります。なお、財源内訳につきましては、記載のとおりであります。

次に、10款教育費、4項社会教育費、町民図書館建設事業、令和2年度5059万6669円。令和3年度1億5166万9997円。令和4年度6億3099万2780円。合計で8億3325万9446円であります。なお、財源内訳につきましては、記載のとおりであります。

以上、報告第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの報告ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第6 報告第7号 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について

を議題とします。

教育長から本案について報告を求めます。

教育長 古屋三千雄君。

○教育長（古屋三千雄君）

——— 提案理由の朗読説明 ———

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第7号について、補足説明を求めます。

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

それでは、報告第7号の補足説明をいたします。タブレットの10ページからが報告書になってございます。まず、目的、制度の概要をご説明いたします。13ページをお願いいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は毎年主な事務事業について、管理および執行状況を自ら点検評価し、その結果を議会に報告するとともに公表することとなっております。そうしたことから、令和4年度に行いました事務事業について点検評価を行いましたので、今定例会にご報告するものでございます。次に、点検評価の方法ですが、第二次教育大綱および第二次教育振興計画に掲げる各政策の項目のうち、教育委員会の権限に属する事務について、自己点検と評価を行いました。報告書においては、1教育委員会の活動、2教育委員会各課において執行した事務事業として、大まかに分類して表記してございます。14ページから15ページにかけましては、教育委員の構成とともに、教育委員会の開催回数、それに伴い審議しました議案件数等を挙げまして、委員会の活動の経過をまとめてございます。タブレット16ページからは、教育委員会各課において執行した主たる事務事業の成果と課題を、教育振興計画の目標ごとにまとめたものになります。実績を数字で表せる事業につきましては、令和3年度の実績の数値を併せて掲載し、事業の成果を表記いたしました。今回の点検評価の結果を踏まえまして、課題を検討し、本年度以降の事業実施に反映させるとともに、よりよい教育行政の推進に努めて参りたいと考えております。報告第7号の補足説明は以上となります。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、教育長からの報告ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第7 議案第49号 富士川町税条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第50号 富士川町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第51号 富士川町立小中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

以上の3議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第49号から第51号までについて、補足説明を求めます。

まず、議案第49号について、補足説明を求めます。

税務課 長澤康君。

○税務課（長澤康君）

それでは、議案第49号の補足説明をさせていただきます。富士川町税条例の一部を改正する条例の条例文の改正につきましては、タブレットでは39ページからの新旧対照表でご説明いたします。今回の改正では、これまで障害者手帳所持者の本人運転の場合、軽自動車の減免は身体障害者に限られておりましたが、精神または知的障害者の本人運転も減免の対象とするため、身体障害者と定義づけされておりましたところを、身体障害者等に改める改正であります。タブレット38ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1条に施行期日、第2条に経過措置について規定をしております。以上が、富士川町税条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。ご審議のうえ、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第50号について、補足説明を求めます。

町民生活課長 一之瀬三千さん。

○町民生活課長（一之瀬三千さん）

それでは、議案第55号、富士川町印鑑条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。タブレット42ページをお開きください。富士川町印鑑条例の一部を改正する条例、富士川町印鑑条例の一部を次のように改正する。改正の主な内容につきましては、証明書の自動交付機能を有する機器において、個人番号カードまたは移動端末設備を用いて、印鑑登録証明書を申請し、交付を受けることができるものと改正するものです。詳細につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。タブレットの次のページをお開きください。富士川町印鑑条例新旧対照表、第14条中、印鑑登録者であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、第22条の規定により、利用者証明用電子証明書の発行を受けているものは、当該個人番号カードを利用して申請することができる。印鑑登録者は、個人番号カード、または移動端末設備を用いて申請し、その交付を受けることができるに改めるものです。タブレット42ページに戻っていただき、附則につきましては、この条例は規則で定める日から施行します。以上、議案第50号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第51号について、補足説明を求めます。

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

議案第51号、富士川町立小中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。45ページをお開きください。令和5年第1回富士川町議会定例会におきまして、新たな統合中学校の名称を、仮称富士川町立統合中学校とし、本条例の一部改正をご議決いただきましたが、本年の6月に富士川町教育委員会におきまして、正式名称を富士川町立富士川中学校と決定いたしましたため、本条例を改正するものでございます。詳細は新旧対照表でご説明いたします。次のページをお願いいたします。第3条の表の改正規定中、名称の仮称富士川町立統合中学校とあるのを、富士川町立富士川中学校に改めます。前のページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。議案第51号の補足説明は以上でございます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

ここで暫時休憩を行います。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

○議長（堀内春美さん）

それでは、休憩を解いて再開します。

日程第10 議案第52号 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第53号 令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第54号 令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第55号 令和5年度富士川町かじかの湯事業特別会計補正予算（第1号）

以上の4議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

町長から、本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

——— 提案理由の朗読説明 ———

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第52号から第55号までについての、補足説明を求めます。

まず、議案第52号について補足説明を求めます。

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

タブレット49ページをご覧ください。議案第52号、令和5年度富士川町一般会計補正予算第4号の補足説明をさせていただきます。表紙の次のページをお願いいたします。

（以下、令和5年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事業別明細書により説明いたします。タブレッ

トの５６ページ、事項別明細書、表紙の次のページをご覧ください。

（以下、令和５年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明）

次ページからは、人件費に異動がありましたので、給与費明細書を添付しております。ご参照ください。次に、タブレット５５ページにお戻りください。第２表地方債補正について説明いたします。

（以下、第２表地方債補正朗読説明）

次に、一般会計の最終ページ、タブレット７８ページの地方債の現在高の見込みに関する調書をご覧ください。地方債の現在高の見込みに関する調書になります。この表の右下の数値が、当該年度の現在高の見込み額となり、９５億２２２３万円となります。

なお、左の欄の区分３、その他（３）臨時財政対策債につきましては、これは本来、国が地方交付税として交付すべき金額について、国の財源が不足しているために、その不足分を起債として発行し、借り入れたものであります。こうした目的の起債でありますので、借入分の元利償還金については、その相当金額が、後年度の普通交付税として算入されるものとなっております。

以上で議案第５２号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第５３号について、補足説明を求めます。

町民生活課長 一之瀬三千さん。

○町民生活課長（一之瀬三千さん）

それでは、タブレットの７９ページ、議案第５３号、令和５年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算第２号の補足説明をさせていただきます。次のページをお開きください。令和５年度富士川町の国民健康保険特別会計補正予算第２号は、次に定めるところによる。

（以下、令和５年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算の朗読）

第１表歳入歳出予算の補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレットの８３ページ、事項別明細書、表紙の次のページをください。

（以下、令和５年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以上で、議案第５３号の補足説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第５４号について、補足説明を求めます。

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

それでは、タブレット８６ページをお願いいたします。議案第５４号、令和５年度富士川町介護保険特別会計補正予算第２号の補足説明をさせていただきます。表紙の次のページをお願いいたします。

（以下、令和５年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読）

第１表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明をいたします。タブレ

ット90ページ、事項別明細書、表紙の次のページをお願いいたします。

(以下、令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上、議案54号の補足説明でございます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第55号について、補足説明を求めます。

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

それでは、議案第55号の補足説明をさせていただきます。タブレットは、94ページになります。令和5年度富士川町かじかの湯事業特別会計補正予算第1号の、次のページを開きください。

(以下、令和5年度富士川町かじかの湯事業特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。タブレット99ページの事項別明細書を開きください。

(以下、令和5年度富士川町かじかの湯事業特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上で、議案第55号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第14 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について
を議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

——— 提案理由の朗読説明 ———

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第56号について補足説明を求めます。

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

議案第56号につきまして、補足説明をさせていただきます。タブレット101ページをご覧ください。今回の指定候補者の選定にあたりましては、富士川町公の施設における指定管理者の指定に関する条例、第5条の公募によらない指定候補者の選定を適用しているものであります。

(以下、公の施設の指定管理者の指定についての朗読)

以上、議案第56号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第15 認定第1号 令和4年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第2号 令和4年度富士川町水道事業会計決算認定について

以上の2議案は、決算認定案件でありますので、一括して議題とします。

町長から、本案について、決算の概要説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 「令和4年度決算について」を朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

決算の概要説明が終わりました。

ここで暫時休憩をします。なお、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

次に、認定第1号および第2号について、補足説明を求めます。

説明者は、簡潔明瞭な説明をお願いいたします。

まず、認定第1号について、補足説明を求めます。

会計管理者 河原恵一君。

○会計管理者（河原恵一君）

それでは、認定第1号、令和4年度富士川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について補足説明をさせていただきます。決算の概要の次のページ、タブレット140ページから一般会計および14の特別会計の総括表を掲載してありますので、この総括表にてご説明いたします。

（以下、令和4年度富士川町一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表朗読説明）

なお、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書などは、各会計ごとに掲載してありますので、ご参照ください。以上、認定第1号の補足説明とさせていただきます。ご審議のうえ、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、認定第2号について、補足説明を求めます。

上下水道課長 依田正紀君。

○上下水道課長（依田正紀君）

それでは、認定第2号、令和4年度富士川町水道事業会計決算認定について、補足説明を

させていただきます。タブレット459ページをお開きください。

(以下、令和4年度富士川町水道事業決算報告書朗読説明)

次の465ページ以降は、令和4年度富士川町水道事業報告書となっておりますので、ご参照ください。以上で、認定第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの決算概要説明ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

ただいま議題になっております、認定第1号および第2号については、委員会条例第6条の規定により、決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号および第2号の決算認定については、決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決定しました。ここで委員会名簿を配布します。

(書記が特別委員会名簿を配布)

お諮りします。

ただいま設置されました、決算特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、名簿のとおり決定しました。

ここで暫時休憩します。

決算特別委員会の委員は、正副委員長互選のため、議員控室にご参集ください。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時20分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

休憩中に決算特別委員会を開き正副委員長の互選を行いましたので、議長から報告します。決算特別委員会の委員長に井上光三君、副委員長に青柳光仁君がそれぞれ互選されました。議案付託表については、本日の議会終了後、配布しますので、ご了承願います。

○12番議員（井上光三君）

議長

○議長（堀内春美さん）

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

決算審査に必要な資料の提出を求める動議を提出します。

○10番議員（青柳光仁君）

議長

○議長（堀内春美さん）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

ただいまの、井上議員の動議に賛成いたします。

○議長（堀内春美さん）

ただいま、12番井上光三君から、決算審査に必要な資料の提出を求める動議が出されました。この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

これから、決算審査に必要な資料の提出を求める動議を議題とします。

ここで、動議提出者から、提出理由の説明を求めます。

12番 井上光三君。

ここで、書記に提出資料一覧表を配布させます。

○12番議員（井上光三君）

決算審査にあたりまして、ただいま、お手元に配布されました一覧表、28件の資料を参考にしたいので、提出を求めるものであります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、提出理由の説明が終わりました。

井上光三議員、自席にお戻りください。

これから、決算審査に必要な資料の提出を求める動議を採決します。

お諮りします。

決算審査に必要な資料の提出を求める動議を、決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査に必要な資料の提出を求める動議は可決されました。

提出資料については、本日の議会終了後、配布しますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和4年度富士川町一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算審査に対する意見書が添付されていますので、代表委員の深澤勲君から報告を求めます。

代表監査委員 深澤勲君。

○代表監査委員（深澤勲君）

令和4年度富士川町一般会計、特別会計、公営企業会計決算審査意見書報告について、まず報告に入る前に、この度実施いたしました決算審査におきましては、町長をはじめ関係職員の皆さまには、大変お忙しい中ご協力をいただき、日程どおり終了することができました。ありがとうございました。

決算審査に対する意見書については、一括して報告をさせていただきます。なお、時間の関係もありますので、1ページと25、26ページの結びのみ朗読させていただき、報告に代えさせていただきます。省略させていただきますページにつきましては、後刻確認をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

(以下、令和4年度富士川町一般会計・特別会計・公営企業会計(水道事業会計)決算審査意見書1ページ、25、26ページ朗読説明)

以上で、令和4年度富士川町一般会計、特別会計、公営企業会計決算審査意見書についての報告といたします。

○議長(堀内春美さん)

以上で、代表監査委員からの決算審査に対する意見書の報告が終わりました。

深澤代表監査委員、誠にご苦労さまでした。厚く御礼を申し上げます。

○議長(堀内春美さん)

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時37分

令和 5 年

富士川町議会 9 月定例会

9 月 1 1 日

令和5年第3回富士川町議会定例会（2日目）

令和5年9月11日
午前9時00分開議
於 議 場

1 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

通告 1 番	2 番	神 田 雅 也	議員
通告 2 番	5 番	小 林 和 良	議員
通告 3 番	7 番	望 月 眞	議員
通告 4 番	6 番	秋 山 仁	議員
通告 5 番	12 番	井 上 光 三	議員
通告 6 番	9 番	齊 藤 欽 也	議員
通告 7 番	4 番	深 澤 一 幸	議員
通告 8 番	1 番	宇田川 朱 恵	議員
通告 9 番	8 番	小 林 有紀子	議員
通告 10 番	3 番	依 田 誠 司	議員

2 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番	宇田川 朱 恵	2 番	神 田 雅 也
3 番	依 田 誠 司	4 番	深 澤 一 幸
5 番	小 林 和 良	6 番	秋 山 仁
7 番	望 月 眞	8 番	小 林 有紀子
9 番	齊 藤 欽 也	10 番	青 柳 光 仁
11 番	鮫 田 洋 平	12 番	井 上 光 三
13 番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(19人)

町	長	望	月	利	樹	副	町	長	早	川	竜	一
教	育	長	古	屋	三千雄	会	計	管	理	者	河	原
教	育	次	長	秋	山	政	策	秘	書	課	長	中
財	務	課	長	望	月	管	財	課	長	渡	辺	成
税	務	課	長	長	澤	防	災	交	通	課	長	長
町	民	生	活	課	長	一	之	瀬	三	千	福	祉
子	育	て	支	援	課	長	大	久	保	公	生	福
都	市	整	備	課	長	井	上	勝	彦	産	業	振
上	下	水	道	課	長	依	田	正	紀	土	木	整
生	涯	学	習	課	長	井	上	誠	教	育	総	務
												課
												長
												小
												林
												恵

5 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	原	田	和	佳
書	記	井	上	直
				人

開会 午前 9時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。

相互に礼。着席願います。

令和5年第3回富士川町議会定例会2日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は一般質問の日程になっております。

一般質問の通告者および当局者は、質問ならびに答弁の要旨を分かりやすく、簡潔に願います。

なお、富士川CATVが、本日の一般質問を録画放送するため、議場内にカメラを設置し、撮影いたしますので、ご了承願います。

また、傍聴者の皆さまにおかれましても、撮影の対象となりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 一般質問

質問の通告者は、10名であります。

これから、通告順に一般質問を行います。

それでは、通告1番 2番 神田雅也君の一般質問を行います。

5番 神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

おはようございます。では、2日目ということで、一般質問を通告に則つとりまして、1番、2番の神田雅也が質問をさせていただきます。答弁は簡潔に明瞭に行っていただきますよう、ぜひよろしく願います。それでは、1番目の町民体育館について、ということで質問をさせていただきたいと思います。本町において、リニア中央新幹線の建設に伴い町民体育館がなくなってしまいました。現在、町における屋内スポーツ体育部やクラブは、小中学校の体育館を使用し、活動や大会を行っていますが、小中学校の体育館ですから、小中学校の行事や、使用が優先され、思うように使用できない、しづらいと伺っています。ママさんバレーの強豪という実績もある、本町のママさんバレーに携わる方々の実力やモチベ

ーションを体育館がなくなって、果たして保てるのでしょうか。では、1 番の質問をさせていただきます。町民体育館の位置づけや考え方を含め、必要性について、当局の考えを伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在は、ふれあい広域体育館など社会体育施設および学校開放施設であります学校体育館など、町内 9 つの体育館をご利用いただき、活動していただいているところであります。こうした中、町民体育館につきましては、町のスポーツ振興のために、重要な施設であると認識しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2 番議員（神田雅也君）

はい、ありがとうございます。再質問ですが、確認ですが、体育館は必要だという認識でいらっしゃるということでよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。先ほども申し上げましたとおり、町のスポーツ振興のために、重要な施設であると認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2 番議員（神田雅也君）

はい、ありがとうございます。では、重要な施設ということで認識をしているということでお聞きしましたので、安心をいたしました。ぜひよろしくお願いいたします。では（2）の質問に移らせていただきたいと思います。先般、山梨県は、2032 年、実に 46 年ぶりに山梨において国民スポーツ大会、元の国体と言われた大会ですね、が開催されると発表されました。そこで、その時にしっかりとした町民体育館もない本町に、国民スポーツ大会が誘致されるとは思いません。そのためにも、リニアの補償金と令和 6 年度中に実施設計に着手すれば活用できる、合併推進債を使用し、しっかりとした町民体育館を建設すべきだと考えますが、当局のお考えを伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町における様々な事業を行うにあたり、町の長期的視野に立ち、財政見通しをお示したところであり、各事業につきまして検討をしているところでございます。こうした中、新町民体育館の建設につきましては、当初に立ち返り、財政状況を見ながら、検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい。再質問ですが、新体育館の候補地と考えますが、当初、中学校を移設する予定であった増穂商業高校跡地はどうなっているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。増穂商業高校の跡地につきましては、現在、県が所有しておりますので、町が事業計画をできる状況ではございません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい、ぜひですね、県との交渉をやめることなく進めていただき、そしてママさんバレーに携わる方々をはじめ、多くの町民が本当に困っているという認識を持っていただいてですね、新町民体育館の建設を早期実現できるよう、町でも働きかけていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。では、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。1年前に、9月定例議会において、秋山仁議員が、デマンド交通について、旧増穂地区内はドアツードア方式を採用し、旧鰍沢地区内は停留所方式を採用していると聞かすが、旧鰍沢地区内もドアツードア方式が採用できないかという質問に対し、歯切れの良い回答をいただけませんでした。また、合併し、同じ町となり10年が経過し、現在このような状況はおかしいのではと、町長を問いただす場面もあったかと思います。では、1番目の質問に入ります。鰍沢地区内については、ドアツードア方式ではなく、バス停方式で運行しているとしているが、過去の答弁では、利用者の利便性向上のため改善を進めていくとあったが、住民の声や、さらなる住民の声や、さらなる利便性を考慮し、改善策を検討されると伺いましたが、どういう部分を改善されたか、お聞きしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

神田議員、質問の内容が違うんですが。

○2番議員（神田雅也君）

はい。利便性向上についてどうお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。デマンド交通の鰍沢地区につきましては、運行エリアが広く長時間の運行になることや、運行に用いるジャンボタクシーの転回が困難な地域が多いことから、ドアツードアではなく、停留所方式で運行しております。そのため、利用者の利便性向上に向けたアンケート調査や運行時に要望のあった箇所について、現場の

状況を確認し運行会社と協議した上で、問題がなければ停留所の増設を行っております。これまで、柳川や鹿島、箱原で停留所の増設を行ってきたところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい。これからも多くの声を聞いていただいて、本当に町民にとって使いやすさをというものを追求し続けていただきたいと思います。では、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。朝夕の定時定路線の運行については、一定の利用者数もあるものの、さらなる利便性のため、デマンド区域運行をしてほしいという声が、声も聞くが、デマンド区域運行の時間延長を検討できないか、質問させていただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。デマンド交通については、区域運行の拡大に関する意見もいただいております。区域運行を拡大するためには、定時定路線の運行時間を区域運行に振替える必要がありますが、定時定路線については、一定の利用者があることと、区域運行で予約受付を行うオペレーターの就業時間について、検討する必要があります。さらに、委託事業者に運行が可能であるかの確認も必要となることから、即座に区域運行を拡大することは出来ません。こうしたことから、デマンド運転の時間延長については、今後も検討を進めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

ぜひともですね、お使いになられる町民目線で、さらなる調査を行っていただきながら、デマンド区域運行の拡大が即座に検討できるという体制を作っていただいて、1日も早い改善を願いたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。それでは、3問目の質問に移らせていただきます。運転免許証の返納の促進についてということで、質問させていただきたいと思います。高齢運転者の交通事故の割合を減らすため、1998年から運転免許証の自主返納が進められてきました。近年、山梨県においても、運転免許証の自主返納者については、各市町村が主体となり、特典や支援をつけるなどして、自主返納を促進しております。それでは、1つ目の質問ですが、本町において、運転免許証の自主返納時にある特典の内容について伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。高齢者の死亡事故増加や、加齢に伴う身体機能の低下等のため運転に不安を感じ、運転免許証の自主返納を検討する高齢者ドライバー

が増えております。町では、こうした高齢者の運転免許証自主返納をサポートするため、運転免許証の自主返納の際に、申請により交付されます運転経歴証明書、これを提示することで、次のような特典を用意しております。まず、デマンド交通、定時定路線を無料で乗車していただくことができます。また、デマンド交通区域運行では、通常300円としている利用料金が100円で利用できます。さらに、土日祝日に運行しているホリデーバスについても、無料で乗車することができます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい。今ご答弁いただいた中にですね、再質問ですが、運転免許証の返納を行った際にですね、申請により交付される運転免許証経歴証明書というものがあろうかと思いますが、これは多分申請を行う行わないは、そのときにですね、知らされる、知らされることなくというかですね、その場でこういう申請を行うとこういうものがありますという説明もなくですね、どうするかということを、多分書面で書いてあるのではというような体制で今、返納に対しては、そういう運転経歴証明書というものを、いただけるということが分かっていない方も結構多いんですね。これをデマンド交通の利用が無料になるとか、定時定路線が無料になるとか、デマンド交通が200円引きになるとかっていうお話っていうのは、後から聞く、聞いたときにですね、その後に申請をするかしないかっていうことになってくると思うんですね。そうすると、その場でその時にやれば1回で済んだ手間が2度3度ということで、手間を惜しんでですね、それを申請しない方が結構いらっしゃるんですね。ですので、町の方でもですね、運転免許証の自主返納を進める上でですね、そういったものをしっかりと申請してくださいということを訴えていただきたいと思いますので、そういった記述を、ぜひどちらかにしていただいてということはお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。免許センターで交付されます運転経歴証明書につきましては、ただいま議員がおっしゃったように、事前に分かっていなかったという事例があることは承知しておりますので、今後ともホームページであるとか、今後機会を設けまして、広報であるとかで周知をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい。では、分かりました。ありがとうございます。では、2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。運転免許証の提示で、定時制路線とホリデーバスが無料になる、または、デマンドバスが200円引きとなるという特典を、もっと町の方へ周知に努めていただき、利便性の理解を高めた上で、高齢者への運転免許証の自主返納を促す考えはあるか伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君、先ほど、長田博幸君がその答弁はしておりますが。

○2番議員（神田雅也君）

違うと思いますが。

○議長（堀内春美さん）

言っていることが同じです。

○2番議員（神田雅也君）

いや、すみません。はい。では分かりました。ではですね、ぜひですね、基本的には、運転免許証の自主返納は高齢者だと思いますので、ホームページだけでなく、広報や回覧板等で定期的にお知らせするなどに努めていただき、できるだけですね、高齢者から免許証を奪い取るということではなくですね、そういう考えではなく、安全に通行できる社会を作る上での一環だということでの認識でいていただいて、ぜひ高齢者への促しを行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

2番はいいですか。

○2番議員（神田雅也君）

いいです、はい。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告1番 2番 神田雅也君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告2番 5番 小林和良君の一般質問を行います。

○5番議員（小林和良君）

それでは通告に沿ってですね、質問をさせていただきます。本日は2つの質問を行います。1つ目は、代替体育館、新体育館ですね、の建設検討プロセスのあり方について。2つ目は、町が発信しているSNS、ソーシャルネットワーキングサービスについて、今後の方向性について伺います。それでは1つ目の代替体育館、新町民体育館の建設検討プロセスのあり方について質問に入ります。先ほど神田議員からも質問がありましたが、私は、違った切り口からこの点について質問をさせていただきたいと思います。ご承知のように、リニア新幹線建設工事により、社会体育の推進の中心となっていた町民体育館は、平成30年12月27日、これ2018年ですね、に閉館となり、平成31年に解体され、消滅しました。その代替となる体育館建設の方向性はいまだ示されておられません。すでに閉館、要は使用できなくなってからですね、5年近くの歳月が経過しております。町民からも一体どうなっているのか分からないといった声が上がっています。新中学校の方向性が決まった今、体育館検討プロセスの、プロセスへの提案を含め、そのあり方について伺いたいと思います。それでは(1)の質問に入ります。本件はですね、令和4年6月の依田議員から、令和4年12月に望月眞議員、井上光三両議員から一般質問で提起されていますが、具体的な進捗についていまだ示

されておりません。その後ですね、令和5年2月、今年の2月ですね、富士川町町民体育館建設検討委員会のメンバーにA4の通知が1枚届きました。そこに、この文章があります。内容はですね、新町民体育館につきましては、令和3年9月の基本計画検討委員会を最後に開催していない状況であります。この1年余りの間に、新町民体育館の候補地としてお示ししておりました増穂中学校の敷地内に、新しい中学校の校舎を新築することが決定され、令和8年度中の完成を目指し事業を進めることになりました。中略します。中省いてですね、今後は新しい中学校建設について大枠が決まった後、改めて富士川町町民体育館建設基本計画検討委員会を開催し、ご協議いただきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます、という通知が2月に行ったんですね。その後、半年経過後も何の連絡もありません。社会体育を推進する体育館利用者から、建設検討の進捗について、その後どのように進捗しているのか、状況を早く公開してほしい、いつまで待てばいいのかという声が多数上がっております。このような声を受けて、建設検討プロセス、要は手順、工程ですね、はどこまで進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

町では、町の長期的視野に立ち、財政見通しをお示ししたところであり、これを基に各事業について検討しているところであります。こうした中、新町民体育館の建設につきましては、当初に立ち返り、財政見通しを見ながら、町として、課題や財政面、規模、機能など総合的に検討した後、富士川町民体育館建設基本計画検討委員会において、検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。建設検討のプロセスを伺っております。プロセスとは、手順、工程のことです。プロセスの中に中学校の方向決定というひとつの手順がありました。これが決定された今、どのような手順で進めていて、現在どこまで進んでいるのか、具体的に明確に教えてください。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。町の財政見通しを基に、町が計画しております各事業につきまして検討をしているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

検討されているですね、各項目の進捗について具体的に教えてください。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。先ほども申し上げましたが、現在は町の財政見通しを基に、町が計画している各事業を全般的に検討しているというところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。具体的な項目が示されないので、こちらから伺います。まず、プロセスの中には、期限が限られているものも含まれていると考えます。建設資金の影響のある合併推進債の期限について、まず教えてください。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。合併推進債につきましては、令和6年度中に実施設計に着手した場合に充当される地方債でございます。加えまして、2つ以上の施設を1つにするときに充当されるという地方債でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。またプロセスの中にはですね、J R 東海からの補償金ですね、これは公共補償、一般補償。公共補償は、新しく体育館を建設する場合に補償される、お金。一般補償は、体育館を建設しない場合に補償される金額と聞いています。この交渉時期も含まれると思うんですね、このプロセスの中には。それらの期限があれば、これも教えてください。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。町民体育館の移設に当たりまして、町とJ R 東海とで、利根川公園内町民体育館移設に関する覚書というものを結んでおります。覚書では、町は平成36年、令和6年ということですね、までに移設計画を決定することを基本とすると。ただし、その時期までに移設計画を決定できない場合は、移設時期等を再度協議するものとしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは2の質問に移ります。コロナが2類感染症から5類感染症に変更された今、各専門部、支部での活動が盛んになり、通常の状態に戻りつつあります。また9月に開催され、今ちょうど今開催されていますね、県の体育祭の、町村の部の12連覇ですね、向けて、よ

り活動量が多くなるシーズンになってきています。町では90%以上の利用率であった町民体育館が失われた今、各専門部、支部の施設不足による問題点をどのように把握しているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。本町には、学校開放施設を含め、9つの体育館がございまして、これらの体育館の利用状況を見ますと、各施設を利用者が譲り合いながら、積極的にご活用いただいております。しかし、利用施設におきましては、偏りが生じていることもあり、町民体育館は町のスポーツ振興のためには、重要な施設であることは認識しているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。私が確認したところですね。体育施設の絶対数が足りないことに加え、先ほど神田議員からもご指摘がありましたけれども、学校施設であり、やはり学校優先であることからですね、使用したい時期に使用できない不便さがある。そして、思うように活動できないという意見が大半でした。また、大会を計画し進めていたが、急きょ学校行事が入り変更を余儀なくされたという事例もあります。また部によってはですね、他町村の体育館を借りているという状況もあります。町の現状把握といっても、予約状況のデータからに過ぎないのではないのでしょうか。やはり、現状把握は実際に社会体育を推進し、活動を行っている団体、個人から直接状況を収集しないとできません。ご回答の中で、各委員からご意見をお聞きすることも検討して参りたいと考えておりますということですけども、できるだけ早くとの声がありますが、いつごろを考えているのか、ご回答をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。町としての町民体育館の方向性が定まった後、できるだけ早くご意見を伺いできる機会を検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

できるだけ早くというお話ですけども、いつごろを考えているのかお伺いしております。現状把握は、体育館の方向性の決定とは関係なくすぐできることです。しかも方向性を決定するのに非常に重要な要素なんです。何日までとは申しませんが、曖昧な回答ではなく、1週間後なのか、2週間後なのか、はっきりと期日を切ったご回答をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。方向性が定まったときの状況を予測することは困難でありますので、期日を回答することはできませんが、町としての町民体育館の方向性が定まった後、できるだけ早くご意見をお伺いできる機会を検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良議員。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。なぜ期日が設定できないのでしょうか。すべての事業計画はスケジュールを立てて進めているはずで、行き当たりばったりではないはずで、方向性が定まった後のことですが、それでは、その期日はいつですか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

はい。議員ご指摘のとおりですね、町民体育館建設というのは町民のみんなが求めている部分でございます。本議会の冒頭、私、所信で話をさせていただいたとおりですね、財政議論なくして、町民体育館、大きなインフラの整備っていうのはあり得ないということを言わせていただきました。これ質問とは違う内容なんです、お示した将来シミュレーションですね、将来負担比率という部分、これがですね、令和3年の決算で、県内ワースト6なんです。こういう状況の中でしっかりと町民全体で、財政この状態でやるのかどうかと、そこを確認して、そこをクリアしてからやりたい。一方で、議員ご指摘のとおり、合併推進債の期限っていう部分、これも迫っている部分もあります。そこを見据えながらですね、町民からの声はどうだということ、ありとあらゆる場面でですね、実は利用率もしかり、私も町民の皆さんと話を、対話している、ありとあらゆる場面で今ニーズっていうのを並行して聞いている状況でございます。議員がご指摘のとおり、ご指摘のようなですね、ある会議を1回作ってそこをいつやるんだという話ではなく、広く長期的にですね、ニーズは聞いているような状況でございます、もしその一環としてですね、こういう会があると、例えば町長のですね、ほんとミーティングで呼ぶから来てくれということであれば当然伺いますし、町民のところに出向いてって、様々な意見をいただくのはやぶさかではない。まずは財政議論、これをしっかり町民全体で透明性を持ってやっていきながら、進めるべきところは進めていくということを考えていきたいと思っています。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ありがとうございます。私はですね、必要性和財政の問題は、これは並行でできると思うんですよ。並行して進めて、しかし財政がこれだから、これはこうしてくれっていうのが、あってしかるべき。財政が決まらない、シミュレーションができないからって、その後ろに×××、どんどんどんどん後ろ行っちゃうんですよ。だから、並行してできることは並行

して進めるんですよ。だからいろんな要求が出てくるでしょう。でもそれはできるものとできないものあって当然だと思います。それは財政のシミュレーションしかり。あとは今言っていたいろんな補償金、あとは合併債の期限、でこれを説明すればいいんです。だから、何も決まらないからって言って、進めるっていうことは、進めるのを止めるっていうことは、私はおかしいなと思っています。町長がほんとミーティングでも何でも出向くとおっしゃっていますので、ぜひともそういう機会を設けますんでね、直接声を聴いてください。それでは、(3)に移ります。現在、学校施設の体育館が9つあります。先ほど、すみません。その規模、可能な競技、耐震性、申請利用可能な期間、ハザードマップによる浸水深等の情報を把握して、利用関係者へどのような形で周知しているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。現在、利用することができる体育館は、学校開放施設として5施設、社会体育施設として4施設であります。体育館など施設の情報につきましては、町のホームページに掲載するとともに、利用申請では、やまなしくらしネットにて申し込みをいただいているところでございます。そのため、利用者は、利用時に期日や利用可能時間が把握できることとなります。なお、利用内容は様々な形態がございますので、原則的な利用規則等、必要最小限の情報に留めることとし、利用者の不明な点におきましては、お問い合わせにて対応をさせていただいているところでございます。なお、ハザードマップにより浸水深につきましては、すでに公開されているため、改めて周知はいたしておりません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

実際にですね、社会体育で利用できる体育館が9つあると言っても、規模、機能は一樣ではないんですね。そのまた広さ、利用できる種目にも相違があります。これちょっとパネルで、皆さんにはタブレットにすでに配布されていると思いますのでそちらをご覧ください。ちょっとこれだと文字が、議員の方は議案の中に入っていますのでご覧ください。この表はですね、こういう一覧表がないので、教育委員会さんをお願いして、そのデータから作成したものです。これで、各体育館の仕様が一目瞭然だと思います。向かって左側ですね、左側には各体育館の名前が縦に入っています。上側は横にですね、体育館名、住所、あと管理者、そして利用、耐震性ですね。そして付帯設備、可能なスポーツ競技、あとは、観客席数、駐車場可能台数、あと使用不可能時期っていうのがあるんですね、学校施設の場合には、やはり入学式とか運動会とか卒業式にこの体育館使いますので、この期間は体育館使えないんですね。ということを一覧表にしました。そして、この中には修理、補修必要な箇所というのもし入れました。雨漏りがあるということです。そして、ハザードマップも付け加えます。先ほど体育館にはあまり関係がということがありましたけども、体育館って、災害時には避難所にも使用されるんですね。したがって洪水等の場合には、浸水深がこの5mある鰯沢小学

校と鰐沢中学校に避難することはできません、というような情報を、一応ここにまとめてあります。町民の中にはですね、9つも体育館があるのだから、新たに町民体育館はいらないといった意見も耳にします。そういう意見を踏まえですね、感覚ではなく、このようなデータを基に議論を行うべきだと思います。これでできるのか、カバーできるのか。また、解体され消滅したですね、旧町民体育館はどれくらいの規模であったのかっていうのが一番下、表の一番下をご覧ください。ここには旧町民体育館がどれくらいの広さだったかっていうのを示してあります。体育館の敷地面積ですね、この建屋の面積なんですけども、今使っている一番大きな鰐沢中学校の体育館の約1.5倍の広さですね、でしたと。そして付帯設備も会議室、あとはトレーニング室というのがありました。これは、トレーニング室は、フォレストモールに移設して、あそこはサブのエリアとしてですね、大会等にあそこで皆さん休憩に使ったりして、こういうものが一応あります。観客席も200席。駐車場席が15台っていうのも少ないですけど、これは体育館の前の台数で実際には児童センターの方使っていたので200台以上はあったと思います。というふうにですね、どういう大きさの体育館が失われて、どういう仕様の体育館が今あるのか。こういうものをですね、こういう表を基に、やっぱり議論しないと駄目なんすね。感覚で9つあるからできるはという曖昧な考えではなく、理論的にやったらどうかと思います。そして、築後何年経過しているかっていうのを示しました。例えば増穂小学校だと、建ってから47年経っています。鰐沢小学校は42年、五開体育館ももう42年という、これもですね、将来的に考えて体育館利用を検討する必要があると思います。こういう一覧表を作りましたので、私はこのようなですね、一元化したデータを公開して、この2つの施設でこれから富士川町の体育館を使用した社会体育の推進を進めることができるのか。そういう議論を利用者と交わすお考えはあるのかどうかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。現在、各施設におきましては、その施設の特徴を生かし、譲り合いながらご活用いただいているところでございます。もちろん、利用施設におきましては、偏りが生じていることもございますが、不足による不満の声は現在町には届いていない状況でもございます。しかし、譲り合いながら活用いただいている状況を鑑みまして、町として方向性が定まった後、できるだけ早くご意見をお伺いし、お伺いできる機会を、設けるよう検討して参りたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。何度もお伝えしていますが、町としての方向性が決まった後ではなくですね、方向性は社会体育の推進の町民も交えて決める必要があると思うんですね。また、不足による不満の声が届いてない状況とのことですが、私が実際に使用している各部の責任者に確認したところ、先ほどした、お話ししたように皆さん一様に不満の声を上げています。またです

ね、町長が就任時の令和4年1月31日にあいさつで述べられた、対話と現場主義による協調のまちづくりとはですね、対話によって現場の当事者である町民の皆さまが本来求めていることは何かを見定めることと説明されました。その言葉どおり、方向性は現場の声を生かして進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。町民の皆さまの声を、様々な事業に生かしていくということは重要なことでございまして、町として積極的に進めているところでございます。そのため、町民体育館建設につきましては、町の財政見通しを基に、町が計画している各事業を勘案しながら、現在、全般的に検討し、方向性が定まった後、できるだけ早くご意見をお伺いできる機会を検討して参りたいと考えてございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは（4）に移ります。建設検討プロセスにおいては、まず体育館利用者の声を吸い上げることが重要と考えます。町民体育館が解体された今、利用者からの現状の問題点を拾い上げ、どのような解決策があるのか、活発な議論を行う必要があるのです。各専門部が代表、専門部の代表が参加している富士川町民体育館建設検討委員会を早急に開催し、進捗の説明、各部の活動の問題点を拾い上げて、活発な議論を交わす必要について、再度町の考えをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。町の財政見通しにより、町が行う各事業について、検討をしているところでございます。こうした中、新町民体育館につきましては、当初に立ち返り、財政議論を行い、町としての課題、財政面、規模、機能など、総合的に検討することとしております。これらを基に、富士川町民体育館建設基本計画検討委員会において、論議をして参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。重複しますが、方向性が定まる前の検討委員の意見が重要なんです。ましてや、規模や機能の原案については、なおさら現場の声が重要です。まずはその必要性を再確認するための現状把握が必要なんです。もう一度お伺いします。いかがお考えですか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。まずは財政見通しを基に検討を進め、町民体育館の方向性が定まった後、町として責任を持ってお話し合いの基になる原案をお示しして、検討委員のご意見をお聞きしたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

なかなか思うようにあれないので、最後に町長にお伺いします。今回、体育館建設のプロセスをお伺いしましたが、期限を切ったスケジュールが見えません。いつまでこのような状態を進めるのでしょうか。私はスケジュールを明確にし、まず社会体育を推進する町民の声を聞いてそれを生かしてほしいんです。現状の9つの体育館でいけるのかいけないのか、行けない場合はその解決策はあるのか。これを議論すること、これはすぐできることであり、必要なんです。先ほどもお話しましたが、町長の対話と現場主義による協働のまちづくりとは、対話によって現場の当事者である町民の皆さまが本来求めていることは何かを見定めること、という就任時に説明された言葉どおりに、実行をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

まさに対話と現場主義による協働のまちづくり、町民の声が第1ということを考えながら調整運営を進めていきたいという、これはひとつもぶれていないつもりでございます。一方でですね、やはり財政というところ、今回財政シミュレーションも今年度に入って議員の皆さまにもお示しさせていただきました。そしてこの広報の方でもですね、それをオープンにしてきたところでございます。将来的にはですね、非常に財政が逼迫する令和10年、11年頃の将来負担比率は全国でワースト20に入る可能性があるという、こういうその将来推計の中、それでもやるのかと、欲しいからやるのかと。それであれば進み、町民の皆さんがそれでもいいよと、やりましょうということであれば、これは進む。しかしながら、我々は将来に対する責任があるんです。財政を健全化させるという責任があるんです。こういった部分も見据えながら一方でですね、有利な起債を使いながらですね、可能であれば作りたい。しかし、将来的にその財政という部分、これは本当に非常に責任感を持って進めなきゃいけない。体育館は欲しいです。しかしながら、この懐具合も一部ですね、本当に執行部だけがですね、数字を持っているんじゃないかと、町民全体で議論をして、全部オープンにして、そしてみんなでやろうよということであれば進みます。そこのスケジュール感をですね、しっかりと示せという議員のご指摘、これごもっともだと思います。しかるべきにですね、そういった部分プロセスもですね、公表していきたいんですが、まずは今やらなきゃいけないのは、今町の財政がこうだよと、将来的にはこうなるんだよと、予測かもしれないけど、そのところを町民全体に行き渡ってから、議論をまた熟していきたいなというふうに考えているところでございますので、引き続きお願いします。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

分かりました。やはり町長に来ていただいてですね、ほんとミーティングで、いろんな方の意見をまず聞いていただきたいと私は思います。そこをひとつの材料にして、また決定の中にそれを組み込んでいただければと思います。以上で私は、1の質問を終了します。

○議長（堀内春美さん）

それでは、ここで暫時休憩します。

休憩 午前9時 58分

再開 午前10時06分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは、大きい2つ目の質問に入ります。1つ目の質問は、ハードに関することだったので少しハードになりましたけども、2つ目はソフトに関する事なので、できるだけソフトに行きたいと思います。2つ目はですね、SNSについてです。SNSとはソーシャルネットワークサービス、分かりにくいですが。日本語に直すと、社会的な交流の場を提供するインターネット上のサービスと。総務省の定義によれば、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス、ますます分かりにくいと。簡単にまとめると、インターネットを利用した情報発信のサービスと考えていいと思います。現在、町にはですね、以下の、パネルのですね、皆さんタブレットに入っていますのでご覧ください。このようなSNSを発信しています。現在5つですね。ライン、ツイッター今はエックスになっていますね。あとフェイスブック、インスタグラム、ユーチューブというのを発信しています。これら活用、利用によってはですね、町の情報発信に非常に有効なツールになります。このSNSをより有効活用するための手法について、問題点、改善点を含め、今後の展開について伺うことを目的として質問させていただきます。このパネルのですね、最後の方にですね、なじみのある皆さまが、町のPRのために出演されています、ユーチューブですね、この辺に。それでは大きな2の、町が支援しているSNSについて今後の方向性について伺う、に入ります。（1）町の発信しているSNSについて、各SNSが担う役割は違いますが、それぞれどのように展開し発展させていくのか町の考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

現在、町が運営し発信を行うSNSは、フェイスブック、ライン、インスタグラム、エックス、ユーチューブであります。SNSによる情報発信の利便性や拡散性を鑑み、本町においても行政や観光情報の発信について、町内外の方々に向け、様々な取り組みを行っているところであります。これらの情報発信ツールが持つ特徴を活かした上で、SNSを活用する

ことは、町の各事業を進めていく上で、とても重要な手段であると考えております。また、近年、他のSNSにおいてもユーザー数が増加していることから、町といたしましても、各SNSツールの有効性を調査し、今後どのような展開ができるのか研究を進めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。それぞれのSNSの役割については、どのように切り分け、発信しているのか。それぞれのSNSの特徴から、役割について具体的に説明してください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。フェイスブックにつきましては、幅広いコンテンツ、手法になりますが、そういった共有と実際の繋がりが特徴になっております。こちらに関しては、お知らせやイベントの情報共有を主な目的として発信しております。Instagramにつきましては、写真またはビデオの共有が中心となっております。ビジュアル的なそこを重視した形の観光情報など、写真やクリエイティブな発信を行っております。ラインにつきましては、テキストメッセージや音声通話、スタンプなど多機能なツールとなっております。いわゆる友達追加していただく、こういう形で直接情報を発信でき、また繋がっていくことによって、気づいてもらえやすい特徴がありますので、防災行政無線の内容も、このラインを使って文字で配信しております。エックスにつきましては、こちらは旧ツイッターと呼ばれるものですが、140字の文字の制限の中で、短い投稿文が特徴になっております。ハッシュタグやリツイートなど利用したコミュニケーションが活発に行えるツールであります。町では、マスコットキャラクターのゆずにゃんのアカウントとして運用しております。それぞれのプラットフォーム独自の特徴と目的を持っておりますため、異なるユーザー層に向けて運用しているところでございます。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、SNSの活用については、災害時に重要なツールとなる可能性があります。熊本地震のときにはですね、SNSのツイッター、エックスですね、これが情報収集に非常に役立ったという事例があります。このような事例から、本町でもSNSを災害時に情報源として活用する計画はございますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、警報や土砂災害警戒情報発令時におきましては、フェイスブックやラインにおいて、情報発信を行っております。また、エックスの短

い文で拡散されやすいという特徴からの、災害時において発信した情報が必要な方に届きやすいということは、認識はしております。こうしたことから災害時において、エックスについても有効な情報発信ツールということは認められておりますが、その活用につきましては、最近新聞で載りましたとおり、発信元で制限をかける等の問題も出てきておりますので、そういったことも含めて、調査研究が必要だと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

SNSのですね、発信当初の目的についての達成度から、課題についてはどのように把握されておりますか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。当初の目的につきましての達成度から現状の課題ということになりますが、現在町内外の多くの方々にSNSを閲覧していただいております。この中では、いいねなどの反応も多く得られているところでもございますが、現状以上の方々にフォローしていただくとともに、高評価を獲得できるように取り組んでいきたいと考えております。現在このパネルの中にございますとおり、いくつか、ラインが1番人数が多く、その他の部分も人数として多いのかというところも、そこも調査研究を含めながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

現在5つのSNSのですね、町の情報を発信していますけども、今後、視聴者の範囲とですね、数を増やすために、さらに他のSNSを追加する計画がございますか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。現在使用しております5つ以外のSNS、こちらの活用性につきましては、その特徴を見極め、どのような状況による情報発信が良いのか、現在行っております5つの接続数、そういったことを増やすことも併せて考えていく所存でございます。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

先ほどお聞きしてですね、災害時の活用、課題への対応、他のSNSの追加計画等についてですね、これはいつまでに、これとこれを行うといったスケジュールは立てられていますでしょうか。項目ごとにスケジュールがあれば教えてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。災害時の活用につきましては、情報発信の基として、現在担当課では、防災ラジオの普及を進めている中ではございますが、このラインの活用ということも併せて考えていきたいと思っております。また、課題と他のSNSの追加につきましてですが、好評価を得る手段や現在取り組んでおります5つのSNS、こちらの発信手段、方法も現在行っておりますほかにもいくつかございます。これらがどのように、よりよく町民の皆さまに情報が伝えられるのか、こちらを日々研究しながら、その使い方、また可能性を見つけていきたいと考えておりますので、議員さんがご指摘いただきました具体的なスケジュールという形のものは、公表という形ではちょっと難しいと考えております。

以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

分かりました。それでは2の質問に入ります。私がですね、ちょっと自分で調査したところによるとですね、公式ラインアカウントのインストール数が一番多かったですね。45人ですが調査しましたら、公式ラインのみを活用している方は38人、これ84%ですね。そして何も組み込まれていない方5人、これ11%。ライン以外の他のSNSも利用している方2人、4%ですね。公式ラインについては、防災放送も文字で表示されて放送が聞き取れない場面でも情報が分かるので、非常に重宝していると。ワクチンの申し込みも便利との意見が多数あり、概ね好評でした。今後ですね、この利用率の多い公式ラインをより発展させる計画があるか伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、町公式ラインでは、ホームページへのアクセスにアクセスできるほか、コロナワクチンの予約、ラインに関するご意見等をいただく機能などを伴っております。また、情報の発信内容につきましては、各課からのお知らせのほか、防災行政無線の放送内容も同時に配信を行うなど、簡単かつ便利であり、町外に外出しているときでも、町の情報が受け取れるとの好評をいただいております。こうしたことから、今後さらにラインのシステムや、機能などを調査研究するとともに加え、近隣市町などにおける活用方法も参考にしながら、町の皆さまに有効な情報発信や機能をお使いいただけるよう、取り組んで参りたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

例えばですね、他の町ではですね、町が毎月発行している広報のアンケートを実施してい

るところあります。これ公式ラインですね。本町と同規模の人口ですけども、毎月10人から20人の方から感想を収集しているということです。これは一例ですけども、本町でも登録者数の多い公式ラインを活用して、このような活用方法を実施するお考えはないでしょうか。今の公式ラインというのはプッシュ型ですから、向こうからいってくるということです。今度は自分からインで入っていくという操作が必要になりますけども、このような活用はいかがでしょう。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、町公式ラインのメニューバーには、町のホームページへのリンクや、ワクチンの予約に直接リンクされているものとなっております。今後は、このメニューバーを改良し、利用者の方がより使いやすいものにしていけるよう、調査研究して参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

（3）に移ります。私がですね、調査した結果から、町のSNSについては、全く知らないという町民もいらっしゃるんですね。災害時においても有効な情報ツールになるので、今後は広く普及を図るため、窓口等を訪れる町民に積極的に説明とインストールを促す等の方法についてお考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町公式ラインの登録につきましては、コロナワクチンの予約をラインで行えるようにしたことから、6,400人の方に登録していただいております。これはほかの自治体と比較しても、登録者数が多いと認識しております。ラインの利用につきましては、無料で送信したメッセージを相手に気づいてもらいやすいという特徴から、今後も多くの方に登録していただくことで、町の情報を有効に受信していただけることを考えております。こうしたことから、町では町公式ラインへの登録普及の啓発につきまして、庁舎内に看板やQRコードの表示を設置するなど工夫して、取り組んで参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

（4）の質問に移ります。SNSは情報発信の有効な手段ですけども、誹謗中傷、虚偽、デマ情報ですね、あと不正確な情報の発信の危険性も伴う可能性があります。富士川町のSNSにおいては、このような問題が発生した事例はあったのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。現在、町が運用しております公式SNSのうち、平成29年から運用を開始しましたフェイスブックに加え、昨年度から運用を開始しましたインスタグラム、エックスも同様にコメントなどをいただいている状態にあります。こうした中、これまで誹謗中傷、虚偽、乗っ取りなどで不正確な情報の発信をされたという事例は把握しておりません。今後、このような問題が発生した場合は、各SNSの使用に当たって、あった方法により、コメントなどの削除を行うことや、管理者に削除依頼をするなど、対応するとともに、町のホームページにおきまして、町民に対し注意喚起を行うなどの対策を講じて参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、今後の登録者とかですね、フォロワー数が増加すると、投稿情報の管理業務が増加する可能性があります。この点については、人員を含め今後どのように対応を行う計画でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、投稿した情報に対しますコメントにつきましては、担当が定期的にチェックし、返信するなど対応しております。この担当で管理も行っておりますが、引き続きこの体制の中で、できる限り丁寧な対応をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

町のPR、観光客の増加に重要なツールとなるように今後もですね、有効な活用方法への対応をお願いいたします。私がいろいろ、他町村も聞きましたけども、先ほどおっしゃられたラインの登録者数の数と、あとはエックス、ツイッターですね。これ、ゆずにゃんのところが結構多いということで羨ましがっていました。今後もひとつ大変でしょうけども、活用をよろしくお願いします。以上で私の質問を終了します。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告2番 5番 小林和良君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告3番 7番 望月眞君の一般質問を行います。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

富士川町には、162件に及ぶ公共施設があり、町民1人当たりの使用面積は6.4平方メートルとなり、総務省発表の全国平均5.2平方メートルを上回っています。すでに運用されなくなっている施設、今後、運用の必要がなくなる施設も多く存在します。また、運用を継続するためには、改修および修繕などの整備が必要となる施設もあります。公共施設の維持管理、整備運用に関して、町財政の負担等の課題も多いことから、今後の対応について、通告に基づいて質問を行います。最初の質問になります。平成28年3月に、長期的な資産経営の視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平常化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針として、富士川町公共施設等総合管理計画が作成されています。この計画の遂行状況について伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。富士川町公共施設等総合管理計画は、公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針となる計画であります。この計画の遂行状況につきましては、公共施設を管理する担当課において、施設の維持管理を行っているところでございます。こうしたことから、富士川町公共施設等総合管理計画を基本方針として、引き続き公共施設の維持管理を行って参ります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

再質問になりますが、この計画の中核となるのが、インフラ50年問題もありますが、インフラ長寿命化計画であると思います。公共施設の長寿命化計画の、長寿命化整備の遂行状況について伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。公共施設の長寿命化につきましては、各担当課において、長寿命化計画を策定し、計画に沿って現在維持管理を行っているところでございます。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

過去のですね、長寿命化ももう図られているということも私も存じておりますが、本議会に提出された教育委員会報告の、安心安全で質の高い学校施設等の整備の推進の課題として、令和元年度に学校長寿命化計画が作成されているが、中学校の統合により見直しが必要となっている。年々老朽化が進んでいることにより、修繕箇所が増加傾向があり、計画的な改修が必要であると提起されております。増穂中学校校舎等の施設については、新中学校建設計

画で長寿命化計画そのものが必要なくなりました。増穂小学校の校舎の大規模改修工事の実施については、多額の改修経費が見込まれます。新中学校の建設によって計画の変更が余儀なくなっていると思いますが、増穂小学校校舎長寿命化計画による、大規模改修工事の今後の見通しについて伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。増穂小学校の校舎につきましては、建築から50年が経過していることから、老朽化が進んでおりまして、改修が必要な状況になっております。現在は、新中学校の校舎建築に向けて、作業を進めているところでありますが、増穂小学校の大規模改修の具体的なスケジュールは決定しておりません。今後も財政面等を勘案しながら、児童の安全性や学習環境を確保するために検討を続けて参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

当初の計画によれば平成9年度内には、改修が行う予定だったんですが、新しい中学の建設等予算のことも含めてですね、小学校大規模改修するとすれば相当な経費が見込まれますから、計画が練り直されていることだろうと思いますが、増穂小学校の大規模改修工事の実施にあたっては、再質問です。改修する増穂中学校を新校舎移転後に仮校舎として活用すれば、プレハブ校舎を設置して、仮校舎とする必要がなくなり、経費削減ができるとともに、子どもたちの安全性や学習環境の確保にもつながり、工事期間の短縮も可能となります。増穂小学校校舎の大規模改修工事の実施にあたっては、現中学校の改修、新しく改修した校舎を活用できないかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。増穂小学校校舎の大規模改修を実施するに当たりましては、ただいまご提案いただいたような内容を含めまして、コスト削減をはじめとし、安全性や過ごしやすい環境など、様々な面から検討し、児童、生徒にとってより良い方法を選択して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

いずれにしても増穂小学校も老朽化していて、トイレの改修など切羽詰まったところもありますので、やはりできるだけ早い時期の改修をということで計画をしていただきたいと思います。（2）の質問になります。総合管理計画策定から7年が経過する過程において、町の情勢や公共施設の現状も変化していますが、この総合管理計画を見直したり、あるいは

新たな施設等総合管理計画や、それからやっぱり個別計画、個別の施設の管理計画と総合的
一体となった計画が私は必要だと思うんですが、新たな計画を作る必要性を感じているかど
うかその点について伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。富士川町公共施設等総合管理計画につきましては、
平成27年から令和26年度までの30年間の計画として策定されました。昨年度までの取
り組みとして、公共施設インフラ資産保有量の洗い出し、将来の更新費用の推計を行ってき
ているところであります。こうしたことから、計画期間内であっても、必要に応じて計画の
見直しを適宜に行うこととなっております。また、個別の公共施設につきましても、今後、
各課の公共施設の状況のヒアリングなどを実施し、公共施設個別計画として、調整を行い、
策定して参りたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

現状の課題やですね、これからの財政状況等も考慮しながらですね、ぜひ個々にですね、
見直し検討をしていただきたいと思います。そういう意味でですね、ここからは、個別の公
共施設の一部分であります。対応について伺います。（3）の質問になります。役場
東別館および東別館分館は解体して、新庁舎駐車場として運用することになっていますが、
建物の構造実態や環境を正確に把握し、解体費の削減に努めることが肝心です。解体に伴う
建物の構造やアスベストの含有状況等の把握はできているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。役場東別館および東別館分館の建物構造につつま
しては、建設当時の竣工図面や建設購入時の改修図面があるため、把握はできております。
また、アスベストの含有状況等につきましては、8月の一般競争入札において、有限会社三
石シーブテックと10月31日までの工期で、アスベスト事前調査業務委託の契約を締結し
たところでありますので、調査報告書が提出されれば把握できるものと考えております。以
上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

旧庁舎や議会棟の解体では、アスベスト利用の発覚等により解体費の増額が2回行われて
います。そういうことがないよう、しっかりとした状況把握をして、解体工事の発注を行っ
ていただきたいと思います。（4）の質問になります。SDGs持続可能な開発目標の提起
を受けて、資源消費に依存せずに循環型経済を目指すサーキュラーエコノミー化が活発にな

っています。資源の再生利用するリサイクル活動だけでなく、リユース、資源の再利用、リファビッシュ、未使用の中古品の活用、リデュース、資源削減などの取り組みが展開されています。新たな施設建設に、公共施設解体で生ずる、発生する資材の有効活用を図っている自治体も多くなっています。東別館解体によって生じる鉄骨材やコンクリート礫等は、新中学校建築資材として再利用できないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。東別館や東別館分館等の解体工事により、生ずる鉄骨材やコンクリートガラ等につきましては、新たな中学校の建設資材として再利用することは、考えておりません。しかし、解体工事等で発生する資材、廃材につきましては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、通称建設リサイクル法であります。これにより分別、再資源化が義務付けられておりますので、再生した建築資材として、新たな建設現場で使用、流通されるものと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

そういう取り組みはすでに行われていることも私も分かっています。そういう取り組みを活用しながらですね、自前の解体物資の資源を新たな建設に、公共施設の建設に使っているという自治体も多く見られるようになってきていますので、ぜひその点も今後、研究していただきたいというふうに思います。（5）の質問になります。旧教育文化会館は築60年が経過し、耐震性も施されてなく、老朽化で修繕必要箇所も多く、地域からの活用要望もないのが現状です。公共施設としての継続活用には、耐震整備やトイレ改修など大規模な改修工事が必要となります。維持管理や安全性を考慮すると、民間事業所からの購入要望がなければ解体すべきと考えますが、施設解体の見通しについて伺います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。教育文化会館につきましては、耐震補強工事を施しておらず、継続活用するためには多額の改修費が必要となります。こうしたことから、町では平成28年3月に策定した富士川町公共施設等総合管理計画に基づき、地元鰯沢中区へ施設利用の希望を伺ったところ、不要であるとの回答を得られたため、解体の方針としたところであります。しかしながら、東別館等の解体に向け、施設内に多くの物品類が残っていることから、しばらくの間、教育文化会館や、現在空いています第2保育所につきましては、一時保管場所や物品の整理仕分け場所などとして限定的に活用し、その後、教育文化会館につきましては解体し、第2保育所につきましては、将来、第1保育所の大規模改修等が想定できますので、大規模改修時の仮園舎として活用して参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

私は先ほど申しましたように、安全性だとかですね、光熱水費、維持管理費を考えると、早い時点で解体がよろしいかとは思いますが、解体作業にも多額の経費が必要となります。本来ならば早い時点で解体することが望まれますが、東別館解体、新中学開校に向けての増穂中学校の改修工事や、新校舎建設等の公共施設の施設整備にも多額の経費が見込まれます。財政状況も考慮して、解体時期や跡活用なども計画に進めていくことも大切だと思います。現在東別館分館を仮事務所として活用しているDMO株式会社ふじかわまちづくり法人ですが、ここでもですね、東別館分館を解体すると、新たな事務所設置が必要になると思いますが、当面の間は旧文化会館を仮事務所として活用することが可能ではないかと思うんですが、その点について伺います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。跡活用につきましては、DMOの仮事務所を含め財政状況など総合的に検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

有効再利用ということもですね、やはり大切な視点になると思いますので、検討していただきたいと思います。6番目の質問になります。保健福祉支援センターは機能を継続し、社会福祉協議会事務所窓口としても活用することになっています。富士川町地域健康福祉センターについては、社会福祉協議会が町から受託・・・として行っている、デイサービス施設としての機能継続活用が望まれますが、継続活用についての考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。昨年12月の定例会におきまして、一般質問ですが、井上光三議員の質問に対しまして、社会福祉協議会の通所介護事業の今後のあり方を検討中であると答弁をいたしました。その後、社会福祉協議会と協議を重ねまして、来年度からの指定管理委託の意向もあることから、今定例会で再指定のご議決をいただいた後には、来年度以降も地域健康福祉センターで通所介護事業を継続して参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

デイサービスの利用者の利用状況、入所希望者の状況、デイサービス従業者の雇用確保、福祉避難所機能確保、長澤新町集会所機能確保などを考慮すると、地域健康福祉センター施

設は継続活用すべきです。本会議、本議会に提出された地域健康福祉センターの指定管理を社会福祉協議会に継続する議案について、私は支持したいと思います。そのうえで再質問をお願いします。地域健康福祉センターは平成3年建築で老朽化に伴い、エアコンの不備、トイレ排水の詰まり、浴室および長沢新町集会所の雨漏り状況等、修繕必要箇所があります。また、施設全体が福祉施設としては暗い感じがあり、LED電気化も求められます。地域健康福祉センターの施設整備の必要性について伺います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまの地域健康福祉センターの必要性、整備の必要性についてのご質問にお答えいたします。現在、社会福祉協議会が使用しております地域健康福祉センターは、今年で築32年となります。建物の老朽化については承知をしております。この福祉センターの整備につきましては、エアコンや浴室等の状況を確認しまして、費用等もかかることですので、優先順位をつけながら、順次修繕をして参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

経費もかかることですが、一度にはとれないと思いますが、やはり少しずつですね、改修をしていきたいと思います。再質問ですが、先ほどの浴槽のことも、課長の答弁に浴槽のことも出ましたが、デイサービス機能として、入所者のニーズに応じて寝ながら入れる特殊浴槽があります。この機械浴槽もメーカーによる保証期限も経過して、・・・が生じていることから、買い替えの時期に来ているのではないかと思います。特殊浴槽整備の必要性についての考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまの特殊浴槽についてのご質問にお答えいたします。寝ながら入れる特殊浴槽を所有しているデイサービス事業所は、町内では社会福祉協議会のみでありまして、貴重な設備となっております。日々のデイサービスにおきまして、毎月50人程度が利用していることから、安全な利用およびデイサービスの運営を踏まえまして、点検整備を行うことは必要であると考えております。現在使用している浴槽は、平成25年に購入をいたしまして、既に耐用年数を6年過ぎており、修繕をしながら使用をしている状況でございます。このようなことから、地域健康福祉センターの施設設備も考慮しながら、優先順位をつけた中で整備を進めたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

現状を理解していただいて大変ありがたいと思います。指定管理者となる社会福祉協議会

においても、町に全面的に支援を期待するだけではなく、施設管理者としての運営の自助努力もしていただかなければならないと考えています。そのこともお願いして（７）の質問に移ります。望月町長の重点施策に子ども施策、子育て支援策推進が挙げられています。富士川町の現状を見ると、休日等に子どもたちや保護者がゆっくり過ごせる施設や場所がありません。乳幼児と保護者が過ごせる施設と場所として児童センターがありますが、外遊び等の施設は不十分ですし、日曜日は開館されていません。子育て中の多くの保護者たちが子どもを連れて、他町の公園施設等で過ごす現状があります。本町においても、子どもたちとゆっくり過ごせる施設が必要ですが、これは前にもちょっと別のところで、ご提起しましたが、今回また新たに質問、提起させていただきますが、旧鰯沢中部小学校の校舎等施設については、耐震化に伴う国からの補助金規定もあり、民間施設や事業所への貸与は困難だと思われます。地域住民の理解が得られれば、子どもたちや家族がゆっくり過ごすことができる施設として、利活用を進めるべきだと思います。若者世帯の町内定住推進政策にも繋がっていくと思います。中部小学校施設の利活用についての質問を再度行います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。旧鰯沢中部小学校の校舎等施設につきましては、昨年度、ゆるキャンに関連した写真撮影会で校舎を利用したことがありましたが、その使用内容につきましては、学校施設としての制限があり、自由には使えない状況にあります。一方、校舎以外の施設につきましては、グラウンドと体育館については、社会体育施設として貸し出しており、８月には利用者に対してプールの無料開放も行っております。学校施設として管理している校舎につきましては、今後の活用について、地元との話し合いを持つ中で、どのような活用方法が良いのか検討を進めたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○７番議員（望月眞君）

再質問です。旧中部小学校施設を総合的に活用して、富士川町こどもの国というような施設ができると利用価値が高まり、地域の活性化にも繋がると思います。運動場の周辺にはアスレチック遊具等を配置する。プールは水遊び施設として継続活用する。体育館または校舎内の、これ以前給食を食べていたホールなのですが、多目的ホールにはトランポリンやクッション遊具を配置する。校舎内教室は、もの作り、お絵かき部屋、学習読書の部屋、サイエンスの部屋、音楽の部屋、ダンスの部屋、プログラミングの部屋等として配置すれば、雨天時でも楽しめる施設となり、利用者も増えると思います。施設を利用して、工作教室、料理教室、科学教室、プログラミング教室、ダンス教室などを定期的 to 開催することも可能です。また、学校に行けないなど様々な状況にある子どもたちの居場所ともなり得ます。北杜市では、自然の中で、市民親子が気軽に集い、多世代、異年齢が交流できる子育て拠点をコンセプトに、新たな北杜市こどもランドおよびこどもパーク整備に取り組んでいます。旧中部小学校施設を利活用すれば、大きな経費をかけないでも、本庁でも整備可能だと思います。ま

ちづくり人づくりの構想の重点施策として、進めることができないかを伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。現在、旧鰯沢中部小学校、この施設全体につきましては、先ほどの答弁にもありましたとおり、社会施設として一部貸し出している。もうひとつは、地元地域の避難所としても活用している状況にあります。こうした中で、議員さんをご指摘、また今ご発言しました、そういった一体的な開発といいますか、そういった施設の建設につきましては、やはり地域の理解を得ることが、1番重要になってくるものと考えております。こうしたことから、今後も地域の地元の話し合い、今後、町では総合計画の策定も含めながらの地域へ赴いての意見などを聞く場を持ちますので、そういった中でどのような活用方法がいいのか、意見等を伺う中で、町として全体的に検討していきたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

私も地域の何人かの方々とお話しましたが、そういう施設ができるといいですね、子どもたちのためにもいいですねというご意見や、あるいはドッグランも作ればいいですねっていうような、そのようなご意見も伺っています。それが全てではないと思いますので、地域とのコンセプトをしっかりとしながらですね、私は具体的に進めていただきたいというふうに思います。（8）の質問になります。私は町民の福利厚生施設、憩いと交流の場として、公共温泉施設は必要な施設であると考えていますが、昨今の情勢から維持管理運営において、町財政の負担も大きいことは現実課題です。他自治体を見ると、公共温泉施設を閉鎖した事例も多く見られます。株式会社まほらが、指定管理から撤退する意向を示していることもあり、新たにまほらの湯、かじかの湯の指定管理者募集をしていますが、今後の公共温泉施設の管理運営についての考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。まほらの湯につきましては、明年3月31日に、5年間の指定管理期間が満了することから、指定管理者の募集を行い、1社から応募があったところでございます。また、かじかの湯については、現在、町が直営としていることから、まほらの湯と併せ、指定管理者の募集を行いました。応募がなかったため、引き続き、町が運営していく中で、随時、指定管理者の募集を行っていきたいと考えております。町としましては、両温泉施設とも、住民の憩いの場や健康増進の場として、代えがたい施設であることから、町財政負担の軽減と、民間のノウハウを生かせる、指定管理者制度を導入し、管理運営して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

指定管理者をお願いしてということになると思いますが、私は指定管理者でなくてもですね、やりようによっては、例えば両施設を1つの施設として考えて運営していく、営業時間の短縮だとかあるいは営業日を隔日にするとか、そういう方向性も考えられるというふうに思いますので、ぜひですね、まほらの湯は、旧増穂町時から福祉の郷構想の中核となっている施設であり、かじかの湯は大柳川溪谷観光施設としての特性もあります。この2つの公共温泉施設の有効活用が図られるように取り組んでいただきたいと思います。公共施設の維持管理整備と運用に関わっては、新中学校開校後の現鰯沢小中学校の校舎体育館等の施設利用について、先ほど来話題になっていますが、議題、一般質問にありましたが、体育館建設についても、今ある公共施設の再利用という側面から考えると、新たな施策の展開も考えられると私は思うんですね。そういう意味において、町営住宅、町有住宅施設、あるいは公園施設等、まだまだ個別のものと総合的なものと考えている中でですね、当局の考えを伺いたいところではありますが、時間制限もありますので見送ります。今後のまちづくりビジョンを検討するためにも、新たな公共施設等総合管理計画や個別施設管理計画、この見直しの計画でもよろしいのですが、ぜひ具体的に進めていただきたいと思います。（2）の大きな2番の質問に移ります。

○議長（堀内春美さん）

それでは、ここで、暫時休憩を行います。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

2項目めの質問になります。公共施設は、運用の仕方によっては、町の観光資源にもなります。公共資源を活用した観光施策、観光振興施策の推進についての質問です。（1）の質問です。富士川町歴史文化館塩の華は、2月23日に開館以来、7000名を超える来館者があり、一定の成果を上げております。共同学習施設だけでなく、観光施設としての期待もあります。開館してから、これまでの来館者の感想や課題について伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。富士川町歴史文化館塩の華の来館者は、本年2月23日の開館から、半年経過した8月22日現在、8100人を超え、町内外の小学校、教職員関係団体および歴史学習団体等の見学や、遠くは鹿児島県の方など、県内外から幅広くご来館いただいております。来館者の声としましては、富士川舟運に特化した資料館がないこと

から、とても素晴らしく、船に乗ってモニターが見られ、斬新で良かった。ガイドの方が丁寧に説明していただき、分かりやすかったなどのお褒めの言葉を多くいただいております。一方、課題につきましては、展示品の入れ替えや展示内容の充実を図る方策、ボランティアガイドの複数配置の継続などが挙げられます。こうした課題を解決するひとつの施策として、9月16日から10月の1日まで企画展を計画しているところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

私もですね、何回も現状視察をして、来館者の感想も聞いています。とても良い施設ですね。入館料がないのもすごいですね。近所の人たちを誘ってまた来ます。これは甲斐市の人だったと思いますが、嬉しい感想も聞きました。お土産や記念品を買える場所があるといいですね。子どもたちにも分かりやすい説明があるといいですね。等々多くの感想を聞きました。学習施設ですので、先ほどちょっと子どもたちの見学についての報告がありましたが、子どもたちや学校の見学訪問が少ないのが課題だと思います。小学校の遠足場所や、中学生の県内巡り、自主見学地としての誘致を促進できないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。小中学生の学習にご利用いただける施設として、県内小中学校に対し、パンフレットやポスターをお送りしているところでございます。また、県内各地区の指導主事研修会、峡南地区の教職員研修会等におきましても、パンフレットの配布と説明により、積極的にPRに取り組んでいるところでもあります。町内小中学生に対しましても、夏休みの課題などのための自主見学地として、活用していただけるようPRに取り組んできたところであります。今後も様々な機会を捉えまして、積極的にPR活動を行って参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

子どもたちの入館者が多くなると、子どもたちの保護者や大人たちにそのことを話す。大人の来訪にも繋がってくると思いますので、例えばですね、具体的で、こういうコースが作れますよとか、あるいはこういうアクセスの仕方がありますよとか、そういうものをね、具体的に作成して、社会科見学、中学生の県内巡りコースとして、県内各小中学校にさらにアピールしていくことが必要ではないかと思います。再質問になりますが、塩の華が継続的に親しまれ来館者を得るためには、継続的な理解者を得るためには、常設展の充実とタイムリーで内容のある企画展の開設が大切だと思います。9月16日からは、第1回企画展として望月百合子と竹久夢二の資料展が開催される予定で、私も楽しみにしています。今後の企画展の開催計画について伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。企画展につきましては、富士川町歴史文化館運営委員会におきまして協議をされ、年間2回程度行うこととされております。目的は、常設展示では紹介しきれない資料を展示し、町の資料、歴史資料やゆかりのある人物の関係資料を知っていただき、町の歴史文化に触れていただくこととなります。今年度は第1弾として、望月百合子と竹久夢二の資料展を9月16日から開催し、明年2月頃、第2弾企画展を計画し、皆さま方のご期待に応えて参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

先ほど申しましたようにタイムリーで内容のある企画展を計画していただきたいと思います。再質問になりますが、現在も駐車場を活用して朝市が開催されています。私も時々来ますが、もうなんていうのか骨董市のような感じになっていて、来る人も大体同じような人たちじゃないかななんて思っていますが、近隣農家や各種商店や営業所に働きかけて、定期的に富士川町物産展等の催し物も開催できたら、塩の華のアピールにも繋がって良いと思います。株式会社ふじかわまちづくり公社が今後動き出しますので、DMOとも連携して、富士川町物産展などの催しが開催できないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。富士川町の物産展という形の開催につきましては、現在DMO観光地域づくり法人と富士川町物産協会、そちらの関連する中で内容を検討していきたいと考えております。また今後、DMO地域観光づくり法人の方が具体的に政策等で、動き出せる状況になりましたときには、またこういったいろいろな内容につきましても、町民の方々にお知らせする中で、また進めていけたらと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

2番目の質問になりますが、公共施設は先ほど申しましたように運用すれば、町の大切な観光資源にもなり得ます。国の登録文化財、小原屋原田商店塩蔵と歴史や民俗資料、歴史文化館塩の華、かじかの湯、十谷古道、十谷大型観光駐車場、大柳川やすらぎ水辺公園、大柳川遊歩道、つくたべかん、道の駅富士川などの公共施設と、民間施設や史跡等を一体的に紹介活用して、富士川舟運と大柳川溪谷を核にした観光振興施策のさらなる推進ができないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。富士川町は、見どころとなる観光スポットが点在していることから、町では玄関口となる道の駅富士川から、町内への誘客に力を入れているところでございます。また、中部横断自動車道や山梨静岡間の開通や、コロナ5類への移行を受け、観光客の誘致に、観光客の増加に期待ができるところでございます。こうした中、町では公共施設と民間施設をルートに取り入れた観光周遊マップや、文化財巡りを作成して参りました。観光周遊マップでは、大柳川溪谷など四季折々の自然を楽しみながら、町内の施設や温泉に立ち寄っていただくおすすめのルートや、町が誇れるものなどを掲載しております。また、文化財巡りでは富士川舟運の歴史を巡っていただくコースや、国、県の指定文化財を巡るコースを紹介しております。今後も、施設や観光資源を一体的とした幅広い観光ルートの情報発信を積極的に行い、株式会社ふじかわまちづくり公社と連携し、さらなる推進を図って参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

私もすでにそういった観光マップや、観光ルートの作成があるのは理解しております。さらにそれを振興していくことが必要じゃないかという観点で、再質問させていただきたいと思います。DMOは地域の稼ぐ力を引き出し、観光地域活性化づくりの司令塔として、多様な関係者と連携しながら、観光地域づくりを実現するための法人であると規定されていますが、これからの株式会社まちづくり公社の業務として、新たな観光ルートの作成、特産物やお土産などの紹介をして、観光商品化を図っていくと、ネット戦略や観光会社への働き等での観光誘致の取り組みを進めていく、そういった事業をやっぱりしていくことが必要だと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。現在、株式会社ふじかわまちづくり公社では、エックスのアカウントを作成し、町の観光資源や既存の観光ルートについて、情報発信を行っております。こうした中、さらなる観光ルートにつきましては、町の観光担当と連携しながら作成を進めるとともに、町内にある観光資源を関連づける形でのPRを展開していく取り組みを行っていきたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

DMOは今後ですね、いかに商品化をしていくかと、客を呼んで使ってもらおうかという観点も、とても大事な観点になってくると思います。DMOは地域の、失礼しました再質問になりますが、地域には、大柳川溪谷の魅力や、四季折々の景観などを継続的に発信して、大柳川観光誘致やブランド化に熱心に取り組んでいる方もいます。ボランティアガイドの方々もいます。貴重な歴史資料や民俗資料の展示公開をしている方々もいます。多様な関係者と

の連携が、DMO事業のポイントとなります。観光事業、観光施策の推進をしていく上で、関係者との連携をどのように図っていくのかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。現在、ふじかわまちづくり公社で行っております観光PR事業につきましては、本格的なPRと、今の段階ではまだ序の口というか出始めでございますが、先ほど議員さんの言われましたとおり、大柳川そちらの溪谷についての情報発信などは、地元の協力者の方々の意見を聴いたり、また共同で、そういったPRができるのか、こちらも担当としましては、地元の方と話を進める中で展開して参りたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ぜひですね、地域の方々や、あるいは民間の人たちの力も取り組む中でですね、このDMOの事業が推進をしていけたらというふうに思います。公共施設等を活用した地域観光施策の推進など、株式会社まちづくり公社の活発な運営も期待して、私の一般質問は終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告3番 7番 望月眞君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告4番 6番 秋山仁君の一般質問を行います。

○6番議員（秋山仁君）

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。今回は、農村型地域運営組織、農村RMOについてです。本年3月の定例議会において、町長の所信表明で、農村型地域運営組織、農村RMOの形成を推進すると発表がありました。それについて何点か質問をします。この制度は、令和4年度から、農林水産省の次世代に繋ぐ魅力と活力あふれる地域づくりの事業としてスタートし、地域資源を活用した経済活動、生活支援活動などを手がける組織として、行政区をモデル地域として取り組み、推進していくものです。そこで、(1)番としまして、町内の中山間地域をモデルとした、農村RMOの推進の進捗状況を伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。町では、農村集落において、農用地保全活動、地域資源の活用、生活支援活動の3つの機能を併せ持つ、地域運営組織、農村RMOを育成するため、農村RMO形成事業を導入することといたしました。本年8月には、この事業を導入することによって、町が目指す地域の将来像として、農村RMO形成事業将来ビジョンを作成したところであります。今後、各地域との協議を進め、将来ビジョンのテーマとして掲げた、持

続可能な農業、農村の確立、次世代に繋ぐ魅力と活力あふれる地域づくりを目指して、取り組みを推進して参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

再質問ですけども、この事業をですね、進めるにあたってはですね、やはり地域住民の理解を得て、農村RMOという新しい組織のあり方を地域に浸透させることが、必要だと考えます。今後の進め方について町の考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。今回、中山間地域の5つの行政区をモデル地域とさせていただきましたが、各地域によって組織のあり方や、その現状は様々な状況であることから、画一的な進め方はせず、地域の実情に即した形で説明会などを開催し、新しい取り組みに対する、理解の促進を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

ぜひですね、地域の実情に合ったですね、組織の取り組みが重要と思われます。再質問ですけども、農村RMOの取り組みは、地域の課題を解決し、暮らしを守る地域コミュニティを維持していくことを目的としていますが、地域の課題はどのように抽出していくのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。各地域での説明会を経て、地域の様々な活動団体を母体とした協議会を設立し、その協議会の中で、各地域の課題の抽出方法について検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

やはり農業、農村のですね、衰退がですね、著しく進んでいる中での協議会のですね、位置づけは非常に大事なかなというふうに思われます。再質問ですけども、農村RMOの形成事業をより効果的に進めていくために、先進地の事例研究をすべきだと思いますけども、町の考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。本事業は、農村RMOという新しい概念の組織を形成していく事業でありますので、この事業に対する理解を深め、より効果的に取り組みを展開していくために、事例研究は必要であると考えております。今後、地域協議会を設立し、取り組みを検討していく過程において、先進地の視察などを実施し、事例研究をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

この先進地事例はですね、本町が取り組む上で非常に参考になると思われます。中でもですね、遊休地の保全、地域の伝統継承事業交流拠点などがあるので、やはり積極的にですね、先進地視察を行ってもらいたく思います。それでですね、再質問ですけども、先進地視察はどのような地域を予定しているか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。農村RMO形成事業は、令和4年度から始まった国の事業でありますので、既に取り組みを実施している団体で、地域の特性や抱える課題に共通点がある地域がふさわしいと考えますが、今後、地域協議会において検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

この先進地の視察ですけども、ちょっと調べてみましたら、福島県ですね、猪苗代町の見柵地区、ここではですね、農作業の受託組織を立ち上げてですね、そして農業生産法人化し、直売所や農家レストランを開業し、所得向上や生活支援活動を実施した例があります。もうひとつはですね、石川県の七尾市ですね、鉾打地区、ここはですね、・・・大学と連携してですね、いわゆるよそ者の視点と知恵を借りですね、埋もれていた地域資源を活用し、荒廃した棚田をふるさと農園として整備した、オーナーの募集ですね。そして、湧水をですね利用し、地域おこしや、祭りのですね、復活した例などもあります。次に（2）番に入りますけども、特産品、ゆず、西洋梨、平林トマトなどが本町には9品目あります。農産物の新たな特産品の開発を考えているか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。近年、本町では、農業者の高齢化や就業構造の変化などによる農業離れが顕著な状況にございます。こうした中、これまで農産物の特産品化に取り組んできた地域の営農組織や個人農業者が、新たな特産品を検討するためには、まずは農業の担い手不足の解消や収益性の確保など、農業経営の基盤強化を図る必要があると考えてお

ります。そのうえで、新たな特産品開発につきましても、総合的な町の農業振興施策の一環として、取り組みを推進して参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

やはり担い手不足やですね、担い手不足の解消ですね、それから農業経営の基盤強化、やはりこれは、すぐには解決できない問題かなというふうに思われます。やはり収益力の即効性を考えるべきかなというふうに思われます。再質問ですけども、特産品の開発を考える上で、第二次富士川町総合計画の農林業の振興における主な施策として掲げられている、朝市や道の駅などの有効活用について、どのように考えているか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。朝市や道の駅などの直売は、採れたての新鮮な農作物を販売でき、都市部から町を訪れる観光客などへの、特産品PRの機会として有効な手段、方法ですので、積極的な活用を促進していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしますと、収益力の確保と、そして特産品の開発、すみません、道の駅はですね、全国で、全国の中でも集客数も非常に多い施設です。やはり今後、道の駅を利用ということは非常に大事なと思われます。再質問ですけども、農村RMOにおける活動のひとつとして、新たな特産品開発を行うことで、地域運営を行うための収益確保ができると考えますが、町の考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。農村RMOは、農用地保全活動や農業を核とした経済活動とあわせて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取り組みを行う組織であり、その運営のための経費を確保していくことは、持続可能な組織形成を目指す上で、重要な課題であります。こうしたことから、農村RMOの形成を進めるにあたっては、収益の確保を目指していくためのひとつの方策として、新たな特産品開発の取り組みを推進していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

再質問ですけども、農村RMOにおける新たな特産品の開発に、町がどのように関わっていくか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。農村RMOにおける活動は、地域協議会が主体となり行うものでありますが、組織を形成していく過程においては、町の伴走支援が必要であると考えております。特に新たな特産品開発など、専門的知見が必要な取り組みに対しては、関係機関への橋渡しを行うなど、より効率的に取り組むを進めるためには、地域と町が連携し、情報を共有しながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

こういう事業をする上で、この伴走支援っていうのは特に大事なかなというふうに思われます。再質問ですけども、町としてですね、新たな特産品の品目を指定し、農産物の栽培を推奨していく考えがあるか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。農作物の栽培に関しては、基本的には農業者や地域の営農組織の意向により、品目の選定がされるものでありますが、収益性の確保や地域の気候風土との適性の観点から、町として推奨する農作物についても、関係機関などのアドバイスをいただきながら研究して参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

それでは、（3）番に移りたいと思います。現状の特産品のブランド力をなお一層高めるための方策を、どのように考えているか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。特産品のブランド力を高めていくことは、地域農業の活性化を図る上で、重要な課題であると考えております。全国的には、地域の特性を1つのストーリーとして特産品に結びつけ、付加価値を高め、他地域との差別化を図る中で、ブランド力向上に成功している事例が数多くあります。こうした事例を参考にしながら、本町における特産品のブランド力向上に努めるとともに、都市部に対するPR強化、および新たな販路開拓等に取り組んで参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

ブランド力向上ですね。先ほどお答えになったストーリーですね、これは全国でも有名になったところは、皆さんストーリーを考えてますよね。生産者のですね、こだわりや商品の魅力、優れている点とかですね、栽培方法、購買ターゲット、そして生産者に伝えたいストーリーによる一層のブランド力がですね、高まるようにしたいと私としても考えます。再質問ですけども、農村RMOのモデル地区には、いくつかの特産品があります。その特産品のブランド力向上について、農村RMOの取り組みとして、どのように取り組んでいくか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。農村RMOの持つ機能のひとつとして、地域資源の活用がありますが、特産品につきましても重要な地域資源と位置づけており、新たな加工品開発等を行い、ブランド力を高めていくことで、農村RMOを運営する上での収益の確保にも繋がると考えております。また、遊休農地を活用して、特産品の栽培を推奨していくことは、既存の特産品の生産力向上はもとより、農用地保全の観点からも、農村RMOの取り組みとして、推進していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

やはりですね、農村RMOは地域の魅力、ブランド力を高めていくためにですね、観光振興のスポット、ツーリズムを展開し、地域の自然文化、歴史等のですね、地域資源を磨き上げることだと思います。またですね、買い物支援や農業と観光の融合、一体化ですね。そして、有害鳥獣対策なども山積みしている中での、このような組織によりですね、今まで以上の問題解決をしなければなりません。当局においてもですね、全庁体制ということで、事業推進の計画ですが、ぜひですね、課ごとにですね、温度差のないようにですね、してもらいたく思います。またこの事業はですね、町長のですね、肝いりの事業ということですので、ぜひですね、大成功になるようにですね、これによって、うちの町が、本当素晴らしい町になるかなというふうに思います。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告4番 6番 秋山仁君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告5番 12番 井上光三君の一般質問を行います。

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは早速ですが、質問をさせていただきます。私は通告1点だけです。財政指標である将来負担比率についてということで、通告をさせていただきましたけれども、財政の見通し全般になるかと思います。この財政指標の管理は、当局が事業を執行する上で、財政計画

を見極めるものであって、そして、その示された計画や財政見込みについて、我々議会がしっかりと審議していくものと、私は理解しておりますが、ただしかし、8月18日付けの読売新聞に、富士川町財政悪化見通しと大きく掲載されて大変驚いています。町民からも不安の声とともに、町に対する不信感の声も届いています。そこで、記事内にある将来負担比率について、また記事の内容の一部について、何点かお伺いをいたします。まず(1)ですね。新聞の見出しでいくと、富士川町財政悪化見通しと大きく掲載されました。このことについて、まず、財政悪化見通しという見出しですから、このことについて、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町の財政健全化判断比率は、実質公債費比率が令和13年度に12.6%、将来負担比率が令和11年度に166.8%に達すると予測したところでありますが、これらの数値は、今後の事業計画や普通交付税額の変動などにより、大きく変動する数値であると考えております。国が示す早期健全化基準は、実質公債費比率が25%、将来負担比率が350%とされておりますので、今後も町の財政指標が国で示す基準内で推移するよう注視しながら、安定した財政運営に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

ちょっと私の期待していた答弁とは違った部分がありますけれども、新聞でですね、財政悪化という言葉が非常に飛び込んできたんですね。今、課長の答弁にあったように、健全化基準では、実質公債費比率、早期健全化基準の、実質公債比率も達していませんし、将来負担比率も達していないんです。うちの町の財政は健全なんです。決して悪化はしていないんですけれども、悪化って大きく出ると町民は非常に不安に思いますし、大丈夫かい町、富士川町破綻しないのかいっていう声も聞こえてきますし、私は説明するんです、いや、健全な範囲内ですって説明するんですが、この悪化っていう言葉。新聞に載ったということは、情報の中には、いろんな数字も全て町から出ている情報だと思いますけれども、悪化という言葉に対して、もう一度どう考えているかをお答え願います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。財政指標が、今後は上昇していくことが予想をされるため、財政指標を表現する上で、悪化すると考えております。しかしながら、国が示す早期健全化基準の将来負担比率が、350%の基準内で推移しているため、現在の財政運営につきましては、健全であると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

これ町長就任のときにですね、やはり町長、同じような財政の状況が、うちの町は非常に悪化しているっていうお言葉があったんで、一般質問したとき、そのときには、健全ですかって言ったら、町長は健全です、答弁いただいたんです。町長、今定例会の初日のあいさつの中でも、全国ワースト20に入ると、今日の体育館の質問のときのやり取りの中でも、山梨県内でワースト級である。全国ワースト20であると。これ、私達が、町の財政をチェックするときには、先ほど、課長から答弁があったように、財政健全化判断比率をもとに、チェックをするわけです。そこで、健全かどうかということで、町の事業、何年後にはこういうことが起きるから、こういうことが起きるからこの事業はやってもいいですよとか、ここはちょっと待って、数年延ばしましょうとかっていう、執行部とやり取りしながら、我々は審議をしているんですね。町長が今日、今日の発言にも、全国ワースト20とかっていう発言が、これ町長、町のトップの発言というのは町民は、重く見るんですよ。町のトップが、よその自治体と比べてこうだからっていう、私は財政を見極めるときには、よその自治体との比較ではなくて、国の法律に従って、健全かどうか、標準財政規模に対して、今、起債がどのくらい行われていますよ。償還金がどのくらい行われていますよ。それで、比較して、例えば将来負担比率であれば350%で、早期健全化の判断の比率になるんですよ。うちの町は、先日シミュレーション、シミュレーションのことはまた後でやりますけれども、多くなったときに166.8%、まだ半分もいかないんですね、一番多くなったというシミュレーションでも。町長は、よそと比較してという判断でしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

確かに、将来負担比率のハードルというのは350ということですね。超えてはいません。でもですね、将来的にですね、だんだんだんだん悪い方向に行くというのは、これ全体的な、将来的な推計を見たときにですね、うちの町はそういう少しずつ悪化していく。その根本としてはですね、やっぱり将来負担比率、借金の総額、地方債現在高っていう部分がですね、どんどんどんどん増えていくということなんです。この手法をとること自体もですね、ちゃんと町民の皆さんに示さなきゃいけないんですよ。なぜかというんですね、少子化また人口減少が叫ばれてからですね、全国的な趨勢というのは、その財政を、少子化になってくると人口が減ってくるじゃないですか。人口が減ってきますとですね、標準財政規模額、これの基礎となる分母の部分がですね、どんどんどんどん減ってくるってこれ予測されるんですよ。そのことが分かっているながらも、将来負担比率が増えるような地方債を重ねていくっていうこの7大事業の手法っていうのが、本当によかったかどうか。それと、その将来ですね、いざですね、何か災害があったとき、一気に悪化するんですよ。例えば小学校、増穂小学校かって火事になりました。実は、中学校と小学校って建て替えが順番に行くようにですね、かって設計されていたんですよ。しかしながら、増穂小学校が火事になったおかげで、おかげ

といいますか、火事になってしまったので、同じタイミングで建て替えがきてしまう。こうなったときに、ドーンと町の財政って非常に厳しくなる、何か災害に遭ったときに、いや今、基準内だから大丈夫大丈夫と言って進んで、少しずつじわりじわり悪化していくっていうこの手法をとることが、いいのかどうかということ。こういったことも町民全体に広く示しながら、いや、それでも必要な整備とか、こういう財政運営をしていこうよということをですね、みんなで議論をしていきたいという思いの中でですね、私はいますので、ちゃんとした答弁になったかどうかあれなんですけど、そういった思いです。確かに単年、この切り取った今年度、来年度という部分は、財政は健全化しています。でも、将来的に10年先、20年先考えたときに、こういう手法をとっていいかどうかということです。ですから、ついでに言わせていただきますと、町の財政見通しという部分を出させていただきました。これまで、令和8年しか出してないんですよ。予測できるわけじゃないじゃないですか、議員の皆さん。当たり前ですよ。それで将来予測しろって言ったって無理なんで、私の判断で、令和13年までの予測を出させていただいた。こういうことなんです。これは確かな数字かどうか分からないんですけど、こういった将来的なことをしっかりとオープンにして、透明化して、それでみんなで議論していきましょうという、この趣意を作っていたということでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

町長の、今説明された、公表されたことについては、また後の方で質問させていただきますけれども、我々議会もですね、その場その場しのぎじゃないんです。将来、5年10年20年っていう形で、公共施設の整備をどういうふうにしていったらいいか。そうすると、この時期は、将来負担比率がいったん上がるけれども、ここが下がりますよ。そういう感じで、私は議会としても審議しているし、チェックをしていると思うんですよね。さっきも言いましたけれども、悪化っていう言葉が、非常に町民には入ってきているんですよ、頭の中に。私は、町民に説明するときには、財政の基準の数値を表すときに、例えがよく分からないと、私はもう個人の人間の健康診断に例えているんです。健康診断で数値が、例えば血糖値が数値があります、尿酸値もあります、コレステロールの数値があります。決められた、健康である決められた数値があって、それを超えると不健康ですって。町の財政も健全化基準があって、その数値を超えると、人間でいうと不健康、病気、この範囲ならば健康ですよ。今、町の財政はこの範囲にあるから、健康ですよ。けども、ここを過ぎないように、執行部も一生懸命、財政シミュレーションをしながら、財政を見極めながら事業計画を立てます。我々議会もチェックしていますっていうことでやっているんですよね。ですから、この町長の発言、議会での発言、新聞での発言、非常に混乱しているところがあるんですけども、もう1回確認します。悪化ではなくて健全ということでよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

単年においては350を超えていませんし、将来においても350を超えることがないんで、健全です。ただ、今、おっしゃっていただいた、ほかの市町村、大体多くの市町村、全国の市町村はですね、それがですね、健全化の方に向かっているなかで、うちの町は健全化じゃない方に向かっている。長期的な視点の中で、私はこれ悪化って間違いないと思いますよ。悪い方向になる。だから、そこに対してどうやって抗っていこうかと。ですから、まちづくり公社をやったり、農村RMOをやったり、自ら稼いでいって、これに抗っていこうという政策を打っているってことです。ですから、数字、どう見ても悪くなっているじゃないすか。将来的な方向性としては、これを隠してどうするんですか。これは表に出して、みんな議論していくべきだと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

議長、この質問、再質問ですから、まだよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

続けてください。

○12番議員（井上光三君）

数値はですね、上がっているんですよ。これはもう予想して、我々の見込みでもそうなるんですけどもね。それがずっと恒常的になるわけじゃないということですよね。その点が、間違えると困るということなんで、他自治体との比較ということになると、これ大きな事業をすれば上がるんですね。何もしなければ、もう数字も上がらないんですね。ですから、やってない自治体は低い、事業を大きくしたところ、自治体は上がるわけですね。今後、我々がチェックするときには、町長がおっしゃるように、他自治体との比較で、チェックすべき部分もあるということなんでしょうか。その辺をちょっと1点だけ。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

当然、町の財政ですから、うちの町の財政を議論していただくのが、議会の皆さんの役割です。でも、ほかの町どうなってるって参考として、やっぱりそれは見ていただくということが、大事だというふうに思っております。先ほども答弁させてもらいましたが、将来負担比率がですね、令和3年の決算48.4%、県内ワースト6つてのは、これ間違いない事実なんです。もっと言いますと、私が提出させていただいた将来負担比率の予測、将来予測ですね、令和7年で111.3%になるということ。これっていうのはですね、総務省の発表によりますと、全国で3%なんです、100%を超えるっていう部分は。こういった事実をしっかりと皆さんで共有しながら、でも、うちの町はいいよと、行こうぜと、いうことであれば、それはそれでいいですし、チェックしていただく側でしっかりチェックしていただく。ただ、やっぱり回りの趨勢という部分もですね、しっかりと頭に入れながらですね、議会の皆さんにチェックをしていただきたい。そして町民全体で、繰り返しになりますけど、町民全体で財政議論をしてから物事を進めていく。まさに、対話と現場主義と協働のまちづ

くり、まさに、対話していくということを、スタンスは変えないつもりでいます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

次に移りますけれども。

○議長（堀内春美さん）

ここで、暫時休憩を行います。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午後12時08分

再開 午後 1時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、議長から一言お願いがございます。

傍聴者は、静粛にお願いをいたします。

休憩を解いて再開いたします。

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは、（2）の質問に移ります。試算結果を近く公表するとあったが、これは通告したときには、まだ公表されていませんでしたけれども、9月号の広報に、町の財政健全化判断比率の予測ということで公表されました。それについてですね、公表した目的、狙いは何だったのかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町の財政健全化判断比率につきましては、これまで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、決算時に当該年度の指標を公表して参りました。これらの財政指標は、当該年度の様々な決算数値により算定される数値であり、将来予測が極めて難しい指標であります。こうした中、試算結果が大きく変動する可能性があります。今後の財政指標を予測し、公表することで、町の財政状況の透明性が高まると考え、試算結果を先月発行の広報ふじかわ9月号において、公表したところであります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

おっしゃるとおり、財政健全化判断比率も、法律に基づいてですね、これまでは、決算認定が終わった後、公表してきたんです。今回、広報で見通しまで公表されました。これ、先ほどから、町長の答弁の中にもこういうことで、公表してきたというような話がありましたけれども、これ、決算が終わった後、公表するのは法律に基づいてやります。これ、何らか

の根拠はありますか。法律的な根拠、この講評をしたものについては、伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。今回の公表につきましては、法律に基づきました公表ではございません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

そうですね。これは町長の判断で公表されたと思いますけれども、非常に数字は、これ難しいんですよ、この数字を出すっていうのは。これ、法律に基づいた公表については、監査委員の合議も必要になってきますんで、これ、ここについては監査委員の了解を取っているんでしょうか。伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。今回、公表いたしました財政シミュレーションですが、監査委員の承認につきましては、監査委員からは承認はいただいていない状況でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

公表した理由については、この前の町長の答弁でですね、シミュレーションを町民に見てもらって、これからの事業の判断をしてもらいたいと。でもこれは、この数字でね、判断が非常に難しいと思うんですよ。特に、ここの公表の中にもですね、広報の中、今回の予測値が全く異なる数値になる可能性があることをご理解ください。もうあらかじめ、町の方でこういうふうに書いてあるんですね。実際には、令和4年度、今まさに、我々、決算認定の審議を行っているところなんです。4年度は決算見込みとして出ています。5年度以降は予測として出ています。この時期に、もう決算見込みという数字をこの時期に出す、ここは公表したんですね。でも、実際に我々、今回の議案に出てきた数字を見ますと、先月公表した、例えば実質公債比率は12.4%ですね、決算見込みは。将来負担比率は92.1%。でも、今回の議案資料を見ますと、実質公債比率は10.9%、報告を受けたのがですね。我々将来負担比率の報告を受けたのは68.2%。将来負担比率だけでも、もう24%の開きがあるんですよ。それが5年度以降が、正確でない数字がここまで出てきて、果たして町民が判断できるのかっていうことがあるんですが、そこは含めて、判断してもらおうということよろしいんでしょうか、伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

この数字を公表したのはですね、議員さんの皆様に、年度当初、公表させていただきました。6月定例会、秋山仁議員の質疑により、この内容がですね、質疑によってきました。質問されたのは、秋山仁議員だけでした。議員さんに説明するということは、公表するということは、町民に公表するということです。それがなかなかですね、広がってこなかったものですから、しっかりとこの数字を公表していこうということで、いろいろなやっぱり紙面上の手続きもあったりして、9月の広報で公表されたという、前回の広報9月号において公表したという流れでございます。併せてですね、見ていただきたかったのはですね、令和4年度での決算見込みですね、将来負担比率、これが92.1%という数字の決算見込みでした。実際にはですね、68.2%ということで、これ改善しているんですよ。この根本というのは、企業版ふるさと納税の好調など、努力して、職員全体が努力して、様々な財政的なことを削減したり、努力して数字が良くなっている、この努力も、私見てもらいたいんですよ。みんな頑張っているんですよ。ですから、あえてこのタイミングで、まだ決算の前ですけど、年度当初に皆さんに、議員の皆さんに示した数字をそのまま載せて、そこを指針として、将来の、富士川町の将来、これを我々の努力で変えてってんだよっていう、こういう姿を見てほしいということでですね、このタイミングで公表した次第でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

町長のおっしゃるとおりですね、非常に町は努力しています。ふるさと納税も非常に数年前よりも上がっています。ただ、先日の新聞にはですね、年度比では減少した部分が、富士川町減少してますよってのも出ていますけれども、努力していただいていると、非常にそこは我々も評価しますし、ただですね、法律で公表があるのに、令和4年度決算がもう出ていますと。ここちょっとお伺いしたいんですが。法律上、毎年、令和4年度決算の財政の比率を出してもらっているんですよ、認定した後。その前に、ここの数字が出されたということは、これは議会認定が終わっていません。予測値はいいですけども。決算見込みのところが、数字が違うのに出されて、議会軽視にならないのかっていうふうな思いがあるんですけども、そこはどうなのでしょう、お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

何度も言うようですが、これは予測なんです。努力をしたおかげで、数字が良くなったというのを見てもらうための予測、それが、これ、これなんです。シミュレーションなんです。ですから、数字変わって当たり前じゃないですか、努力したわけですから。財政が良くなったんですから。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

努力は認めますし、ただ、この数字が、これ例えばですね、92.1%と決算見込みをしました。実質的には68.2%でしたっていうのはこれ、その全てが努力結果ですか。そうでなくて、標準財政規模っていうのは、いろんな、また後の方で質問することがありますけれども、例えば、交付税措置もいろいろ関わってシミュレーションしていると思うんですが、全てそれは、努力の結果だけのことだというふうに私等は理解してよろしいんでしょうか、伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。財政シミュレーションに比べて、決算の数値が良くなったという理由でございますが、あくまでも企業版のふるさと納税の増額、また、先ほど議員おっしゃるとおり、標準財政規模の数値が、よくなりまして、その数値になった理由でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

この公表結果について、ちょっとまた再質問になるんですが、標準財政規模の計算って非常に難しいんですよ。おそらく、財務担当課長、専門ですけれども、非常に難しい部分があるかと思うんですが、この公表された数値でいくと、令和4年度は決算見込みの数字ですよ、いくと92.1%でした。令和5年度は、これ段階的に増えていくんですが、令和5年度だけ下がっているんですよ、90.2%と見込みからすると、予測からすると。ここは何か4年度と5年度、変化するところがあるんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。減少した理由でございますが、このシミュレーションにつきましては、標準の税収がございます。これを1%ずつ減少させ、また、普通交付税も0.1%ずつ減少したという内容でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

ここばかり時間かけるわけもしませんので、次の（3）に移ります。令和4年度決算において、先ほど言ったように将来負担比率が92.1%とあります。決算を見込む場合、この予測値ですよ、後年度の試算結果をどのように見込んだのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。将来負担比率につきましては、地方債現在高や充当可能基金の現在高、標準財政規模など様々な数値を用いて算定される指標であります。これらの数値の全てを予測することは極めて困難であります。現在予定されている今後の事業から、地方債借入額の予測、人口減少を見込んだ普通交付税の減少など、可能な限りの予測値や想定値を用いて試算したところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

課長のおっしゃるとおり、これ非常に予測するのは難しいんですよね。特に、標準財政規模の数値を引き出すのは非常に難しいですね、ただし、今日の一般質問の中から、町長の答弁にありますように、これを公表して、町民の判断を仰ぎたいというところなんです。この正確性は、私は欠けると思うんですよね。これ、実際にやっていくと、数字がかなり変わってくる。また、事業がどういうものが、どういう事業が増えてくるかどうか、それは後の方で質問しますけれども、それによって変わってきますけれども、今時点で、この数字を出して、町民がしっかりと判断ができるというようなことでよろしいんですか。伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。今回、公表しました財政見通しですが、現時点での数値を反映したものであります。後年度の数値につきましては、今後、剥離があることも考えられますが、今、現在の時点におけるシミュレーションの数値を公表させていただきましたところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは（４）に移ります。（４）は、令和11年度に、これ新聞にもありましたし、この公表にもありました、166.8%に将来負担率が達すると見込んでいる。これ、今年度以降の大きな事業を何か見込んで、試算したのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町の今後の事業計画は、毎年度、8月から9月にかけて、各担当から今後の事業計画を提出してもらい、事業内容のヒアリングを実施し、その結果を次年度以降の予算へ反映させております。こうしたことから、将来負担比率においても、これら事業計画を反映させ、新中学校の校舎建設事業や、リニア側道整備事業などを見込んだ指標となっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

大きな事業、今、答弁ありましたのはですね、新中学校やリニア側道というような、答弁いただきましたけれども、今後見込まれるものとしてはですね、今日の一般質問にもかなり入ってきましたけれども、体育館の建設があります。今日の一般質問の中にも、やはりありましたけれども、小学校の大規模改修があります。それから、公共施設の再配置計画の中で、公共施設の解体ですよね。解体等が出てきます。こうした事業は見込んだ数字なのか、見込んでないのか、お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。その他の事業としまして、町民体育館整備事業、増穂小学校の大規模改修事業、また、議員おっしゃったとおり、公共施設再配置計画による既存公共施設の解体事業などが、試算しましての内容となっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

そうしますと、令和11年の予測が、今の予測ですから数字は変わってくる可能性はありますけど、この予測は、そういった事業の、例えば起債をしました。そういった事業を全て含めて、財政規模に反映した形で、表したものとして理解してよろしいですか。伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。議員おっしゃるとおり、この全ての事業を見込みまして、試算した数字であります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

これまでの質問にもありましたけれども、合併推進債を使う場合はですね、6年度に実施設計が完了しているものは、その事業は合併推進債が使えるということですね。今後、大きな事業で合併推進債を使うというふうなことも含めて、試算したということであれば、令和11年の予測が最高値で、あとは下がっていくんですか。起債をして、償還がいつになるかということも含めてですと、増えていく可能性があるのか。ここ13年間までしか出ていませんけど、13年以上増えていく可能性があるのか、もう下がって、令和11年が天で、下がっていくということで理解してよろしいでしょうか、伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。この、財政シミュレーションにつきましては、

令和11年度をピークに、その後につきましては、下がっていくものとなっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

そうしますと、もう一度確認です。体育館、増穂小学校の大規模改修、あるいは残されている公共施設の解体、それから最初答弁があった新中学校、あるいはリニアの側道、これら全てを含めても、今時点ですよ、今時点の予測では令和11年度が天で、将来負担比率は下がっていくということで、もう一度確認したいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。議員おっしゃるとおりですね、この令和11年度の事業につきましては、中学校の建設、また、町民体育館の建設、リニア側道の整備、公共施設の解体等入っておりまして、令和11年度以降、後年度につきましては、下がっていくと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

分かりました。次の（5）の質問に入ります。財政指標を試算するってのは、非常に難しいという、先ほどから話ありますけども、将来負担比率の試算においてですね、今ちょっと触れ、今まで触れましたけども、合併推進債や過疎債といった、有利な交付税、有利な起債ですよ。例えば合併推進債は、50%は交付税措置があります。過疎債は70%が交付税措置があります。そういう交付税措置分は、見込んだ形で試算されているってことでよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。合併推進債や過疎対策事業債につきましては、当該年度の元利償還金額の一部が、普通交付税として交付されることから、普通交付税額を用いて算定する将来負担比率にも少なからず影響があります。しかしながら、普通交付税額については、様々な数値から算定される数値であり、合併推進債や過疎対策事業債の交付税措置分以外の要因により、普通交付税が増減する可能性の方が大きいと考えております。こうしたことから、普通交付税額につきましては、全体で考えますと、今後の人口減少などにより、減少していく見込みであると試算したところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

当然ですね、財政指標を見極めて試算する場合は、交付税の減少分も考えていかなければならないってことですよね。それはそれで計算をします。これ、もう一度確認なんですが、当然、今後ですね、今後、合併推進債、新たに起債しました。それは、数年後には、交付税バックあります。あと過疎債も、これ鰻沢、旧鰻沢部分ですが、事業した場合は過疎債が使えます。これも起債した場合は、当然、後年度、そういった起債の部分についても見越した形で、標準財政規模の計算がしてあるというふうなことでよろしいのでしょうか。確認です。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。地方債の交付税措置分も含めました数値で、試算をしたところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

非常に試算が難しい中、担当課で試算した結果がこうだということで、今の答弁を聞きますとですね、令和11年度が天で下がってきますよと。我々このシミュレーションをですね、町長、議会のところ、今回示したって、我々はこういう決算審査とか予算審査していく中で、場合によっては、この何年度分のシミュレーションを、情報くださいと、今までもずっともらいながら、それを見て、審査をしていたんですけれども。今後、これを参考に、我々、今度事業を入れると、新しい事業を入れると、今は課長の答弁ですと、体育館や小学校とかの大規模改修とか、解体は入っていると、それ以外のところは、やっぱり、おそらく町民の判断も必要でしょうけども、我々議会も勉強しながらやっていきますから、こういう事件は町長が、答弁の中に、大規模災害があったときにどうしますかっていうのは、そういうのは必ず出てくると思うんで、そういうものは含めながら、議会と一緒にやってもらえればいいと思いますが、そういう形で受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。議員おっしゃるとおり、それらの数値を今後、含める数字でやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは、最後の（6）の質問に入ります。新聞の記事の中でですね、町長は、7大事業が財政に与えた影響を検証すると、いうふうに記載されておりました。これまで、どんな検証を行ったのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町の7大事業は、平成29年に着手した児童センター整備事業を始め、これまで5事業がほぼ完成しており、残す事業は、町民体育館整備とリニア側道整備であります。7大事業に着手する以前の財政指標では、平成28年度の実質公債費比率が9.9%、将来負担比率が50.1%であり、7大事業に着手しました平成29年度の財政見通しにおいては、令和4年度の実質公債費比率は18.4%、将来負担比率は165.4%と予測されておりました。このことから、大型事業の実施により、財政指標は悪化となりましたが、想定していた財政指標の悪化は抑制されており、国が示す基準内で推移していることから、健全な財政運営がされていると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

今の課長の答弁の中にも、悪化という言葉があつてちょっと、この辺が違和感を感じますが、悪化というのは、数字が上がったから悪化というふうに、私はそう捉えていますけれども、最終的には健全な財政運営が行われていると、いうふうな話をいただきましたけれども、これ数字がこうなっていますからということで、この検証というのは、今後も行われるのでしょうか、伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。今後、7大事業が、5事業がほぼ完成しており、残す事業は2事業となっております。今後は、この7大事業の影響につきまして、検証したいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

検証というのは、我々も議会として、町の事業について必ずチェックをしていきます。いろんな場合、場所でチェックをして、おそらく7大事業についてもですね、我々議会がどうだったのかっていうチェックは必ず入れますし、財政にどれだけ影響を及ぼしたっていうのは、やっぱり健全化比率で見るしか私等ないんですよ。この悪化という言葉が、非常に気になるんですが、今、悪化という言葉も入りましたけれども、健全の中で事業を行いました。シミュレーションでいくと、令和11年度がここまでいきますよ、ということですから、この事業に大きな影響があったということはないと判断してよろしいのでしょうか。それとも執行部側、違いますよっていう、その辺の執行部の考え方をお伺いします。今後も続くものがありますけれども、今時点でですね、影響があったのかなかったのかということですね、財政にですね。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。先ほど来、答弁をさせていただいているんですが、この7大事業に着手する以前の指標と、着手した令和4年度の比率につきましては、想定したよりも、財政指標の悪化は抑制されておりますので、財政運営がされていると考え恵おります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

7大事業というのは、合併して、公共施設の再配置等も含めて、検討してきた事業と、リニア工事により移転しなきゃならないっていうのが多くあったんですよね。ですから、必要に迫られた事業だというふうに私は思っていますし、そして財政を見ながら、我々議会もチェックして、ここまできたというふうに思っています。今後ですね、我々その財政のチェックをするときに、これ最後の（6）とはちょっと関わらないんですが、まとめとしてです。我々が財政のチェックをするときに、例えば町長のおっしゃるような、他自治体との比較も、考慮に入れるということになれば、今後、議会に、自治体との比較表が出してもらえるんでしょうか。そうなのか、そうでなくて、議会がこれまでどおりチェックしていいんでしょうか。その辺だけちょっと。確認お願いします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。当然、富士川町の財政、富士川町議会の皆さんにチェックしてもらおう。オフィシャル的なものについては、当然、正式なものについては、町のだけをチェックしてもらおうんですが、例えばですね、市川三郷の例を挙げますと、市川三郷、実は、今回ですね、財政非常事態宣言を、実は今議会で出しました。そのですね、数字がですね、将来負担比率が124.2%という数字で、市川三郷は非常事態宣言を出しているんです。それをうちの町の方に照らし合わせ、確かに350、全然350にはいってないんですけど、市川三郷は124.2%で、非常事態宣言を出していく。だから、財政的なものをチェックするその物差しとしてですね、そのほかの自治体の部分もぜひ、これ議員の皆さんの調査権を行使していただきながらですね、いろいろ調査してもらって判断をしていただければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

今、町長の答弁に対して、ちょっと再質問ですが、市川の状況は私も把握していますし、その宣言されたっていうのも。町長は今まで、将来負担比率を非常に気にされているところがあるんですが、私はむしろ、実質公債費比率の方が非常に重要であると。実質公債費比率

は早期健全化基準がありますよと、比率がありますよ。財政再生基準も設置されています。将来負担比率は、早期健全化基準しかないんですね、財政再生基準はないんです。実質公債費比率と将来負担比率は、連動していますから、実質公債費比率がどの程度かということの方が、私は重要と考えていますけれども、ここは町長、やっぱり将来負担比率が何%だからっていうふうに、議会としても考えた方がよろしいというふうにお考えですか。伺います。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

実質公債費比率っていうのは、その年度の地方債の返済額が分子になるというのは、ご承知のとおりでございます。ですから平準化していけばですね、だから努力によって、その返済を平準化していけば、実質公債費比率っていうのは、ある程度抑えられる。ですから、シミュレーション見ていただければ分かると思いますが、12%程度で、これうまく平準化するから推移していく。しかしながらですね、将来負担比率ってのはこれまでのですね、借金の総額、地方債の現在高がどんどん積み重なっていくんで、将来負担比率は増えていくということでございます。ですから、議員の皆様、両方をしっかりと注視していただきながらですね、将来的にチェックをしっかりとしていきたいと思っていますし、我々もその両方、全ての財政の部分をチェックしながら、健全化に向けて努力していくつもりでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

財政の指標を出すっていうのは非常に難しいと思います。担当課長も大変苦労されていると思いますけれども、それが、シミュレーションがないと、我々いろいろ判断することもできませんし、やはりいい町を作っていきましょう、必要な事業は何とかやりくりしてやりましょうって考えは、おそらく執行部側も我々も同じだと思いますので、今後とも、私は財政を見ながらですね、事業推進について議論していきたいと思います。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告5番 12番 井上光三君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告6番 9番 齊藤欽也君の一般質問を行います。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは、通告に従って一般質問していきたいと思います。私の一般質問の内容、先ほどの井上光三議員がですね、やっていました財政ということについて、ただ視点はちょっと違います。というのは、いろいろ聞いていて、私の質問内容に対する答弁もですね、先ほどのいろんな中で、重なる部分はあるだろうと思いますけれども、私は非常に危機感を持って、この質問をさせていただいている。先ほど市川三郷町の話町長から受けました。土曜日の新聞に載って、余計、実はどういうことなんだと。120何%でという思いはありましたけ

れども、いずれしてもですね、町の財政という、特に見通しということが、今、非常に重要なことなんでそれについて、まず1つ目のですね、現在、町が示している財政見通しのこの数的な根拠について、内容を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町の財政健全化判断比率につきましては、これまで地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、決算時に当該年度の指標を公表してきました。これらの財政指標は、当該年度の様々な決算数値により算定される数値であり、今後の町の財政指標として、全ての数値を予測することは極めて困難であります。こうした中、財政見通しを作成する根拠として、現在予定されている今後の事業計画から地方債借入額の予測、人口減少を見込んだ普通交付税額の減少など、可能な限りの予測値や測定値を用いて、財政見通しを試算したところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

少しいくつかそれに関して、質問したいと思うんですけども。実は、財政見通しということで、4月の半ば過ぎですか、当局の事務方の方から説明を受けました。そこにはですね、これまではそんなに長いスパンではない、見通しが出されていたんですけども、一応努力されて令和13年までということで、将来負担比率と実質公債費比率という2点でしたかね、について説明を受けたと。私は、実は毎回町から出される指標があるんですけども、数字があるんですけども、それをですね、自分なりにいつも打ち直しています、細かく。何が分かるかっていうと、ここは何で減ったんだろう、ここは何で、例えばですね、地方債残高が増えたというときには、事業内容を打っていくと、ここでこうやって増えているんだな、ここでこうやって下がったんだということが非常に分かる。ただ、具体的な内容までは分かりませんよ。全体の流れとして、ここで増え、こういう事業だったらここで減り、こうなっていくんだということで、この数字の内容をですね、把握するようにしております。それでいきますと、先ほど本年度のですね、将来負担比率については、当初92.1%、本年度ではなく令和4年度です、すみません。それが68.2%に最終的になったと。これは、町長がおっしゃられるように、いくつかの要素があったと思っていますし、寄附金があったとか、諸収入があったとか、そういった、確かに今年の決算内容を見ると3億円から4億円ぐらいは、こういう形で入りましたという説明もあったんで、かなり努力されたと。ですから、単年度で見れば、確かに下がっている。ただ先ほど、井上光三議員と町長とのやり取りの中で出ていますけども、基本的な分母と分子の関係と、財政基準、標準基準ですね、これがどんどんうちの町は規模が小さくなってくると、当然減っていくと。けども、借金はどんどん積み重なっていく。今年ですね、数値でいきますと、総額の借金は、一般会計・特別会計130億円ぐらい。確かになっているんですね。この数字は馬鹿にできない。ですからしっかりと、作っていただきたいんですけど、ただ作っていかれたのを見ていくとですね、少し疑問

がある。というのは、確かに単年度では、多少将来負担比率とか、実質公債費比率が上下することは分かるんですよ。ただ、流れとして、借金が増えていって、財政標準の必要な金額ってというのが減っているのに、これでいくと11年をピークに下がっていきますよって、説明になっちゃうんですね。果たしてそうなのかという疑問がどうしても残るんですけども、その辺についてはどう考えているのかお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。令和4年度以降につきましては、標準税収入額、今、1%ずつ人口減少を見込んで計算しまして、普通交付税につきましては、令和4年度以降0.1%ずつ減少、また充当可能基金ということで、令和4年にはふるさと納税分の金額が入っていましたが、令和5年度以降につきましては、このふるさと納税の金額は入っていません。先ほど来、令和11年度にピークを迎えるということですが、このピークにつきましては、先ほども井上議員のときに答弁させていただいたんですが、各種大型事業が、今、行っております。その起債の金額がですね、この年をピークになるという内容の答弁をさせていただきましたので、この令和11年度が、今のところ現在のシミュレーションのピークということで、この年度以降は下がっていくというような内容でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今の説明の中で、ちょっと不可思議に思うのは、借金の額が突然減るってことはないですね、例えば11年ピークなんだけど、12年度には20億円返済しますとか、そういうことじゃないと思う。借金の返済、公債費ってのは、やはり町の規模の中ですから、うちの場合は8億円、多いとき10億円ぐらい、繰上償還という形でやるときもありますけども、8億円から9億円ぐらいが返済に充てる部分としてはギリギリかなと。そうすると、なおかつ借金、確かにいろんな昔の借金が減っていくという部分あると思うんですけど、同時に、インフラ整備、道路とか下水道とか水道の布設替えとかってのは、同じペースでやってくんで、減る部分あるけども、そんなに私はね、イメージ的には変わらないんだろうというふうに考えると、この7大事業、あるいは今度はこれからやっていく中学校、もうこれはやるって決めたんでやってくという、この数値の見込みの仕方にはもうちょっと慎重な、基礎的な、何ていうかな算入、例えば各課からの聞き取りを毎年度やる、それを複数年にわたってしっかりやっていくということをやっていただきたいと思うんですけど、それがやられているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。この財政シミュレーションにつきましては、全

ての数値を予測することは極めて困難ではありますが、町ではですね、今後の事業計画を各担当から聞き取りまして、地方債の借入額の予測等を含めた試算をしておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

町では決算報告書、国とか県に出します。そのときに付随資料として、6年度以降の主要事業計画一覧とか、今後の課題とか、いろんな書類を出されているようなんですけども、数値の見通しは確かに大変ですけども、最大限、要するに可能な限りのものを組み入れていくという努力は絶えずしてほしいし、町長、非常に危機感を持って、先ほど井上議員とやり取りをしていましたけども、私は実は、町長こんなに危機感を持っているんだと、改めて、実は今日ここで確認したというか知ったということですね。財務課とか財政に関わる職員から説明を受けると、大丈夫かどうかという、やっぱり井上光三議員ではないけど、非常にいいんですかこれで、健全なんでしょうか、駄目なんでしょうかというふうになると、一応数値以内だから健全ですというような答弁になってしまうんですけども、できれば答弁としては、やっぱりそこにはね、大きな認識って大事なんで、誤解を与えないような答弁をできればお願いしたいと。それでは次、2つ目に入りたいと思います。先ほど市川三郷町の記事がですね、非常事態宣言へ財政抜本見直しなんていう、これ土曜日に出たんで、本当に市川の人たち、役場関係者とかに聞いたかったんですけども、そういう時間もなかったんで実際に聞いていないんですけども、非常に衝撃的な記事で、その前の8月に、うちは財政悪化だよっていう記事が載って、えらい記事が載っちゃったなという正直、ここまでまだ、というふうな私も認識があったんですけどでも、でも町民から衝撃を受けた、いろいろ問い合わせがあった。土曜日には、今度、市川こんな話が載っちゃったと。余計、多分、町民の間ではですね、今日のこの議会でのやり取りっていうのは、注目を受けるんだろうと思います。そういうことも含めて、いずれにしてもですね、数値的な、数値以内だよという話はいいい。私は、将来負担比率って350%ってのは、当時、非常に厳しい自治体が多すぎたんで、かなり大きい数字で国は出した、そうしないと、国が支援する自治体がすごい増えちゃうんで。ですから、あの数字っていうのは、実は、本当に本当に大きな数字であって、もう200%、150%っていったら、危機的に感じなくちゃいけない数字だというふうに、私は実は思っています。それを前提にですね、2つ目の財政健全化に向けた取り組みということについて、具体的にどんなことを考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町で公表いたしました財政健全化判断比率の予測では、令和4年度決算において、実質公債費比率を11.7%、将来負担比率を92.1%と見込んでおりましたが、結果として、企業版ふるさと納税の好調などが要因となりまして、実質公債費比率は10.9%、将来負担比率は68.2%となりました。国が示す早期健全

化基準の実質公債費比率25%、将来負担比率350%を下回る結果となり、本町の財政状況は健全であると考えております。こうしたことから、今後も、町税等の収納率の向上や、企業立地の促進による税収の確保、ふるさと納税による財源の確保、繰上償還による地方債現在高の削減などに取り組み、本町の財政指標が基準内で推移するよう、財政健全化に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

確かに収入、税の徴収も含めてですけれども、そして、新たな事業というのはDMOということで努力されるということは分かりました。問題は、収入を入れる入れるって言っても、例えば、正直私思うのに、1億2億って話であれば理解できるけども、これ10億20億くるのかっていったら、そういう話にはなかなかいくのは非常に厳しい話で、やっぱり出す借金を今後どのくらい、このしないで済むようにしていくのかって言うことが、やっぱりこの取り組みにとっては1番大事。将来負担比率ってのは、先ほど町長が述べたように、この今ある借金を将来にわたって負担していく、そのために、負担比率ってのはあるわけで、人口が減っていく本町にとって、自前の税収が減っていけば当然減るわけで、返済比率は当然普通なら上がっていく。ですから問題は、私はですよ、取り組みっていった場合には、今やろうとしている事業計画あるいは総合計画で、掲げた事業計画も含めて、見直しをしていくということが前提条件だと思うんですよね。だから、先ほどから体育館の話で、財政見直し、財政見通しって言われて、質問した議員さんにとっては、えって思う方がいっぱいいたと思うんですよ。財政見通しが大変だったの分かっているけども、どうやって作るんだよという話ばかり出たわけです。質問が出たわけですけども。そういうことも含めた見直し、健全化に向けた取り組みって言うのは、実際どういうふうに考えているんですかという話をお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。議員さんおっしゃる内容ですが、今後はですね、各課から上がってきます事業等を精査しまして、またスクラップアンドビルドというような、財政の健全化に努めて、今後の事業に、事業費を抑制するようなこともやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

くどい質問になりますけども、抑制に努めるとかっていう話じゃなくて、スクラップアンドビルドではなくて、やはり健全化だと、健全だよって言われちゃえば、いや町長、町としてこれもしてよ、これもしたらいい、これもすれば町民の生活向上に役立つじゃないかという提案どんどんされたり、されますよ当然。それは、100万でできるもんならいいでしょう

けども、１０００万、１億っていう事業になって、それでどんどんどん突き付けられていくんですけども、そういうことについてどう考えていくのかってことを聞きたいわけですよ。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

これから大きなお金がかかる事業等を見直して、そして方向転換して財政健全化という部分も考えたらどうだというふうに、大卒で私は捉えさせていただきました。実はですね、リニア側道整備、これ当然リニアも工事始まっていますから、これ後戻りできないんですよ。当然、東別館の解体や増穂小学校の大規模改修、大柵大久保線、もう計画して手をつけている部分はですね、これ途中でやめて、方向転換するよ、もっと莫大な大きなお金がかかってしまう。今後ですね、やはり議論して進むか、やめるか、というものの大きいものは体育館なんですよ、やはり。ですから、この財政議論をしっかりして、それで進むかやめるかというところ、この判断も町民全体で巻き起こしてやりたいというところで、そういうつもりでいます。そして先ほど、ちょっと答弁漏れがあったんですが、令和１１年１２年１３年、１１年をピークにだんだん減っていくっていうのはですね、ああいう大きな事業をまるっきりやらないということ。だから、今後ですね、ああいう大きな事業をやると、ここがまた増えてくんですけど、もうどんとやってしまったんで、過去に。ですから、次はできない。そのシミュレーションで、だんだんそこで返済が過ぎていって、だんだん少しずつ減っていくということなんです。この１３２っていう数字もですね、令和１３年予測。これもだから先ほども答弁したんですが、総務省の数値だと全国の自治体で３％しかないんです。１００を超える、というところもよく皆さん認識を一にしながらですね、いろいろな議論を展開していただければというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○９番議員（齊藤欽也君）

町長がおっしゃるとおりだと思いますね。やはり、この問題ってのは、軽視できない、非常に今後の町の運営については重要な部分なんで、私もさせていただき、いただきました。最後にですね、３つ目に移っていきたいと思うんですけども、来年度以降。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君、途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 ２時００分

再開 午後 ２時１０分

○議長（堀内春美さん）

それでは、休憩を解いて再開します。

○９番議員（齊藤欽也君）

それでは３つ目の最後の質問になりますけども、来年度以降の予算編成について、当局の

考えを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。当初予算編成については、毎年度、予算編成会議を行い、財務課から予算編成方針を伝えております。令和4年度決算における財政健全化判断比率が予測値よりも低い結果でありましたが、来年度以降も厳しい財政状況が予想されます。こうしたことから、職員1人ひとりが常に一步先の政策を意識し、スピード感を持って各種政策を進めることを念頭に、緊急度・重要度による事業選択、主要施策の効果的な推進、ふるさと納税などの財源確保に向けた取り組みなどを取り入れた予算編成に努める考えでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

当然、将来の負担について、心配が多い中なんで、慎重な編成は必要なんだろうと思いますが、もう既に来年度からですね、例えばこれまで良かったのはシーリングっていうやり方、10%シーリングなんていうやり方をしたわけですけど、そういうのは時代に合わないんですけど、少なくとも1つ1つの事業の項目について、これまで以上に厳しい目を持ってですね、各課に対応をですね、検討させる、あるいは項目を挙げて、来年度編成ですからもう10月ぐらいからは具体的にはじまるんだろうと思いますけども、するというぐらいのことはやっていただかないといけないと思うんですけど、その点についてどのようにお考えですか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。各課において、緊急度、重要度による事業選択を行っていただく。また、事業の十分な見直しが行われているかなど、主要施策の効果的な推進等の取り組みを行い、その内容につきまして、検討し予算編成に努める考えでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。ただ、市川でね、財政抜本見直し、非常事態宣言ということで、実際その内容がどんなことを考えているのか、私にはまだ分かりません。もうちょっと様子見ないと出てこないんだと思います。ただ、ずっと思っていることは、いずれ厳しい状況になってくれば起こる予想がつくことは、例えばですね、町民のいろんな施設の使用料を上げていくとか、そういったことを多分、場合によっては考えなくちゃいけないです。そういったことも、今の段階から念頭に置く必要があるだろうし、例えば人件費だって、人件費もで

すね、合併以降、少しずつ人数も減らしたり、努力はされてきていますけれども、今もって約15億ですか、今年、新規採用をどんだけ採るのか知りませんが、そういったことの見直しも含めてやっていただきたいと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。議員おっしゃるとおり、そのような施策を進めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

最後にですね、町長にちょっと直接お伺いしたいというのは、こうやって議論してきました、町民も当然今回の議論を見て、非常に関心を持っていると、この町大丈夫なのかと、税金上がらないのかとか、そして子どもたち、ますます住みづらくなるから町を出ちゃうよねとか、いろんな心配されています。ですから、そういうことに対して、やはり誠実に、この町の今の現状と、こういうふうにしていくよと。例えば具体的にはこういうことを考えているよと、収入はこうやって入る、こういうところは削るよというそういった説明もですね、含めてやるべきだろうと思いますが、その点についてお考えをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

まさにですね、スクラップアンドビルド。いろいろなことを見直してですね、そして簡素化しながらですね、でも効果的に事業を進める、やるべきことはやるっていうことをですね、しっかりと判断しながら、やっていきたいと思っています。財源が、なかなかその確保が難しくなってくる中でですね、ですから税収をどうやって上げていくか。例えば、企業を1件実績が出てきましたけど、企業誘致をしていくとかですね、ふるさと納税、これまちづくり公社によってですね、力強く、今度、推進していくつもりでございます。そういったことをですね、稼ぎ出すっていうことをですね、しっかりとやりながら、一方でしっかりと質素倹約をしていくということ、健全な財政に向けてしっかりと努力していくということ。そういったことを両輪で進めていきたいと思っています。ご心配のようなですね、町民への負担増、これはですね、もう極力避けたいと思っています。そういうところまでいかないようにですね、しっかりとですね、稼ぎ出して、そして倹約して、この将来シミュレーションの予測値に反するようなですね、いい数字になってきたなというようなですね、町政運営を進めていきたいというふうに、思っているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

倹約、やるべきだろうと思いますが、同時にですね、やはり町民が住んでいいと、ある

いは将来、夢と希望が持てるよと、子どもたちの住みたいというためのね、施策も、多少お金をかけながらになるんでしょうけども、やっていかなくちゃいけないんで、いい町を作りながら、なおかつ財政を健全化するという難しいかじ取りをですね、これから一生懸命やっていただきたいし、また町民に対しても、その都度、そういったことを念頭に説明をしていただきたいということをお願いして、私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告6番 9番 齊藤欽也君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告7番 4番 深澤一幸君の一般質問を行います。

4番 深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

それでは、通告に則り、質問をさせていただきます。明瞭かつ簡潔に質問をしていきますので、当局の皆様への回答もですね、簡潔明瞭にひとつよろしく願いいたします。それでは質問の方に入ります。いよいよ本県においても、2回目の国民大会が2032年、9年後にですね、いよいよ開催されることが決定されました。県内開催は1986年のかいじ国体以来となります。前回は合併前ということで、増穂町が弓道、鯉沢町がカヌー競技と2種目が実施されました。私も、カヌー競技に支える側として参加しました。スポーツには、体の健康づくりのほか、心の健康をも向上させてくれる作用があると言われていています。競技することの楽しみ、応援することの楽しみと、スポーツは、人類だけに与えられた最高の特権だと思います。さて、9年後の富士川町はどのような競技が開催されるのか、楽しみなどところであります。それでは、質問事項1、スポーツツーリズムの推進について質問をいたします。山梨県スポーツ成長産業化戦略の中に、目指すべき姿として、スポーツで稼げる県と謳っております。この県を町に言い換えて、まさにスポーツで稼げる町を目指すべきだと考えます。ふるさと納税をはじめ、各種の施策で税収増を目指している今、スポーツ施設を資源としたスポーツ大会、合宿誘致等を実施し、観光客同様に、交流人口を増やすことにより、スポーツツーリズムによる経済効果を期待するものであります。そこで（1）の町は、スポーツツーリズムについてどう考えているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えします。スポーツツーリズムとは、スポーツを見に行くための旅行およびそれに伴う周辺観光や、スポーツに関わる様々な旅行のことであり、スポーツと観光を融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及などを目指す取り組みであります。スポーツイベントは、多くの選手、その家族、関係者が訪れることから、振興はもとより、観光振興にとっても、非常に有効な事業であると考えているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。スポーツはする人、見る人、支える人と、この3つに大別されます。富士川町の規模では、国、県のように3つのうちを見る人、要は観客ですね、観客を呼べる大会は、なかなか難しい状況であることは承知しております。これからスポーツツーリズムを推進していくのに、富士川町の課題は何だと思われますか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。大きな大会を実施する際には、まず、試合を行う施設や練習を行う施設など、多くの施設が必要となります。また、宿泊施設におきましても、必要数を確保していかなければなりません。これらのことから、本町単独で実施するのではなく、広域的に実施する必要があると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

それではですね。少しまた質問させてもらいますけども、先ほども述べましたが、スポーツはする人、競技者、見る人、観客、支える人、運営者が関わって成り立っています。スポーツツーリズムを地域で推し進めていく原動力となるのが、地域スポーツコミッション組織と言われています。地域の魅力発信や、大会・合宿誘致などPR配信を行いながら、利用者の窓口となり、ニーズに迅速な対応をし、スポーツと観光関連組織の連携や調整をワンストップで行う役割を担います。以上のことを踏まえて、（2）のスポーツツーリズムの推進のための組織づくりの考えはあるのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。スポーツツーリズムの推進につきましては、スポーツと観光事業を融合させるため、魅力ある事業であることは認識しております。このことから、関係課および株式会社ふじかわまちづくり公社と連携を図りながら、スポーツツーリズムに関係する組織につきましては、研究をして参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。これから組織について研究していくということで理解をしました。特に株式会社ふじかわまちづくり公社には期待をします。さて、夏季のプール合宿、野球の合宿や大会、サッカーの大会等、既にスポーツツーリズムに近い事が行われていると、見聞きしております。町は、このような状況をどのように把握していますか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。町と宿泊業者が連携いたしまして、スポーツ合宿の受け入れを行っております。一例を挙げますと、夏季のプール合宿では、6団体が訪れ、野球やサッカーなどの競技は、年間を通じて公式戦や練習試合を行っているところであります。このほか、スポーツ協会専門部におきまして、交流大会を行うなどの活動をしているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

これからですね、言葉は、言い方はちょっとおかしいですけど、どんどん受け入れをしていただきたいと思います。それでは続いて2番目の質問事項、スポーツ施設の整備について質問いたします。本町には、合併前の増穂町、鰍沢町に整備されたスポーツ施設があります。今回は、体育館は除いてあります。殿原スポーツ公園の野球場、ソフトボール場、弓道場、大法師公園のソフトボール場、テニスコート、弓道場、利根川公園のプール、テニスコート、親水公園の芝生広場、いきいきスポーツ公園、サッカー場、陸上競技場、ふれあいスポーツ広場、ソフトボール場、ゲートボール場とたくさんの施設が、町内外の人に利用されています。このような施設が、スポーツツーリズムの期待に応えられるかどうか、ということで（1）の県内外の大会を誘致できるように、スポーツ施設の整備は考えられるのかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。県内外の大きな大会を開催する場合は、大会実施のメイン施設はもちろんのこと、練習施設も必要となります。このことから、既存の施設を有効に活用しながら、複数市町の連携による、広域施設利用を視野に研究して参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。私も関わっておりますソフトボール競技も、確かに大きな大会になると練習会場、もしくはですね、同じグラウンド内でも練習ができる、そのくらいの大きなスペースが取れる施設を確保しています。先ほど、広域的にと答弁をいただきましたが、広域的とは、近隣の自治体という意味でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。峡南地域や南アルプス市など、近隣の自治体との連携

が必要であると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

次の質問に移る前にですね、ちょっとパネルを用意しました。当局、議員の方にはですね、議案の中に、先ほどの小林議員と同じように掲載をさせていただいております。見えますか。ちょっとパネルを立てさせていただきましたけども、再質問をさせていただきます。ちょっと移動してしまいまして申し訳ございません。それでは（2）の質問に移ります。種目によっては大勢の人が選手、大会関係者として訪れますが、競技施設と併せて駐車場の整備も大事ではないでしょうか。都市公園内の競技施設は、教育委員会、教育施設以外は都市整備課の管理となっています。そこで、都市公園内のスポーツ施設については、駐車場の整備も必要となります。一体で考えられないかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。町内の都市公園で、スポーツ施設が整備されている公園は、4か所となります。このうち、殿原スポーツ公園においては、昨年度に、駐車場の利用状況について、調査を実施したところ、大会など開催されるときには、駐車場が満車状態となる状況が見受けられましたが、コロナ禍での調査であったため、今後も利用状況調査を行って参りたいと考えております。また、富士川いきいきスポーツ公園は、整備中であり、そのほかの公園についても、利用状況を勘案して駐車場の整備を検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。平成22年6月の定例議会において、殿原スポーツ公園の相撲場跡地の利用計画はと、一般質問をしています。当時の町長は、駐車場としての要望もあるので、整備できるかどうか早急に検討すると答弁しています。いつ相撲場が駐車場になったのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。平成25年度に、新たに34台分の駐車場を整備いたしました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

先ほど、このパネルを掲示させていただきましたですけど、施設ができたのは昭和53年ということですから、42、3年経っているという施設でございます。何も手をつけてない

ということはないとは思いますが、やはり年を重ねることによって、老朽化もしてくるし使用頻度も落ちてくるし、全く使用しないという施設も出ております。先ほどから、私も駐車場のことで少しお話をさせてというか、注文っていうですかね、お聞きしたいなということでお話を伺っておりますが、現在ですね、使われてない噴水施設を駐車場にしてほしいとの声があります。廃止するのか、または違う方法も考えられますか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。今年度策定する、都市公園の長寿命化計画で、噴水施設について、改修または廃止を判定する中で、駐車場の整備についても検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。今年度予算、公園施設の適切な修繕をするとしていた、殿原スポーツ公園の駐車場ラインは、上書きでなく新しい区画で書いてありますが、前の台数と同じですか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。修繕前は45台でしたが、多くの車が駐車できるように配置を変更しましたので、6台分増えて、51台となっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

簡潔明瞭なご回答いただきました。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告7番 4番 深澤一幸君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告8番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を行います。

1番 宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

それでは、通告どおり一般質問をさせていただきます。今回の質問では、大きい1番と2番では、配慮が必要な子どもの支援について質問をさせていただきます。ふじかわ子ども・子育てプランでは、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、分かりにくい実態を早期に捉え、実情に応じた適切な支援を行う必要がありますと書かれております。そのことを念頭に置きまして、まずは大きい1番の質問、ヤングケアラーについて質問をさせていただきます。ヤングケアラ

ーが、どんなお子さんを指すかは、パネルに示させていただきました。小さいのでタブレットの方をご覧ください。国の取りまとめ報告では、令和4年度から3年間をヤングケアラーの集中取り組み期間とし、ヤングケアラーの理解促進を進めることとしております。令和3年度の山梨県の調査では、お世話をしている家族がいると答えた子どもは、全体の6.1%、16人に1人となっております。これは、ほぼ全国の平均と一致している数となっております。ヤングケアラーの課題として、周囲から分かりづらい、子ども自身が自分の状況を客観的に捉え、周りに相談したり助けを求めたりすることが難しい、また健康や学校生活に支障が出ている、子どもらしく生きる権利が守られていないこと、などが挙げられております。また、さらに、想定されるリスクとしまして、出産の母親の高齢化に伴う祖父母の高齢化、またケアが必要な祖父母が増加する、そして離婚の増加、少子化による家族構成員の減少により、ヤングケアラーはこれから増えていくことも考えられております。そのような現状を、町としてどのように対応していくのか、今回、一般質問させていただきます。では、1の(1)の質問です。ヤングケアラーへの町の対応についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。山梨県が実施した調査によると、ヤングケアラーについて、内容まで知っていると回答した子どもの割合は、中学生で56.7%、高校生では65%でした。また、自身がヤングケアラーにあてはまると回答した子どもは0.8%、悩みや困りごとがある子どもは2.8%で、特に家族関係の悩みが多いという特徴がみられました。現在、町では、支援が必要な家庭や子どもの把握に努めているところでございますが、ヤングケアラーに関する相談や情報は、今のところ寄せられていません。こうしたことから、今後も、学校の教員をはじめ、医療機関や介護施設での若年層の付き添い人など、身近な場から、ヤングケアラーへの認識が高まり、町への情報提供に繋がるよう、引き続き啓発活動を行って参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ヤングケアラーは、子どもがケアを当然と感じていたり、家のことをすることは良いこと、また、お手伝いとケアの線引きが難しいなどから、非常に見えづらい点があると言われております。まずは、ヤングケアラーの把握に努めるということで、引き続きお願いしたいと思っております。また、現在、町には寄せられていないということなのですが、このヤングケアラーに当てはまるお子さんで、外国にルーツがある、日本語が不自由なご両親を持っているお子さん、こちらはヤングケアラーに当てはまる可能性がある。また、シングルのご家庭で小さい兄弟がいる場合、これはほぼヤングケアラーに想定するってような調査も出ておりますので、ぜひ積極的に困っているお子さんがいらっしゃいましたら、支援の方をお願いしたいと思います。再質問になります。困りごとがあるヤングケアラーが、もし発見された場合、すぐに必要な支援に繋ぐことが重要かと思いますが、その対応についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まずはじめに、子どもが所属している学校と連携をいたしまして、家庭の様子について情報収集を行って参ります。次に、ケアに繋がる関係機関を紹介し、子どもと保護者の支援を行って参りたいと考えております。先ほどの議員さんのお話にもあったとおり、子どもが通訳の担い手、つまり日本語が話せないご家庭では、そういった子どもが、ヤングケアラーのひとつとして取り上げられていることも報告がありますので、国際交流協会が主催する日本語教室などを紹介して参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

各担当ですね、ぜひ横断的に取り組んでいただき、必要な場合は、早急な支援をこれからもお願いしたいと思います。では（2）の質問になります。ヤングケアラーの存在に気づくということは、学校の教育機関が最も効果的と言われております。学校との連携についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、問題を抱える子どもの早期発見、早期支援のため、個別案件での学校訪問とは別に、年間3回の学校訪問を行っております。特に、子どもの日常の変化に気づきやすく、最も身近な相談の場である小中学校と常に連携をいたしまして、その中で身近な存在である教員からは、ヤングケアラーの子どもの把握を行い、情報提供をいただく機会となっております。一方、家庭内のデリケートな問題であること、また、本人や家族の自覚がないなどの理由から、表面化されにくい構造を持ち合わせております。こうしたことから、子ども自身にも自分の状況を認識し、SOSを発信できるよう、スクールカウンセラーをはじめ、様々な相談の窓口の周知に努めて参ります。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

主に、町内小中学校での把握の方法についてお答えいただきました。山梨県の調査では、5割の子どもが担任の先生が1番相談しやすいと答えているそうです。学校と連携しつつも、特に担任の先生の過度な負担とならないように、専門の支援に繋ぐなどの対応をお願いしたいと思います。再質問になります。ヤングケアラーという言葉については、半数の子どもたちが、言葉だけは知っているというアンケート調査が出ております。しかしながら、深く内容を理解している子どもはまだ少ないと言えます。先ほどの課長の答弁にもありましたとお

り、本人や家族が自覚がないということ、これが大きな問題となっております。ちょっと学校の方にも聞いてみたんですけども、生徒に向けたチラシも、ここ数年は配布がないような状況であるということですので、ぜひ、先生方への周知や児童生徒への啓発活動、チラシの配布などが必要かと思えますけれども、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まず、ヤングケアラーなどに関する児童生徒向けのリーフレットでございますが、今年度、今後、配布する計画を持っておりますので、その際には、各学校に協力をお願いしていく予定であります。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひ、配布の方よろしく願いいたします。再質問になります。ヤングケアラーは18歳まででありまして、高校生も含まれます。今、小中学校での把握は、町内ですので非常に分かりやすいのですが、高校生ケアラーについても支援、発見が必要であるといえます。ただ、しかしながら、増穂商業高校もなくなってしまい、町でこの高校生ケアラーを発見して、支援していくというのは非常に困難であると思えます。町内には、高校はありませんけれども、子育て支援課と福祉保健課で連携をとりながら、見つけていくということになるかと思えますけれども、そちらの対応についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。高校生のヤングケアラーにつきましては、支援の方法ならびに発見の方法等、なかなか難しいところはございますが、これまで町との連携の中で培った個人からの情報や、信頼がおける保育士等の相談窓口等を利用させていただく中で、情報を寄せていただけるよう努力して参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

高校生ケアラーももちろんなんですけれども、高校生を卒業しまして大学生、また30歳ぐらいまでを若者ケアラーというような言葉もございますので、ぜひ、切れ目のない支援、引き続き支援の方をお願いしたいと思います。次（3）の質問に移らせていただきます。ヤングケアラーは、理由があるにも関わらず、授業を休みがち、遅刻が多い、提出物の出し忘れが多いなどで、困った子どもたちであると見られる心配もあります。また、ヤングケアラーに気づくという点からも、特に高校生ですね、学校を休んでアルバイトをしている、そういったお子さんがいらっしゃいましたら、職場で気付くという可能性も出て参ります。山梨

県の、また調査なんですけれども、子どもの居場所運営者の7割が、ヤングケアラーがいると回答しております。こちらが最も高い数値となっています。どの場所でヤングケアラーが発見されるか分かりません。一般の方に理解を深めるための啓発活動が必要だと思われますが、町の考えについて伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。子どもでありながら、大人に代わって日常的に家事や家族の世話を行っているヤングケアラーは、やはり学習や進学面への影響が最も懸念されていると認識しております。また、実際の事例では、自らが置かれた状況を知らず知らずのまま受け入れてしまっている実情も挙げられております。一方、先ほど来、話題にさせていただいております、山梨県が児童生徒に実施した実態調査では、ヤングケアラーの言葉自体の認知度は増加しておりますが、周囲の方々の現状への理解や、ヤングケアラーと気づくには、今後も啓発活動が必要かと考えられます。町では、毎年11月の広報誌にヤングケアラーに関する記事を掲載しておりますが、さらに周囲の住民の認識が高まりますよう、今後、開催されるイベントなどにおいて、啓発チラシの配布などを行って参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

これからも積極的に、さらに積極的に啓発活動をしていただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。次（4）の質問に移らせていただきます。子どもの貧困の解消方法としては、2つあると言われております。1つは経済的な支援であったり、ヘルパーなどのそういった物理的な支援ですね、もう1つが、孤立状態を防ぐ心の支援と言われております。ヤングケアラーも同様に、家事援助などの実地的な支援と、心の支援が必要かと思います。その心のケアとなる、家でもない学校でもない第3の居場所づくりについて、町の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。学校でもなく、家庭でもなく、くつろげる場所が、子どもたちにとっての第3の居場所であると考えております。町では、町内2か所の児童センターを第3の居場所と考えており、子どもが相談できる環境を整えるため、日頃から子どもと関わり合いのある保育士が常駐して、それぞれの子どもの想いや話を聞き、相談に乗るなど、安心して過ごせる場の確保に努めているところであります。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

児童センターもですね、非常に大切な機関であり、これからもさらなるニーズが高まると思われます。しかしですね、地域の中で自由度が高い、もっとインフォーマルな場の支援の大切さは、ヤングケアラーだけでなく、不登校のお子さんなど、また、一般の子ども若者たちにも、現在必要であるということが明らかになっております。また、児童センターはですね、どちらかといいますと小さいお子さんが対象であり、ヤングケアラーの方はどちらかといいますと、小学校高学年から高校生までということで、かなり年齢の高いお子さん、その方たちのための支援が必要となっております。またですね、ヤングケアラーには、大人のケアラーと同様に悩みを分かち合ったり、ケアから離れて息抜きをしたりすることが必要であることはもちろん、さらに大人よりも子どもでもありますので、一層学びや体験、また違う大人との出会い、成長するための栄養、食事、休息が必要なことも事実であります。このような第3の居場所の支援というのは、公の強みですね、行政の強みである場所の提供、もしくは広報、あと信頼などですね。あと、それから民の強み、地域に密着ができる、個に寄り添える、スピード感を持って対応できる、これらの関係をですね、ウィンウィンの関係として、居場所づくりをぜひ共同で行ってもらいたいと考えております。県の取り組みとしましても、民間などを活用した居場所支援の充実が、重点として挙げられております。再質問になりますけれども、こちらの居場所づくりの民との協働について、町の考えを再度お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、児童センターのほか、学習支援や集いの場を目的としたそよ風教室をはじめ、わくわく科学教室、また茶道教室をお琴クラブなどの教室は、この地域にお住まいの富士川町文化協会の皆様や、退職された先生方にご指導ご協力をいただく中、長年にわたり継続されている子どもたちの集いの広場でもあります。一方、子どものための地域支援のあり方を、皆で一緒に考える地域ネットワークの皆様が、定期的に会議を開かれておりますので、皆様は学用品くるくるの実施にも繋げていただいている皆さんでありますので、会議の参加者の子どもたちのために、支援したい気持ちを形にしていけるよう、今後、活動して参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

子どもをですね、地域全体で支える仕組みを、もちろんずっと行ったださっている方のお知恵も借りながら、行っていきたいと思っておりますけれども、子どもたちの状況が、今、非常に厳しいものになっておりまして、不登校や若い方の自殺の増加などですね、ヤングケアラー以外でも、非常にスピード感を持って対応しなければいけない状況になっているかと思っております。そのようなですね、背景もぜひ考慮していただきまして、もし支援の形に工夫が必要なのであれば、スピード感を持って変えていただければと思います。ではですね、大きな2番の方の質問、就学援助の質問に移らせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川議員、ここで暫時休憩を行います。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時05分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

引き続き、一般質問をさせていただきます。大きな2番の質問になります。こちら就学援助についてです。就学援助は、憲法26条の義務教育を無償とするということと、学校教育法19条により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、市町村が必要な援助を行うという規定から、現在、市町村が実施しております。準要保護世帯は、平成17年度から市町村に委任されることになり、各市町村で独自の施策として行っております。富士川町の就学援助は、チラシもですね、かわいらしいゆずにゃんのものになり、目立ち、とても分かりやすく、また、前年度受給世帯が提出していない場合は、各家庭に電話をしていただいて、提出されていない旨を連絡してくださるなど、非常に丁寧な対応をされており、町民の方からも子どもがお便りを出し忘れていたようで、とても助かりましたという声も聞いております。しかしながらですね、物価高騰やコロナの影響で経済格差が広がり、家計急変世帯やシングル家庭などでは、未だに厳しい状況が続いております。生活に追われるなどで、就学援助の制度がありながらも、必要な子どもや保護者に届いていない状況が全国的に懸念をされております。（1）の質問になります。就学援助の周知は、現在、先ほども申しましたとおり、学校から子どもを通して全家庭に配布をされておりますが、配布期間に長期休んでいたりと、またですね、子どもがお便りを出し忘れるなどで、保護者が知らないという事案も耳にしております。周知の方法について、さらに工夫ができないかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。就学援助の対象者は、町の区域内に住所を有し、小中学校に在籍する児童生徒、および町の区域外に住所を有しているが、富士川町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、就学にあたり経済的援助が必要と認められる世帯であります。周知の方法については、まず、入学説明会や進級時、転入時にチラシを配布して、制度に対する意識を高め、さらに、5月には、先ほど議員がおっしゃいましたように、町内在住、および在学の全ての児童生徒の保護者に学校を通じて通知をするとともに、町ではホームページに掲載し、漏れのない周知に努めているところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

引き続き、周知の方をお願いいたします。保護者説明会の方は、ちょっとコロナ禍であったりして、開かれていないこともあったかと思います。またコロナの方が、ちょっと収束が見えて参りましたので、また、引き続きぜひ、口頭でも保護者の方をお願いしたいと思います。再質問になります。外国籍のお子さんについてです。外国籍のお子さんのご家庭では、今のところ日本語ができる方や、中学生になりますとお子さん自身が、保護者の方に通訳をしているという話も聞いております。しかしながら、やはりそこから漏れる方もいらっしゃるかもしれません。保護者の日本語力に不安がある場合の対応、支援についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町内の小・中学校に在籍している外国籍の児童生徒は、8名6世帯で、国籍数は4か国に渡ります。現在これらの世帯では、児童生徒本人、またはご家族等が日本語の理解ができる状況ではありますが、一部の家庭については、支援が必要な場合もございます。そのため、小学校においては、教員が翻訳アプリなどを使って、保護者への連絡を補助するなど、各種お知らせへの理解を図っております。また、教育委員会では、先ほど議員さんにおっしゃっていただきましたが、前年度に就学援助制度の対象になった外国籍の世帯が、本年度に申請がされない場合は、電話で勧奨し、必要に応じて申請の援助も行っております。現在の状況において、4か国語のチラシの対応が今では困難であるため、これまでと同じように学校と連携し、各家庭の状況に応じ個々の対応をすることで、就学援助制度の周知を図って参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

手厚い支援をしてくださっているということで、大変ありがたく思っております。それではですね（2）の質問の方に移らせていただきます。2017年に文部科学省から、就学援助の入学前支給について通知が出されております。文部科学省のですね、令和4年度の市町村アンケートによりますと、山梨県では、28市町村中16自治体が入学前の支給を行っております。そのほかのですね3町村は、完全無償化や全世帯に新入学用品費という形で支払っております。2町村は該当者なしでありますので、実際のところ行っていないという町村が7町村ということになります。富士川町では、現在、行っておりませんが、物価の高騰やコロナを原因とした家計の急変などで、大変な家庭も増えているかと思えます。入学前の支給も可能にできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。本町の新入学児童生徒学用品費の就学援助費の支給につきましては、前年の所得に基づいた申請により、課税状況が確定する6月以降に支給を

しております。一方、入学前支給については、受給後の町外への転出や、課税状況により、返還金が生ずることも想定されるため、これまで実施してこなかった状況にあります。しかし、最近の電力・ガス・食料品等の価格の高騰により、子育て世帯にも経済的な負担が増えていることから、入学時の負担軽減のため、入学前支給について、今後、研究して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になります。検討していただけるということで、大変ありがたく思っております。そうしますとですね、もし、この入学前支給をするということになりますと、通知の方も、お子さんが就学する前に配布をする必要が出てくるかと思えます。入学前支給を行っている市町村ですと、就学前健診のとき、あとは就学通知と一緒にというところが非常に多いようです。また、保育園や幼稚園に配布するといった自治体も少数ながらありました。富士川町の方では、そのようなことも検討していかなければいけないと思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。先ほど、お答えさせていただきましたとおり、今後、入学前支給について研究して参りたいという考えを持っておりますので、入学前の児童さんへの周知についても、一緒に検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひですね、富士川町の特性を生かした、また、皆さんに無理のない方法を、ぜひ、考えていただければと思います。再質問になります。年度中の家計急変世帯について、再質問させていただきます。富士川町ではですね、令和3年度の文部科学省のアンケートでは、年度中の家計急変世帯については、相談に応じるというふうに回答がされておりました。ただですね、困っているご家庭では、自分のような家庭が相談に行っても良いのか、という答えをですね、私などもたまに耳にすることがあります。ご自身も非常に困っているのだけれども、なかなか自信がなくて、役場の方に問い合わせが難しいというふうに聞いております。チラシやホームページにもですね、支給の要件としまして、1 番最後のところに教育委員会が認める世帯とは書かれておりますけれども、家計急変世帯は、ぜひ、年度途中の家計急変世帯はご相談くださいなど、記入していただくことは可能でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。就学援助の対象者として、生活保護法に規定する要

保護世帯に準ずる程度に困窮する世帯や、生計に著しい変化が生じ、生活が極めて困難と認められる世帯があります。これらの条件に該当する家計急変の理由については、家庭によって様々であるため、チラシなどにおいては、対象者については、生活に困窮しているご家庭というように記載をさせていただいております。現在の状況においては、件数は少ないですが、申請やお問い合わせもあり、個々に対応しているところです。今後、さらに分かりやすい、相談しやすい周知の方法を考えて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

今、相談があるということで、実際に相談できる方は、氷山の一角という可能性もございますので、ぜひ、周知の方をお願いいたします。もう1点、年度途中の家計急変世帯について、再質問になります。この家計急変世帯の認定基準なんですけれども、どのような書類が必要なのか、あと認定基準ですね。こちらについても示していただけると、自分は対象になるのかどうか、ということも保護者の方も分かりやすく、相談しやすくなるのではないかと思いますけれども、このあたり、認定基準についてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。相談しやすい体制とともに、そういった基準的なものにつきましても、総合的に検討いたしまして、周知方法を考えて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひ、検討のほどよろしくをお願いいたします。では（3）の質問に移らせていただきます。現在ですね、就学援助は多くの市町村で申請主義をとっております。子どもには教育を受ける権利があり、就学援助は、保護者に支払われるものなんですけれども、その支払われた就学援助費の利益は、子どもが受けるものでございます。保護者が申請をしなければ、どんなに支援が必要なお子さんであっても、お子さんには届けることができません。年収100万円以下ですね、1人親世帯へアンケートをしたんですけれども、そのときに世帯収入が低い家庭ほど支援を受けておらず、またその理由についてこのような援助について知らなかった、もしくは無回答という答えが5割と出ております。富士川町では、就学援助の申請主義の見直しについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。就学援助費については、個人情報保護の観点から、申請者本人の同意が必要であるため、現状において申請主義を見直すことは困難であると考

えております。就学援助費の支給を受けることができる対象者は、富士川町就学援助費支給要綱第2条に規定されており、第1号に生活保護世帯、第2号に町民税の非課税世帯、第3号に事故または疾病により、生活が極めて困難であると教育委員会が認める世帯、第4号に要保護世帯に準ずる程度に生活が困窮していると、教育委員会が認める世帯と規定されております。これらの要件すべては、個人情報にあたるため、町民税の課税状況など、町が保有する情報であっても、利用目的以外の目的のために利用するには、本人の同意が必要とされております。また、事故や疾病により生活が困難な状況がある場合も、申請がなければ、教育委員会で知り得ることができない情報であります。以上のことが、現状において、申請主義を見直すことが困難な理由であります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

なかなか申請主義を見直すことが難しいので、周知などの工夫をしていただくということだと思いますけれども、早川町など山梨県で3町村では、全世帯に修学旅行費や給食費などの無償化を行っております。受益者負担という考え方から、義務教育は全て無償であるという考えが優勢になっていることも背景にありまして、給食費の無償化を取り入れる市町村も全国的に増えております。富士川町でもですね、ワークブックなどの教材費の一部を町で負担していただいております。実際に東京都の府中市ですね、こちらで行っているのですけれども、教材費などの、この公費の部分を少しずつ増やしていっているということを聞きました。再質問になりますけれども、予算との兼ね合いを見ながらということになります。少しずつ学用品などの公費分を増やしていく、このようなことはできないか伺いたいします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。現在の状況においては、そういった内容の検討も行われていない状況でありまして、今、この場でお答えすることができません。今後、いろんな状況を見ながら、また、そういった時期が来た場合には、研究をして参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

今、急に議場で申しましたので、研究をしてくださるということで、よろしくお願いいたします。申請主義からですね、職権主義というのは難しくてもですね、就学援助の場合、積極的発見主義という言葉があるそうです。ぜひですね、そのようなお子さんを見つけましたら積極的に声をかけていく、ということだと思います。また、お子さん自身がアドボカシー、子ども自身の権利を使いまして、自分がこういったお金がないから教育を受けたい、修学旅行に行きたいといった意思を表示するっていうようなことも、検討されているというのも聞きました。ぜひですね、学校とも連携をして、必要なお子さんの方に届くようお願いした

と思います。そうしましたら、大きな3番の質問の方に移らせていただきます。大きな3番は、SDG sの取り組みについて質問をさせていただきます。皆様もご承知だと思うのですが、パネルの方にSDG sの目標アイコンを掲載させていただきます。SDG sは、2030年までに達成するというゴールが、明確に打ち出されております。しかしながら、2030年までに達成することは、現時点で非常に厳しいとも言われております。その中で、政府もかなりのウエートをかけて取り組んでおり、SDG sが政策そのものに現在はなっております。自治体でも、積極的に取り組む県や市町村が増えてきました。私が思うところに、自治体とSDG sは非常に親和性があり、特に、あの目標の11番ですね、住み続けられるまちづくりを、まさに行政が積極的に推進することで大きくゴールに向かって進むと考えられます。また、自治体の総合計画の目標は、そのままSDG sの目標に置き換えることも可能かと思います。例えばですね、第二次富士川町総合計画にある、飲料水の安定的な確保、供給であれば、SDG sの目標6番、安全な水とトイレを世界へと、関連付けられます。また、16番の平和と公正をすべての人に、のような目標でありましても、汚職や贈賄の防止、またコンプライアンスの遵守という形に置き換えることも可能です。では(1)の質問です。次期総合計画にSDG sの視点を取り込む考えがあるかについて、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町の総合計画は、目指すべき将来像である、暮らしと自然が輝く交流のまち、生涯快適に暮らせるまちを目指してを実現するため、みんなで考え、一緒に気づくまちづくり、を取り組み方針としております。国では、持続可能な開発目標SDG sの実施指針の中で、各種計画や戦略、方針策定等にSDG sの要素を最大限反映することを推奨しており、また、SDG sの活用が地域創生に資するものとしております。町では、総合計画の将来像の実現に向け、地方創生を推進していくとともに、次期総合計画の基本計画策定にSDG sの要素を関連付けることで、総合計画と地域創生を一体的に取り組んで参りたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひですね、推進をしていただきまして、また、分かりやすい方法で町民の皆様に広報の方をお願いしたいと思います。では(2)の方に移らせていただきます。総合計画に、もしSDG sを取り込みましたら、SDG sの進捗状況を評価していく必要があります。SDG sの担当課を設置する考えはあるでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。SDG s関係の業務につきましては、現在の組織体制の中、各課の担当内において、全職員で対応しております。こうしたことから、総合

的に担当する課の設置は考えておりませんが、今後も、SDGsの推進に向け、積極的に取り組んで参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になります。担当課を設置することは考えてない、というお答えなんですけれども、総合計画で関連付けを行うのであれば、SDGsを主体的に推進する、また、進捗状況を広く評価する課や、担当が必要になるかと思います。それをもし、現状の担当課で行うとするならば、どこで行うのか、お考えをお聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。議員の質問ですが、現在、総合計画まとめている政策秘書課が担当になると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

政策秘書課の方でリーダーシップをとり、これからも、各課横断的に進めていただきたいと思えます。また、すべて横断的に進める政策でありますので、担当課のみが理解をしても、ほかの課になぜこの視点が大切なのかが、伝わりづらいとも言われております。そこで（3）の質問に移りますけれども、今までの事務事業評価に、SDGsのターゲットにどれぐらい取り組めたか、という視点を評価に取り入れるということについて、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。地方自治体としては、事務事業の評価においても、SDGsの視点を取り入れることが必要であると考えております。SDGsは持続可能な社会の実現に向けた17の目標であり、これらの目標が事務事業や職務にどのように関連するかを評価し、適切な方向性を示すことは重要であると考えております。こうしたことから、本町の事務事業評価にSDGsの視点から、評価を取り入れることが、適切であるかを調査研究して参りたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひ、町全体で取り取り組めるように、また、良い形で研究の方をしていただきたいと思います。最後の質問です。（4）の質問になります。17番ですね、パートナーシップでゴール達成の目標に関係いたしますけれども、SDGsの特徴は様々なステークホルダー、つま

り、利害関係者が協力することを大切にしております。富士川町でも大切にしている、まさに協働のまちづくりと言えます。SDGsのパートナーシップは、お互いが対等であり、できることをやるというものです。そうすることで、困難と言われている2030年の目標到達に近づけるためであります。例えばですね、災害時の運送会社との協定、また、公共交通ですね、林業経営体やNPO法人や個人の方との里山整備などなど、現在でもたくさんのパートナーシップが行われており、これからもたくさんのパートナーシップが考えられると思います。官民協働でSDGsの取り組みを行う考えについてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。地方自治体は、持続可能な開発目標への取り組みを重要な課題と位置付けております。町では、住民サービスの向上や地域の発展に向け、民間組織を活用し、令和3年度は希望職員を対象に、昨年度は全職員を対象としたSDGsの研修会を開催しました。今後は、SDGsの取り組みを通じて、地域との連携を図って参りたいと考えております。こうしたことから、SDGsの官民協働について、さらに取り組んで参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

さらに取り組んでいただけるというお答えでした。再質問になりますけれども、現段階で具体的にどのような協働をお考えでしょうか。もし、何かあればお答えいただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。全国では、公共施設などに再生エネルギー設備の導入事例がいくつかございます。そうした内容を調べる、また、調査する中で、富士川町が取り組めるものがあるものか、またそういったことを今後、検討研究していきたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

SDGsは持続可能性であります。本日の一般質問でも、財政の問題がありましたけれども、将来を担う世代のためのまちづくりを、町全体で、町民も含めて取り組むために、ぜひ、これからも推進していただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告8番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて通告 9 番 8 番 小林有紀子さんの一般質問を行います。

8 番 小林有紀子さん。

○ 8 番議員（小林有紀子さん）

これより、大きく 2 つの項目について質問をさせていただきます。はじめに、デジタル技術を活用して人々の生活をより良いものへと変革する、D X（デジタルトランスフォーメーション）の活用による住民サービスについて伺います。現在、デジタル技術の進展によりサービスのデジタル化が飛躍的に高まり、地方自治体の住民サービスもデジタル化の推進を本格的に取り組むことが求められています。現在、我が国の出生数は 80 万人を割り込みましたが、本町でも昨年の出生数は 64 人と昨年よりもさらに減少し、ここ数年、毎年 200 人以上の方がお亡くなりになると大変深刻な自然減が続いている現状です。この人口減少を考えますと、今後、良質な行政サービスを提供するためには、職員の担う業務の範囲の見直しや、自動化・省略可を図ることなど、新たな行政サービスの提供体制について検討をしていく必要があると考えます。（1）の質問ですが、本町では電子申請システムの利用によるオンライン申請を推進していただいておりますが、窓口業務の一環としてデジタル技術を活用し、申請書類を記入せずにワンストップで手続きできる、書かない窓口の導入を進めている自治体が増えてきております。本町でも導入すべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。行政手続きの利便性向上や、業務効率化を目的に、本町においても行政のデジタル化推進に向け、様々な取り組みを行っているところであります。こうした中、各種証明書の発行手続きのため、役場に出向く負担軽減や、時間に関係なく個々の都合に合わせ申請できる、スマートフォンからのオンライン申請を行っており、住民サービスの向上に繋がっております。書かない窓口の導入につきましては、県内でいくつかの自治体がすでに取り組んでおります。こうしたことから、本町においても行政手続きのデジタル化に向け、検討して参りたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○ 8 番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、先進事例としまして北海道北見市が、書かないワンストップ窓口を実施しています。窓口での手続きをもっと簡単、効率的にしたいという職員提案からスタートしまして、新人職員が市役所窓口を利用してみたら、実験として職員が実際に窓口で手続きを行う体験をして、課題点を出し合って取り組んだそうであります。県内でも進めているところがあるという現状でありますけども、このように導入にあたってまずは、実際に職員が窓口で体験をして調査研究をしていく、取り組んでいくという利用者目線の取り組みを、本町でも取り組めるのではないかと思います。その点に対してはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほどの答弁でもありましたとおり、町にとってどのような形が望ましいのか研究・検討する上で、その中で町民の立場になって体験するということにつきましては、重要だと考えております。今後も体験をとおして、行政手続きのデジタル化、どのようなものが富士川町にとって良いのか研究する中で、具体的な方向が見えてきたところで体験をとおして、いろいろ考えていきたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ、町民の立場に立った取り組みを研究をしていただければと思っております。よろしく願いいたします。昨年、お悔やみ手続きの窓口一元化を訴えまして、現在、予約制度を実施していただき、ご遺族の方が各担当課の窓口を回らなくても、1か所で1時間ほどの短時間で手続きが済むように実施をしていただいておりますけども、この書かない窓口を導入すれば、その予約自体をしなくてもそれらの手続きが短時間でできるなど、さらなる効率化が図られます。何度も同じことを書く手間の軽減、手続きの漏れがない、さらに経験の少ない職員でも一定の対応が可能で、誤入力も軽減される。住民の利便性向上と、職員の業務負担軽減が図られる行政事務のデジタル化に、今後ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。（2）の質問といたしまして、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現のために、意欲ある地域に自主的な取り組みを応援するデジタル田園都市国家構想交付金として、国が事業の立ち上げの経費を支援しています。この交付金を活用し、住民の利便性向上とサービスの向上につなげるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。地方自治体におけるデジタルトランスフォーメーションの活用は、住民サービスの向上や行政の効率化を図るために極めて重要な取り組みです。デジタルトランスフォーメーションを通じて、新たなテクノロジーやデジタルソリューションを導入し、地域社会の発展を推進することを目指しています。こうしたことから、デジタル田園都市国家構想交付金の活用に関して、検討を行って参りたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひとも、前向きに取り組んでいただけますようお願いいたします。この書かない窓口は、ほかの地域で既に確立されている優良モデルなどを活用した、実装の取り組みとして実装の

タイプになります。令和5年度のデジタル田園都市国家構想交付金のデジタル実装タイプとして、公布が決定した事業件数は1845件、交付決定事業費は653億円、山梨県は7団体が交付決定として公表されております。デジタル実装タイプの中には、行政サービスのほかに住民サービス、教育、文化、スポーツ、医療、福祉、子育て、交通、物流、防災、インフラ、さらには農林水産、産業振興、観光などの分野と幅広い事業に活用できます。ぜひとも全国の先進事例を参考に、検討していただき交付金の申請ができますよう取り組んでいただくことを期待しております。それでは（3）の質問としまして、現在、人口が減少しまして高齢化が進む地域では、自治会の役員をしていただいている担い手不足が指摘をされ、自治会等の地域コミュニティの維持が大変難しくなっております。組に加入する方も減少してきているということで、本当に今後、デジタル技術を活用して若い方も気軽に加入できるような、住民同士の情報交換の場を創設したり、持ち回りの回覧板を電子回覧板に移行したり、災害時における安否確認など、柔軟な多様な連携を可能にする自治会のデジタル化を進める必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町内の各区が抱えている課題のひとつに、組に入らない若年層を含む、幅広い世代への加入促進の働きかけや、組役員の担い手不足があると聞いております。国では、地方創生に取り組む自治体を後押しするため、地域の課題解決にデジタル技術を積極的に活用し、様々な取り組みを行っている事業には、補助制度の活用が可能であります。こうした中、今後、各区からデジタル技術を活用し、若い世代の方々が組に入りやすくなるような取り組み事案などが出された時には、事業推進の必要性について検討して参りたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

本当にそういう若い方々、またいろんなところから移住されてくる方々、本当にいろんな方々、本当にいろんな方がやはり地域コミュニティということで、そういうことを本当に今まで持続していたものをしっかりと、また継承しながら、さらに現在にあったような取り組み方、そういう事をまた考えていただきたいと思いますので、再質問ですけれども、本町としましては高齢者の方が多い中で、デジタル化ということでなっていくと、それに対するなかなか苦手だとか、本当に操作が難しいということなかなか抵抗感があるのではないかと思います。とはいえ、そういう若い方とか、本当に加入がなかなかできにくいという方が入りやすい、そういう部分としましては、やはりデジタル化に対して、課長がおっしゃったように希望する考えがある区などに対しては、そういう大変苦手とかっていう方に関して、デジタル操作に対しての無料の講師ですね、そういうものの派遣とかそういうものなどは考えていただけるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。区会の活動などオンライン化に関する要望がありましたら、先ほどの交付金ですか、そちらの活用も含めまして、講師の派遣などができるのかを検討していきたいと考えております。また、操作方法などで町の職員で行なえる部分につきましては、そういった職員の指導で各地区に出向くことも可能であると考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ、柔軟な対応をお願いしたいところであります。よろしくお願いいたします。それでは（４）の質問としまして、先ほど助成ってこともありましたが、デジタル技術の導入を行う自治会等に対し、助成を行う自治体がありますが、本町の見解をお伺いしたいと思えます。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。先に述べましたとおり、国では、地域の課題解決にデジタル技術を積極的に活用し、様々な取り組みを行っている事業には、補助制度の活用が可能です。現在、町では、地区の皆さんの住む地域が、より住みやすい地域づくりに取り組んでいただけるよう、各区に対し、富士川町地域力創造交付金を交付しておりますので、先ずはこの交付金の活用を考えていただきたいと思います。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですけれども、これまでの各自治会の補助ですね、地域力創造交付金は各区や組でそれぞれ活用が既に決まっていて、会員が減少する中で限られた予算の中でそれぞれ活用して運営をされている状況でありますので、ぜひこれのほかに、コミュニティ助成事業というのもありますけれども、これは継続で受けられないものでありますし、ほかに今後何か別の助成制度は考えられないでしょうか。お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。助成の制度という形ではございませんが、本年度、町では企業版ふるさと納税を活用し、区が抱えております課題解決に必要な経費に対しまして、ふるさと自治活動応援交付金制度を始めております。これは、区民の方々が自らゆかりのある企業などに納税を提案し、町に寄附申出書が出されるとき、寄附額の最大70％分につきまして、提案した地区に交付する形になるものです。この制度を活用していただければ

と考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

新たな企業版ふるさと納税の活用も考えられるということで、大変に大きな可能性に期待を持ちました。ぜひともこの自治会活動、ふるさと応援交付金、寄附額の70%ということですので、広く周知をしていきたいと思っております。地域の出身者はもとより、地域の中の方がお知り合いの方、県外からとか企業版ふるさと納税をしていただいて、地域の活性化、地域活動に活用させていただき、その方の地域との交流を深めていただくなど、そういうことも町、県を飛び越えて地域と全国の方々との交流が広がるのではないかと、今、期待を膨らませていたところでありますので、ぜひとも、このふるさと納税を周知をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは大きな2の質問としまして。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。質問の途中ですが、ここで暫時休憩をします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 4時03分

○議長（堀内春美さん）

それでは、休憩を解いて再開いたします。

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

それではおおきな2の質問としまして、視覚障がいの方の情報取得について伺いたします。全ての障がいがある方が、障がいの有無によって分け隔てられることのない社会を目指して、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。ところが、今でも視覚障がいの方にとっては情報の取得や利用に多くの苦労があります。内閣府のホームページには、視覚障がいのある方は必ずしも点字を読めることなく、多くの方は音声や拡大文字によって情報を得ていますと記載されています。（1）の質問といたしまして、音声コードによる情報提供は、視覚障がいの方の情報伝達手段として全国的に定着しつつあります。特に公的機関などでは、音声コードのよる情報提供環境が国家予算で整備促進され、視覚障がいの方の情報格差是正が推進されております。そこで本町の視覚障がいの方の情報取得として、音声コードの利用状況について伺いたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。視覚障がい者の方が、情報を取得するツールのひとつであります音声コードは、印刷物に掲載された文字情報を二次元コードに変換をしたもので、専用の読み上げ装置で聞き取れるコードであります。携帯電話、スマートフォンのアプリや、専用の読み上げ装置を使用することで、記録された情報を音声で得ることができる

ものです。この専用の読み上げ装置は、身体障害者福祉法によって給付対象となっており、視覚障がいの方の1級と2級の方が、富士川町障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱に基づきまして、補助金の申請により利用ができますが、今のところ実績がありませんので、町内で音声コードを利用している方の把握はしておりません。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですけれども、実績がないので把握されていないということですが、音声コードの利用者が、町内には視覚障がいの方が、43人いらっしゃるかと伺っております。この方々はどのように情報を得ているのか、今の状況で十分だと考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。視覚障がいの方への、町の情報としましての提供なんですけれども、現在、声の広報発行事業というものを行っております。個々の生活支援までは対応した情報提供では、十分ではないと考えております。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

十分でないということですので、ぜひとも調査をしていただければと思っております。全国の視覚障がいの手帳を持っている方のうち、点字が読める方はわずか1割、ほかの疾病や高齢者などで文字を読みづらい方は、全国で160万人との報告もあります。住民サービスにつなげることが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。（2）の質問としまして、音声コードは紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える、二次元のバーコードです。この中に文字情報が800から1000文字が格納されて、文書からの情報入手が困難であった視覚障がいの方をはじめ、高齢者など誰にでも優しい情報を提供することが可能となりました。印刷物に音声コードがついている場合、紙媒体の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴がついているため、視覚障がいの方はそこを指で触れば音声コードの場所が分かります。本町でも音声コードによる情報提供として、音声コードをを広報や通知文に活用する考えについて、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、町では、社会福祉協議会に委託をしまして、地域生活支援事業として、広報誌等の情報を、カセットテープに録音をし、視覚障がい者の皆さまへお届けする、声の広報発行事業を行っております。そのため、今のところ音声コードを広報誌や通知文などに活用する考えはありません。しかし、音声コードは障がい者に限

らず、高齢者や外国人など、幅広い方々の情報バリアフリーを飛躍的に向上をすることが期待できるということから、研究をして参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

声の広報発行事業として、朗読の会すずらんの皆さま方の真心こもる朗読で録音されていることは、本当に素晴らしい事業ですので継続をしていただき、そのうえで音声コードに入られる文字数は限られておりますので簡潔に要点だけになります。そこからまずは大事なことは自身が情報を得ることができます。例えば投票所、入場券とか、これまでワクチン接種券のような公的な通知が届いても、ほとんどの自治体が発送する封書には音声コードが付いていません。このため何の封書か分からないために、誤って捨ててしまうことだってあるわけです。せめて公的な通知文書など、年金や医療、各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などには音声コードの記載が必須ではないかと思います。再質問ですが、音声コードには2種類あるわけですが、どのように認識されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまの音声コードについてのご質問にお答えいたします。音声コードは、今2種類ございます。1つはS Pコードと言いまして、活字、文字の読上げ装置で読む音声コードになります。もう1つはユニボイスと言って、スマートフォンやタブレット端末のアプリに対応した音声コードになりまして、読上げ装置でも読み取ることができる音声コードになります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、音声コードには今S Pコードとユニボイスコードの2種類があるということで、このS Pコードはこの専用の読取り装置のみの対応の音声コードが必要ですが、ユニボイスは携帯電話、スマートフォン、タブレットとか専用の読取り装置でも読み取ることができるのが、このユニボイスですね。このユニボイス音声コードの作成アプリは、自治体や公益財団法人には無償貸与となっております。読取りデバイスが広範囲におよぶ、このユニボイスが音声コードとして活用するのに最適かと考えますが、活用方法を今後、考えられないでしょうか。お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのユニボイスの活用についてのご質問にお答えいたします。音声コードのユニボイスにつきましては、山梨県が作成をしました小中学校向けの防災冊子、やまなし防災ガイドブックに使用をされております。町といたしましても、この町の情報発信に音声コードが

どのように活用できるか、今後、研究をして参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひとも、よろしくお願いいたします。（3）の質問ですが、音声コードを音声情報とするために視覚障害者用活字文書読上げ装置が必要です。この装置は厚生労働省の日常生活用具給付事業の中で、1級と2級の障害者手帳をお持ちの方が給付対象となっているものですが、今後の利用促進についてどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。視覚障害者用活字文書読上げ装置は、音声コードを使用した場合に必要な装置になります。町では要綱に基づきまして、この機器導入の補助制度を設けておりますが、今のところ実績はございません。しかし、この補助制度について、窓口に来庁された時や相談会などの際には案内などを行いまして、障がいの有無によって分け隔てられることなく、社会参加が図れるよう、利用促進を進めて参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですけれども、今、課長がおっしゃったように利用促進に努めていくということは、音声コードを普及していただくということで考えてよろしいでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。この活字文書読上げ装置につきましては、音声コードがなければ機能しないものであります。また、音声コードがガイドブックや通知文に掲載をされていなければ利用ができませんので、音声コードの普及についても、今後、研究をして参りたいと考えます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ、導入していただける方向だと判断をさせていただきました。そのため、この読上げ装置を希望される方には、ぜひとも配布をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。スマホやタブレットを活用される方もいると思います。ご自身で選べる環境を整えてあげることが大事ではないでしょうか。視覚障がいのある方に、また高齢者の方にも活用していただけるよう周知徹底が必要と考えます。視覚障がいのある方が自立し社会参画をしていくためには、情報のバリアフリー化が重要です、ぜひとも、導入をよろしくお願いいたします。

ます。以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告 9 番 8 番 小林有紀子さんの一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告 10 番 3 番 依田誠司君の一般質問を行います。

3 番 依田誠司君。

○3 番議員（依田誠司君）

最後になりましたけど、もう少し我慢してください。端的に行きます。通告どおりに株式会社ふじかわまちづくり公社についてです。（1）として、株式会社は観光DMOを目指していると思います。業務は、マネジメントが中心であると理解しているが、利益の確保をどのように考えているのか伺いたいです。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。株式会社ふじかわまちづくり公社では、利益確保について、町からのふるさと納税業務の委託を予定しております。来年度以降は、町からふるさと納税業務を公社が受託し、その事業での委託料やイベントなどによる特産品の販売手数料などを収益と考えております。こうしたことから、公社でふるさと納税制度を学習するため、本定例会におきまして地域ビジネス大学院の入学のための予算を計上しているところであります。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3 番議員（依田誠司君）

再質問です。株式会社ふじかわまちづくり公社とは、DMOは地域全体の経営を考える仕組みや体制を整える組織と、DMCは具体的なDMOの戦略に従って運営する会社と、両方を兼ね備えた会社と認識てよろしいのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。株式会社ふじかわまちづくり公社では、7月の段階で官公庁のほうにDMOの申請登録を行いました。その中では、議員さんのおっしゃっており、観光のまちづくりという形でそのすべてを把握、担当するものと、実際に具体的に動いていく戦略的な部分も兼ね備えておると考えております。こうした中で、今回このDMO、ふじかわまちづくり公社、こういった形で経営の戦略についても行なっていけば良いか。先ほどの答弁にもありましたが、地域ビジネス大学院、こちらに行きながらこの手法を学んでいきたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

分かりました。それでは（2）として、代表取締役が政策秘書課長となっています。経営判断の俊敏性と責務を考えると町長になるべきと思いますが、その考えがあるか伺いたいです。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。株式会社ふじかわまちづくり公社では、現在、代表取締役に政策秘書課長が就いております。これは、公社の運営の中に地方公共団体からの委託事業があり、富士川町政治倫理条例の中で、町長が役員を務める企業は、町民に疑惑の念を生じさせないため、町からの委託契約を辞退しなければならない旨の条文があることから、町長は、公社の取締役に就いておりません。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問です。6月ですね。富士吉田市はふじよしだまちづくり公社を設立しました。富士吉田市は堀内市長が社長に就任し、さらに選任の取締役がついています。先ほど言われたように、条例で禁止されているということは分かりますけど、それでは専任の取締役就任ということは考えがないのでしょうか。先ほど言ったみたいに、公社の業務は多岐にわたるため、出来れば専任の取締役をおくのがベストかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。専任の取締役ということでございますが、現在、このまちづくり公社、今外部の非常勤の取締役で、戦略ないしは販売等をいろいろ考えている次第でございます。そしてまた、現時点では先ほどの答弁のとおり、町長の考えに対しましては私が聞く中で、そういった会社の中で外部の取締役、または担当職員などと話を進めている経過でございます。議員さんのおっしゃいました富士吉田市、私も聞いたところによりますと直営というような形で、職員を配置しております。富士吉田市では、おそらくこの政治倫理条例というものはないものと思っておりますが、直接の担当を置く中で、市の職員、市長を中心に動いておると聞いております。答弁のほうは以上になります。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

分かりました。条例を変えろとまではちょっと言えませんので、しょうがないです。次の質問に入ります。（3）ですが、これも今のにちょっと関係するんですが、職員2人が専従となっています。職員は、町の職員は人事異動があるんですよね。3年くらいで。営業のこと

を考えると外部からの人材を入れたらよいかと思うが、いかがお考えですか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、株式会社ふじかわまちづくり公社では、職員2名が町からの出向により専従となっておりますが、法人経営に支障が生じないよう人事異動には配慮して参りたいと考えております。また、公社の役員として非常勤ではありますが、取締役役民間の手法を取り入れるため、2人が就任しております。さらに、会計参与として会社の会計監査業務を経験した公認会計士が就任しており、持続可能な法人運営のため、経営に加わっていただき、公民連携による公社の運営を行っているところであります。今後、観光庁に申請中の観光地域づくり法人、DMOに認定されましたら、有利な補助金などにより、公社採用による人員の確保を行って参りたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問です。私はやはり専門がいた方が、片手間でできるような仕事じゃないと思うんで、出来たら、今後、町長にも考えていただきたいと思います。先ほどの質問の中で、株式会社というのは利益を確保して、それを家族、ひいては町とか、皆さんに貢献していくというのが株式会社と思うんですが、株式会社という名前からいくと、先ほど最初から補助金を頼りのようなことを言っただけで、それはちょっとおかしい、おかしいというかそこで気持ちの入り方が違うのかなと思いますけど、それはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。株式会社、本来であれば利益を追求していくものになります。本来でありましたら、ある程度の資本金、こちらを用意する中でその資本金の中で初期投資の活動等を行っていく形とはなりますが、今回町でつくりましたこの公社につきましては、初期の部分で職員が出向する形の中で、まずこのDMO、観光地域づくりの法人という認定がされることにより有利な補助制度、これも永遠と続く補助制度ではありませんので、最初にここを導入する中で、会社としての利益が上がっていく、そういった継続性がとれるのであれば、これをきっかけにその後、継続的に公社採用による人員というものを、確保していきたいということで考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

分かりましたけど、やはり最初に楽をすると、補助金がよくありますよね、企業でも私たちでも補助金をもらって、それが最初は補助金なしだけどそれが1年2年でもらっていくと、補助金ありきで考えてしまうので、その辺はよく肝に銘じておいてください。次の質問に移

ります。次は大きい2ふるさと納税について、再三その話は先ほどから出ていますが、内容についての話です。(1)として、3年連続納税額がこれは企業版じゃないですよ、普通のふるさと納税です。下回っています。この現状をどのように捉えているのか伺いたいです。よろしくお願いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川町のふるさと納税額は、令和元年度1億1624万3千円、令和2年度1億671万8千円、令和3年度では1億192万5千円、令和4年度9637万円となっており、3年連続で前年度を下回っております。町では、ふるさと納税額の減少を食い止めるため、本年4月から担当課を政策秘書課に代え、体制の強化を図り、様々な対策を取っているところでありますが、今後、さらに地域間競争が激しい状況になっていくものと認識しております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

厳しい状況になっていると認識を持っていただいていて、ありがたく思いますけど、今本当にすみ分けされていますね。勝ち組負け組っていう言い方はおかしいですけど、ふるさと納税が富士吉田市は今期4月が88億ですよ。山梨市も30億。山梨市も財政が先ほどから将来負担比率とか、納税が30億、実質はその半分、4割くらいが実質だと思う。でも30億の4割でも12億ですよ。うちの町に12億あったらすごいですよね。もっと言うと自由に使えるお金なんです。町長が色々考えなくて、職員の皆さんも考えなくて、むやみに使えってことではないんですけど、そういうだからもう少し増やし方を考えていただきたいです。そのために、もう1度戻りますけど増やす、寄附者を増やすためにどんな施策を考えているのか伺いたいです。すみません。(2)に移ります。(2)の質問です。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、ふるさと納税の寄附額を増やすための施策として、エックスを使ったふるさと納税公式サイトで返礼品の紹介、ポータルサイト上でのメルマガの送信などSNSを通じた情報発信に力を入れております。さらに、富士川町魅力発信アンバサダーに協力を頂き、SNSを通じ感想をつぶやいていただくなど、多方面で情報発信が行なえたところであります。また、商品開発として、ゆずにゃんを使ったコラボ商品の作成や、ほかの自治体との共通返礼品の取り組みを行い、返礼品の魅力向上に努めているところであります。こうした施策に加え、寄附額の多い自治体に出向いて、そのノウハウを習得する講習を受けたり、寄附者のリピーター確保のため、品質向上に関する案内状の送付や、お礼状の作成を行っております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3 番議員（依田誠司君）

先進事例があるところに、ぜひ通ってください。私も去年、富士吉田市ふるさと納税室ですか、に行ってきました。あそこは16人体制でやっています。パート、バイトそれでも正規職員が12人くらいいるんですよね。やっぱり大きさが違うからそれはしょうがないですけど、町は財政が厳しい、誰もが知っていることなんですけど、今、当座お金をどう増やすってことを考えると、今、ふるさと納税寄附金しかないんですよね。ほかに寄付金を募ろうと思ってもないと思います。クラウドファンディングとかいろいろあるんですが、いろいろなことを考えて、今の当座、乗り切っていただきたいです。国の政策も10月くらいからちょっと厳しくなるんですけど、特にちょっと返礼品、うちの町の返礼品になるのが少ないですけど、その辺も新しく考えて商店街とかそういうところに。ただ、まだ知らない業者も多いんですよね。どうやってふるさと納税に出せば良いかと。だからそういうところも、今まちづくり公社をつくりましたので、丁寧に説明して1つでも多くそういうところを見つけてください。ただ、ふるさと納税は恒久的な財源じゃないんですから、もう分かっているかもしれませんが、企業誘致などの安定した財源確保を今のうちに考えてください。特にリニアが開通する前までが勝負。それから今が勝負だったです企業誘致も。だからもう最終週に掛かっているかもしれませんがふるさと納税を進めながら、なおかつ、そのほかに企業誘致。別に町長がやるとか、職員がやれってことじゃない。町民もたくさんいるし町民のOBもいますから、ふるさと納税でも前も話がありましたけど、お願いすれば1人1軒とってくれば1万人声かけて入れれば、1万円のふるさと納税をしてくれれば1億円になるんで、簡単な計算ですけどね。うちでも子どもが2人いますけど、やれって言ったらやってくれました。だからそういうことで、パンフレットを作ってやるということより、まずは声かけられる。何でも人から人、それが1番伝わります。どんなネットを使おうが何しようが、人から人ですね口コミですね、口コミが最高。前に町長も言ったことがありますけど、口コミが最高です。だから私もってことはないですけど、微力ながらやっていきますので、町長はじめ職員の皆さん、今度は職員の皆さんから近所のおばさんとかおじさんにも話をして、やってほしいと。親戚の人もやってほしいと言うだけでも、多分来年は1億くらい増えると思いますよね。今のをやると5億くらいすぐいくと思います。当座10億くらいを目指してやっていただきたいです。以上で質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。まさに依田議員と私、また町が見ている方向性は一致していると思います。しっかりとできる限り稼ぎ出してですね、そして住民のサービスをしていくという方向性、ですからそれについて努力をしていくということでございます。やはり自治体経営っていうのは、今度フェーズが代わってきていると思います。自ら自立できない自治体っていうのは、これはどんどん淘汰されていくのではないかと。総務省も2040年という部分がキーワードで、いろいろな勉強会とかですね、検討会を進めているような

です。その2040年に向けて、我々富士川町が持続可能で生き残れる自治体にしていくのは、やはり自ら稼いで自立できる自治体に代わっていくこと、これが大事なんです。そのためにやはり、ふじかわまちづくり公社、そして当面ではふるさと納税。ふるさと納税で稼いだお金で、様々な環境整備をして企業誘致、そして次世代の子どもたちを育てる、その財源で子ども達に投資することによって、持続可能なまちづくりが出来てくるんじゃないかというふうに考えております。ぜひとも依田議員とともに、また議会の皆さんとともにですね、議論を重ねながら富士川町を明るい、そして将来的に持続可能な町にしていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

町長の心強い発言ありがとうございます。ぜひ実現するように、というか実現させないうちの町の将来はないし、国はもう切ることを考えていると思います市町村は。富士川町が1つくらいがなくなっても国になんとも思われませんので、ただ私たちが住んでいるところだからなくなったら本当に困るので、だからその辺も同じ思いだと思いますから前を向いて、また私も意見があれば言わせていただきますけど、ぜひ頑張って一緒にやっていきましょう。以上です。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告10番 3番 依田誠司君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これにて散会といたします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後4時38分

令和 5 年

富士川町議会 9 月定例会

9 月 1 2 日

令和5年第3回富士川町議会定例会（3日目）

令和5年9月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 報告第 5号 | 令和4年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 3 | 報告第 6号 | 令和4年度富士川町一般会計継続費精算報告について |
| 日程第 4 | 報告第 7号 | 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について |
| 日程第 5 | 議案第49号 | 富士川町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第50号 | 富士川町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第51号 | 富士川町立小中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第52号 | 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 9 | 議案第53号 | 令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第54号 | 令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第55号 | 令和5年度富士川町かじかの湯事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第56号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 認定第 1号 | 令和4年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第 2号 | 令和4年度富士川町水道事業会計決算認定について |

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	宇田川 朱 恵	2 番	神 田 雅 也
3 番	依 田 誠 司	4 番	深 澤 一 幸
5 番	小 林 和 良	6 番	秋 山 仁
7 番	望 月 眞	8 番	小 林 有紀子
9 番	齊 藤 欽 也	10 番	青 柳 光 仁
11 番	鮫 田 洋 平	12 番	井 上 光 三
13 番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(19人)

町 長 望 月 利 樹	副 町 長 早 川 竜 一
教 育 長 古 屋 三千雄	会 計 管 理 者 河 原 恵 一
教 育 次 長 秋 山 忠	政 策 秘 書 課 長 中 込 浩 司
財 務 課 長 望 月 聡	管 財 課 長 渡 辺 成 昭
税 務 課 長 長 澤 康	防 災 交 通 課 長 長 田 博 幸
町 民 生 活 課 長 一之瀬 三 千	福 祉 保 健 課 長 遠 藤 悦 美
子 育 て 支 援 課 長 大久保 公 生	産 業 振 興 課 長 望 月 奈緒美
都 市 整 備 課 長 井 上 勝 彦	土 木 整 備 課 長 山 形 謙一郎
上 下 水 道 課 長 依 田 正 紀	教 育 総 務 課 長 小 林 恵
生 涯 学 習 課 長 井 上 誠	

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長 原 田 和 佳
書 記 井 上 直 人

開会 午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。
相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和5年第3回富士川町議会定例会3日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ
ご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の
会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は質疑の日程になっております。

なお、認定第1号および第2号の決算認定案件については、本会議の初日に決算特別委員
会に付託しましたので、質疑は大綱のみに留めてください。

質疑の回数は、富士川町議会の申し合わせのとおりといたします。

議会運営にご協力くださいますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 報告第5号 令和4年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金
不足比率の報告について

日程第3 報告第6号 令和4年度富士川町一般会計継続費精算報告について

日程第4 報告第7号 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告
書の提出について

以上の3議案は、報告案件でありますので、一括して議題とします。

これから、報告第5号から第7号までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

報告第7号、教育委員会の事務の管理、執行状況の点検及び評価報告書の提出について、
質疑をさせていただきます。タブレットの19ページ。いじめに対する学校全体での取り組
みの充実についてです。こちらの方で、令和4年度には協議会を設置し、様々な施策を行っ
てくださっていることと思います。また、成果のところですね、今後も、成果のところ

様々な対策に取り組むことで、いじめ問題の解消に繋がっているとありますけれども、こちら具体的に、どのような対策を行っているのかを教えてください。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。学校現場では、様々な子どもの生活、学校生活の関係に対して、教員が個々に指導に当たっているところであります。そのようにしましても、年間の件数にしますと結構な件数が、調査をしたところの報告が上がってきております。それにしましても、現在の現場での早期の対応によって、解消したという事例が、ほぼ8割程度ありまして、あと解消中に向け取り組み中というところも現在あります。教育委員会の対応としましては、重大な事案が上がってきた部分につきまして、いじめの防止基本方針に基づきまして設置しました、いじめ対策の連絡協議会の方、設置いたしましたその協議会で、対応しているところであります。現在も、1件、専門委員会の調査を行っているというような状況であります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

いじめの報告がたくさんあがっているということは、反対に良いことだと思いますので、ぜひ、これからもお願いしたいと思います。続きましてですね、タブレットの20ページです。家庭や地域、学校の連携による家庭教育、幼児教育の充実で、ふじかわ子ども、子育てプランとの連携を図った教育環境の充実とありまして、こちらの課題のところに、家庭や地域の教育に対する意識の向上が不可欠であるとして書いてあります。家庭や地域の教育ということで、非常に大切になってくるかと思いますが、こちらの方ですね、具体的にはどのようにして意識の向上を図るのか、お伝えください。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

なお、発言のときはマスクを外してください。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。子どもの教育環境の充実を図るために、学校、保育、幼稚園、行政、地域が連携して、教育環境の充実に取り組む必要があるという、その点でございすけれども、やはり、行政だけだと子どもの教育の部分については、全てが対応できないというところで、家庭教育の部分については家庭でやっていただく、地域の部分については、その下にもありますけれども、コミュニティスクールの推進などをして、地域の方に学校の内容を理解していただくというような、そういった周知をすることで、今後も対応して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

家庭のですね、子育て力の低下っていうのは、最近また叫ばれておりますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。続きましてですね、タブレット33ページになります。失礼しました。タブレット33ページの文化財の保護、活用と伝統芸能の継承のところ、その欄なんですけれども、ページ数はタブレット34ページになりまして、そちらの課題のところになります。塩の華の件です。その課題のところの1番最後ですね、歴史文化館は、今後も歴史文化の情報発信拠点として、館内維持管理のほか、施設の周辺環境整備が必要であるとあります。こちらの施設の周辺環境整備なんですけれども、具体的にどのような整備を想定していますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。塩の華につきましては、以前から交流センター塩の華ということで、以前のものを中を改修して行っております。周りにはですね、公園等もございます。そちらの公園等の施設周辺ですね、そちらの方の設備、また、駐車場内に少し不備等もございますので、その辺を整備をしていきたいということで、たくさんですね、周辺も汚れていたり、壊れていたりということもございますので、その辺の周辺整備もしていきたいということで、こちらの方を記載をさせていただいております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

昨日のお話にもありましたが、たくさんの来館者の方がいらっしゃっているということです、今後とも期待していますので、ぜひ、お願ひしたいと思ひます。これで私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

タブレット16ページをご覧ください。確かな学力を伸ばす教育の充実の成果として、全国学力、学習状況調査については、小学校は算数が全国平均正答率を上回り、中学校では、全ての教科において全国平均正答率を上回った、こう記述されています。これはですね、町単講師あるいは支援員を配置してですね、きめ細やかな学習指導に取り組んでくれたり、あるいはティームティーチングを行って、習熟度に応じた学習指導をやっていただいた、こういう成果だというふうに私は受けとめています。ただですね、学力調査の正答率、平均点が全国で平均より1点上回ったか、2点上回ったかとか、そういう問題で学力をやっぱり捉えていけないと思うんですよね。学力状況調査をしてみて、どういう点で、本町の子どもたちが力をつけているのか、どういう点が課題なのか、やっぱりそういうことをしっかり把握した上で、次の学力向上へ向けての取り組みをしていく、また、教育委員会はそういう支援をしていく、そういうことが私は大事だと思うんですが、各学校から、自校の児童生徒の学力、

その点に関わっての学力調査を分析して、どういうふうに学力を掴んで把握してるのか、そういう点で報告は受けていますか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。各学校では、1年間の指導の成果を、課題を洗い出し、次年度の研究と系統性を持たせて、学習指導に取り組んでおります。その判断データの1つが、全国学力状況調査であり、また、県の実施している学力把握調査でありまして、日頃の学習評価と併せて、総合的に分析、討議し、その成果と課題は各校で研究紀要にまとめ、全職員で共有するとともに、教育委員会の方にも提出していただいております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

了解いたしました。続きまして、2つ目の質問になりますが、18ページですね、報告書では6ページになりますが、eのところ、不登校児童生徒に対する教育支援体制の充実という項目がありまして、そこですねお伺いしたいことは、コロナの関係で、学級閉鎖、学校閉鎖、あるいはリモート学習という状況が大変多くなりまして、その間でですね、子どもたちも何ていうのか、外へ出るってことに対する抵抗感が多くなった。そういう中でですね、小学生、中学校、高校生、特に中学生のですね、不登校が全国的に増えている。県においても非常に増えた、北病院が不登校の相談や何かを受けて対応しているんですけども、とても北病院が手に負えない状況になったということで、本町においてもですね、その経過の中で、不登校になった生徒もいるというふうに、私は推測しておりますが、本町における児童生徒の不登校の現状について伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。令和4年度、30日以上長期欠席者の状況であります。小学生においては21名、中学生においては28名でありました。やはり、議員のおっしゃるとおり、年々少しずつ長期欠席者の生徒は増えている状況であります。学校でも、家庭に出向いたりして対応しておりますが、やはり、コロナ禍で対応が、会うことができないとか対応が厳しい状況がございました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

相互の課題と認識してですね、やっぱり子どもたちには学校に来て、ほかの子どもたちと交流したり、あるいは学習をする、そういうふうにぜひ、なっていただきたいと思います。最後の3つ目の質問になります。23ページ、報告書で11ページですが、bのところす

ね、多様な人との関わりの中で社会を生き抜く力を組む、そうじゃない、ごめんなさい。そこじゃない。すいません。その前の10ページのd、安全防災教育の充実というところがですね、11ページの課題についてですね、見守り活動については、教育委員会、警察、学校がさらに連携を深めるための施策を展開していきたいと、こんなふうに書いてありますが、私はそれも大事だと思うんですが、地域の中でですね、通学時や、あるいは帰宅時を中心にしながら、自主的に保護者の方、あるいはボランティアの地域の方々が、見守り活動や声かけ活動をたくさんしてくれています。そういう人たちが子どもたちの、ある面では学校や、警察ではつかめないような状況も、把握している状況もあります。やはり、そういった意味で言えば、そういう自主的に活動してくれている方々との連携を深めること、このことの方が、やっぱり大事じゃないかなというふうに思います。そのことは、地域ぐるみですね、子どもの見守り活動、あるいは健全育成活動に繋がっていく、そういうことに繋がると思いますので、地域のボランティアの方々、あるいは自主的に見守り活動してくれている保護者の方々と、どういうふうに連携を進めていったらいいか、その点についてお伺いを伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。議員さんおっしゃるように、地域の子どもは地域で守り育てるということで、皆さま方、実践をしていただいております。このような形のボランティアさんが皆さま方を見て、さらにボランティアが増えていただくことを、私どもは願っております。そういう地域のボランティアさんとの連携につきましては、必要に応じて検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

意見は差し控えるようにしたいと思います。また、このことについては、一般質問等の中で、私ももう少し検討していきたいと思います。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは、様式7号ですね、教育委員会の報告について、2点ほどお伺いします。まず1点目は、タブレットの17ページの後の方ですね、17ページcの教職員の指導体制、指導環境の充実のところ、これは町単講師には、従前やっていたようにお願いしたいんですが、課題のところですね、課題の最後、ページが変わって18ページになります。課題の最後のところに、部活動指導員については、人材の確保が課題であると、学校の部活動は、国でもいろいろ心配していて、地域活動に移行するというふうな、昨年、スポーツ庁でガイドラインが出ました。それについての検討は、ここでいうと、指導員の確保についてのみ、課題となっていますが、地域活動への移行、ガイドラインに沿った地域活動への移行

というのは、検討されたのかどうか、お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。国の方のガイドライン等のすすめによって、教育委員会の方でも検討を始めて参っているところではありますが、やはりこの課題に記載いたしましたように、地域で部活動の指導をしてくださるには、やはりいろんな課題を片付けていかなければ、なかなかできないということで、国の意向とあの地域の現状が、今、合っていないというようなところもございまして、かなり厳しい状況であります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

分かりました。もう1点。タブレットの19ページの、1番下の少子化に対応した望ましい教育環境の充実で、やはり課題で、次のページに移りますが、最後のところですね、20ページの課題のところ、前から読みますと、前のページから、今後、学年において児童がいなくなることが想定されるため、再度、小学校の統廃合について検討を始める必要があると。これ、小規模校のことだと思いますが、検討を始めるのは、ゼロの学年がいたらすぐ始めるのか。例えば、統廃合について、ある程度数字、ゼロ学年が1学年であれば検討するのか、あるいは全体、全校数が何人であるとかっていうふうな、そういうところの検討の始める段階は、何かお考えがあるんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。現在、小学校については町内3校ございます。今のところ、一つひとつの学校、南小は人数が少ないわけではありますが、少人数の学校としての機能を今、あの果たしていますので、そこの部分が存続している状況であります。統合について、何人になったら検討し始めるのかという、ご質問でございますけれども、今後、現場の方の状況と、あと、いろんな教育委員会での内部の情報と合わせながら、そういったところについても、今後、考えて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

その再質問、3回目です。再質問ですが、検討を始められるときには、コミュニティスクールですから、学校運営連絡協議会もありますし、ぜひ、地域の意見を聞きながら始めてほしいと思いますが、そこだけちょっと確認をしたいんですが、いかがですか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。地域の方に、かなり、子どもを見守る環境を今、整えていただいております。そういった統合に関しては、地域住民の方、保護者、いろんな方の意見も聞きながら、検討をして参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、報告第5号から第7号までについて、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 5 議案第49号 富士川町税条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第50号 富士川町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第51号 富士川町立小中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

以上の3議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第49号から第51号までについて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第49号から第51号までについて、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 8 議案第52号 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第4号）

日程第 9 議案第53号 令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第54号 令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第55号 令和5年度富士川町かじかの湯事業特別会計補正予算（第1号）

以上の4議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第52号から第55号までについて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

議案の55号ですね。かじかの湯の補正予算です。タブレットの100ページになります。

1款総務費ですね、1項総務管理費、目で一般管理費ですね、この中の節の10の需用費ですね、修繕費30万ということなんですけども、どこか修理したのか、それとも予算盛りを

しているのかっていうことをお聞きしたいですけど。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらの修繕料30万円につきましては、緊急用施設等維持経常修理費となります。当初予算におきまして、50万円計上させていただきましたが、すでに支出済みとなり、今後も緊急修繕が必要となる見込みがあることから、計上をさせていただきました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

それからですね、同じところなんですけども、その下の14節ですね、工事請負費52万4000円なんですけども、寝湯ろ過機ですね、五方弁取替修繕工事、これっていうのは、やはり定期的に替えるのか、今回修理っていうのですかね。そういう感じなんではなかね。ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらの工事につきましては、寝湯と大浴槽のろ過機内の濾材を洗浄するため、お湯の流れを逆流させる切り替えの弁でございます。切り替えの弁がしっかりと閉まらないため、お湯が漏れ出し、量が減ってしまっている状況でございます。湯量を増やすために、新たに源泉を汲み上げて、ボイラーで焚き直されなければならないため効率が悪く、光熱費も嵩んでしまっている現状でございますので、緊急の修繕という形で、今回、計上させていただきました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

3回目ですか、その下のですね、17節の備品購入費74万3000円ですね、温泉電極ですか。この内容ってですかね、この辺もちょっと教えてもらいたいです。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらの温泉電極につきましては、源泉の水量を確認するための電極でございます、現在は、故障し水量の確認が分からない状況でありまして、水量が下がりすぎた場合は、ポンプが空回りし故障の原因となってしまうため、備品として購入をさせていただきたく、今回、計上させていただきました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6 番議員（秋山仁君）

かじかの湯は、だいぶお金がかかるかなんて思われます。ですので、やはり替えなきゃならんものは替えなきゃならんと思うんですけども。これをもって終了したいと思います。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

11 番 鮫田洋平君。

○11 番議員（鮫田洋平君）

議案第52号、令和5年度富士川町一般会計補正予算第4号について、1つだけちょっと質問させてください。タブレットのページで60ページの2款総務費、1項総務管理費の5目の広報費について伺いたいします。補正額42万2000円ということなんですけれども、これ以前に、全員協議会が何かの折に、著作権の関係で、町が訴えられてしまったみたいな話をされたと思うんですけども、その金額だと思うんですけども、それについて、現在、どんな状況になっているのか。お願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。前回、全員協議会の中で、この著作権に関する問題、具体的に言いますと、町の広報誌でイラストを使った関係で、そのイラストにつきまして著作権が存在するということで、後になって著作権を管理している会社から通知等をいただく中で、その後、相手側の弁護士が今度は代表となり、損害賠償を含めながらの連絡が、町に入ったところであります。これ以降ですが、町といたしましては、まず、町村会の弁護士に相談をいたしました。やはり、この著作権、特殊な問題なので、とても町村会の担当する弁護士ではちょっと難しいということで、そこの方の紹介から、東京にいる著作権に詳しい弁護士の方、そちらとちょっと電話をとる中で、やはり、難しい問題だということもありまして、今回、補正予算の中で、この報償費を計上する中で、具体的にその内容を相談していき、今後、町がとっていく対応をどのような方向がいいのかということで、今回、この予算で計上させていただきました。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11 番議員（鮫田洋平君）

本当に著作権の問題、これ難しい、本当に難しい問題だと思います。確かそのときの説明で、他の市町村にも何か同じような事例があったって伺ったんですけども、他の市町村はどのような対応をされているんでしょうか。分かる範囲でお願いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。県内で同じような著作権に関する事で、相手の会社と弁護士からいろんな話を受けている。具体的に言いますと、北杜市がそういった形で

相談を受けているということが、私たちが調べる中で分かりました。その中で、北杜市の担当の方にも相談いたしました。絵を使っている会社は同じではありますが、後についてる弁護士ですね、相手側の。その人が、富士川町に対して言っている弁護士と違う方でありまして、以前も説明の中で、共同でそういった問題が対応できないかということも考えていましたが、今回、富士川町で相談した弁護士の中で、やはり相手が違うとちょっと難しいのかな。もう1つ、北杜市は北杜市でほかにも問題があるということから、独特の弁護士を雇う契約というか、そういった取り決めをしております。今回の問題に関しましても、基本分とそれにかかる時間の割増しというんでしょうかね、ちょっと金額が大きくなる傾向があると、調査した中で分かりましたので、富士川町としては北杜とならぶのではなく、ちょっと単独で別の弁護士に、ちょっとこれからの経過を相談していきたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

昨日、一般質問でSNSの質問もあったかと思います。画像の使用など、著作権があるものが、インターネット上には多分多くあると思います。広報誌やSNSで、今後も町が発信していく中で、発信する前の最終、発行する前の最終チェックっていうのは、どのような体制になってやっているんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。今回の問題が分かった時点で、今後、町としてどのような対応がよろしいのかと。政策秘書課の方では、まずはイラストを使う場合に、各ホームページ、SNSを含めまして、それぞれの画像が、ちゃんと無料でコピーできるものかどうか、おそらく無料でできるものもあるんですが、今回、富士川町が話を出されている、ちょっと疑わしい事例等も、ちょっと見受けられる部分もありますので、まずはイラストを使うのであれば、ちゃんとした使用料を払う対応を取りながら、イラストを使っていくと。またSNSに上がる分については、その辺のイラスト、または写真等使うときに、それぞれ作成した担当課には、確認するなどの対策をとっております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

ぜひ、気をつけていただいて、次からこういうことがないように、しっかりチェックしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

議案第52号、富士川町失礼しました。いいですね。令和5年度富士川町一般会計補正予算について質問を行います。最初にですね、何点かありますが、最初にですね、議案書60ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目財産管理費、14節工事請負費、大型倉庫設置工事443万3000円が計上されています。これは、町民会館西側に倉庫を建てる予定でいると伺っていますが、倉庫設置工事が必要になった要因について伺います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。倉庫の部分につきましては、新庁舎に全ての課を集約することによって、倉庫が、現在、不足している状態であります。それぞれの各課が保存、保管をしていた物品が、今、予定する庁舎の中には収まりきれないのが現状であります。その部分を旧庁舎の周辺、庁舎の周りにあった倉庫等にしまってあったもの、それから、東別館の中に移したものの等々がございます、その中の物品を、今後、必要にあるものについては、必ずしまうというような作業になるんです。その物品を精査させていただいて、倉庫を必要であるというような判断で、補正をさせていただいたところであります。具体的には、何を入れるかっていうのは、まだ構想の段階で、具体的には全課に話はしておりませんが、選挙の物品が、旧増穂地区と旧鯉沢地区に分ける必要がありますので、それを中心的に入れていく、しまっていく、保存していくというような形で、今、現在、そこには古い倉庫があるんですが、古い倉庫は外に置くようなものしか入れられないような状態になっておりまして、ほこり等が屋根の隙間から入るような状態になっておりますので、今回、イナバ物置のような密閉される部分を使って、部屋の中で使う物品も問題なくしまえるようなことを検討させていただいて、補正予算に計上させていただいたところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

再質問になりますが、昨日私は、一般質問の中で、教育文化会館もある意味では倉庫としても活用できるんじゃないかという、そういうやり取りをしたと思うんですが、その点との関わりはどうなんですか。この大型倉庫を作れば、教育文化会館は倉庫としての活用がなくなるのかどうか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

今、この倉庫が建設されたとしても、収まりきるかどうかという部分につきましては、まだ不透明なところがありますので、昨日、お答えさせていただいた一時的な部分で、その中に保管をさせていただいた中で、仕分けをさせていただくというお答えをさせていただきましたので、その中で精査をさせていただく。それには、廃棄する物品等もあろうかと思えますので、なるべくスリム化を図りながら、必要なものを必要なところへ保管するというよ

うな形をとっていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

了解しました。次の質問に移ります。同じく60ページ、総務費、5項企画費、1目企画総務費で、ここを見ると、株式会社ふじかわまちづくり公社に係る予算計上が、ほとんどだというふうに理解しておりますが、財源として、その他1000万円が、計上されてはいますが、この、その他財源はどこから出てくるのかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。こちらの、その他の財源の内容になりますが、これは昨年度、企業版ふるさと納税で入った金額、こちら基金に積み立てておいたものを繰入れる形で、この財源に充てました。内容としましては、株式会社ふじかわまちづくり公社の、特に、負担及び補助金のところの財源に充てる形になっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

町長が大変ご苦労いただいて、企業版ふるさと納税、だいぶ増えていて、その活用が有効的に図られると。今回のDMOの設立も、それも大きく関わっていると思いますが、有効に、ぜひ使っていただきたいというふうに思います。次の質問に移ります。64ページです。8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、18節補助金、危険空き家解体補助300万円が計上されてはいますが、この内訳についてご説明願いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦。

○都市整備課長（井上勝彦）

ただいまの質疑にお答えします。危険空き家に指定された空き家を、所有者が解体撤去および処分する工事に対して、町が補助する補助金で、1件50万円で6件分を計上しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

制度に基づいて6件分の申請があったということですね。解体6件分の。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦。

○都市整備課長（井上勝彦）

ただいまの質疑にお答えします。今年度、危険空き家に指定された件数が14件でありまして、これは町が申請者に対して補助を行うもので、現在、当初分3件の申請がありまして、

今回、残りの見込まれる申請者に対しての補助金ということで、予算の方を計上しておりますので申請は今からになります。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

そうすると確認ですけど、現在、執行した部分と、今後予定されている部分もあるという理解でよろしいですね。解体は。分かりました。それでは最後の質問になりますが、65ページ、すいません、65ページかな、10款教育費、4項社会教育費、4目文化財保護費、7節報償費、歴史文化館管理説明員に新たな報償費として154万8000円、これ計上されていきますが、要因について伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。当初は、オープンから半年間は2人体制で、塩の華の管理を行うこととしておりました。8月で半年が経過いたしまして、ガイドさんなどと協議をしました。検証したところ、舟運の歴史館と近代美術館が2棟に分かれており、2棟それぞれの対応が必要なこと、ガイドが不在な場合、展示物の監視ができず、破損の恐れがあること。また、施設内での事故など、1人での対応が難しいこと、女性1人で管理をする場合、危険が伴うことなどが挙げられたためでございます。また、企画展を年2回程度実施する計画でございますので、企画展の展示施設内にガイドを配置するための予算を、経費を計上したところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。年度当初にですね、監修者報償費これ42万円、それからボランティアガイド謝礼334万8000円、これが計上されていますよね。ということは、この予算当初のこの計上と、ずれが生じてきたと、いう理解でよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ご質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたが、最初の4月から9月までは、2人体制で計算をしてございました。10月以降ですね、10月以降は、1人の管理者ということで計算をしてございました。残りの10月から3月までの管理者分、ならびに企画展分ということで、今回、計上をお願いしたところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

分かりました。当初の予定よりかも、ボランティアガイドの人の、出る回数が多くなった

と、そういう理解でいいですね。結局はそういう理解ですね。再質問をお願いします。そうするとですね、当初予算の財源にプラス154万8000円ということになると、年間500万円、報償費として払ってるわけですね。これが、常に文化館のランニングコストとして続くのかどうなのか、その辺について、今後の文化館運営にも関わって、大きな問題になってくると思いますが、その点についてのお考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。先ほども申し上げさせていただきましたが、この施設がですね、舟運資料館と近代人物が2棟に分かれているということが、1番大きな要因でございます。当面の間は、この2人体制を継続していきたいと考えておりますので、そのほかの方々をお願いすることは、ちょっと考えてございません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

私も何回も行って、ボランティアの方々がですね、熱心にですね、愛情を持って取り組んでくれている実態をよく承知しておりますが、やっぱりランニングコストという面から考えれば、これやっぱり工夫していく手立てが必要だろうと思いますので、ぜひ、その点を今後検討していただきたい。私、意見になってしまいましたが、質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは、一般会計補正予算、タブレットでまず57ページ、歳入のところですね、国庫支出金、目でいくと総務費、国庫補助金、クリーンエネルギー自動車普及促進充電、充てんインフラ等導入促進事業ということで、国庫支出金、受けるようになっていますが、これは申請に基づくものですか。お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。この補助金につきましては、申請に基づくもので、駐車場内にEV車の急速充電器を1基、つけることになっておりますので、設置費に対しての補助金になります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

分かりました。それでは、ここに関わるかと思うんですが、タブレットでいきますと、60ページ、先ほどの大型倉庫設置工事、ここ見ますと、それに今の補助金を半分使っている

んですね。これは、補助金の目的等からして、これよろしいんでしょうか、お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。急速充電器の設置工事費につきましては、外構工事の電気設備の中に、すでに計上されている部分でありまして、この補助金を申請をして採択になったので、今回、補正をさせていただきたいものになっております。大型倉庫の部分の設置費につきましては、一般財源の計上になりますので、補助金とは関係はございません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

そうしますと、ここにこういう資料が出てきますと、半分はこの補助金、財源のところですね、国庫支出金で上がっているんですよね。これ、我々勘違いしますというか、これだとちょっとうまくないですよと、いうことになるんですが、今、一般財源だけで大型倉庫っていうと、この説明資料が不可解なんです、その辺ちょっと説明してください。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

すいません、財源の内訳の部分で、今回、一般財源として計上はさせていただいておるんですが、当初の電気設備工事の中には、採択というか申請決定を受けてなかったのが、財源措置をしていなかった部分でありますので、今回、補正の中で財源充当という形で、内訳の中に盛り込ませていただいた部分でありますので、表示上はこういうような形になってしまったということになりますので、大型倉庫に充当をしたということではなくて、財産管理費へ国費を充当させたというような表示になっているので、説明不足になるかもしれませんが、ご承知おきをいただきたいと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

ここまだ3回、いいんですよね。今の説明でおおよそ分かりましたけれども、これ、こういう資料を出されると、これで我々審議しなきゃならないんですよね。前にこの財源を充てるところが充ててなかったから、今回こっちに持ってきて、ここに入れました。では、実際には、一般財源で全て440万使ってやります。では説明がちょっとね、つかないと思うんですよね。これ、改めて説明してもらえばですけども、これ3回目ですから、これちょっとクエスションのところがあります。違う質問に入りますが、同じページで、1番下ですね、企画総務費で、先ほどちょっと話がありました、株式会社ふじかわまちづくり公社、報償費400万円、この内容をちょっとお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。内容といたしましては、これまで株式会社ふじかわまちづくり公社、この話をしている中で、本来であれば、ふるさと納税の業務委託、それに対して令和5年度、本年度ですね、今回は民間企業に委託する中で、DMO、いわゆるまちづくり公社の方へは、実際の委託料が支払われない形ではございますが、町といたしましては10月以降に、このふるさと納税の業務を公社の方でやってもらうような形になります。その中で、まちづくり公社としては納税業務を請け負いますが、全く収入が入らないという形にはなりません。その中でも、非常勤の取締役のお金や、その後、宣伝広告料等もその後発生してきますので、町としていたしましては、今後10月から3月までの半年、ふるさと納税の目標額、今年度は2億円という形で目標設定しておりまして、その半年分、半分の1億円、それに対して、本来であれば委託料を支払う、その4%に見合うこの400万円という形を報償で出す形にしながら、まちづくり公社の運営部分の資金に使えるような形で、今回、補正予算の計上をいたしました。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

これ、次のページのですね、先ほど説明のあった、補助金1000万、それから、その下の委託料、これネットワークと一緒にですから、これ金額分かりません。ここに400万ほど載っておりますけれども、6月の説明では、9月補正します、町からの運営費として300万円という説明をいただきました。実際には、ふるさと納税の方で、公社の方にですね、400万ほど入る。それはそれで収入がありますということですから、運営費は300万、我々今回9月の補正で、その程度のもが出てくるかと思いましたが、報償費として上がっています。委託料として上がっています。先ほど、補助金はふるさと納税の分1000万、今後ですね、ちょっと質問をいくつも質問したいんですが、3回ですから。この補助金っていうのは、ふるさと納税の収入分が、全て補助金となることで、という考え方でよろしいんですか。来年以降は増えた形になる。補助金というのは、一定決まっているんですか。ふるさと納税の収入に合わせて補助金が決まってくるんですか、毎年あるんですかというところ。補助金の部分だけちょっとお願いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。まず、ここの負担金補助金で計上しております1000万円の内訳ですが、以前、お話ししましたとおり、運営費、事務の管理費等で300万円、これがこの中に含まれております。残りの700万円の内訳につきましてですが、本来、利益を出してから動いていければよろしいんですが、かなり周りの市町村、それなりに動いておりまして、競争激化する中で、やはり、この段階でちょっと金額がかかるんですが、まずはこの700万円の内訳ですが、195万円分。これはいわゆる境町の方で、自分たちが成

功した事例、いろいろ取り組みを行った内容を、5か月くらいに分けて10回の研修、実際宿泊になるんですけど、これを職員に受けてもらいたいという形で、この分の費用がまず入っており、あと残りの505万円程度になるんですが、こちらは、今度、境町の方で専門的にこのふるさと納税の取り組みを行っております、会社というか、その公社自体が行っております調査部門が、今回、富士川町の中で、まずどの部分が返礼品に使えるのか、それをリサーチする費用、また、返礼品を今度開発していく内容、それにかかる経費等で、これをビジネス学院っていう形とはまた別に、この境町の公社の方には出す予定でおりますが、これによって、来年度以降、富士川町のいわゆる返礼品をどのような形で出していけるのかという、その部分についての費用を今回、上げさせていただきました。当初の300万円の維持管理に含みまして、その研修費と、いわゆる富士川町内の調査費、リサーチ、そういった返礼品の開発ですね、それを委託する費用、これを合わせまして1000万円というものが、ここに計上されております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

ちょっと全体ですが、下の目でいくと下の委託料ですね。今の説明ですと、この補助金の方に運営費が含まれていますという、この委託料、これ金額が分かったら、委託金額いくらかですか。委託料は。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。委託料の内訳ですが、ここに467万6000円。この内容になりますが、まちづくり公社として、独自のサーバーを付ける必要があると。その中で、町の施設へ、今、付けていく考えでおりますので、そのサーバーの設置分という形で、こちらが大体370万くらいかかります。これともう1つ、町のサーバーとも連携を繋げなければなりませんので、その部分に対しての環境整備費用ということで、その部分が80万円くらいして、後は光回線の取り付け等が出てきますので、内容的にはこの3つを合わせたものが委託費、委託料の中に盛っております、まちづくり公社のネットワークの整備事業という形で、今回、計上させていただきます。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

この目のところ、もう1回いいですかね。私ここ、分かれていると思ったんですが、公社のネットワークにこれがかかるから、ということなんですね。ですから、これは一過性のもののなんですね。そこだけ、今年度限りということよろしいですか。委託料は。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回の整備できた、その後につきましては、この大きな金額はかかっておりません。このサーバーの本体自体、移設が可能ということですので、今後、移設する際には、光回線の部分の調整と、あとは役場との、この連携で何か追加で作業が行うのであれば、その辺の経費がかかってくるという形になりますので、今回、これで独立したサーバーを設置すれば、1回限りということで、今後はかからない状況ではあります。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

分かりました。終わります。

○議長（堀内春美さん）

ここで、暫時休憩を行います。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

ほかに質疑はありませんか。

4番 深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

議案52号、令和5年度富士川町一般会計補正予算第4号、歳入のですね、P58ページを見ていただきたいんですけども。17款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入とありますが、ここの説明にですね、127万6000円の土地売却代金っていうのがあるんですけども、この土地代というのは、いかなる土地を売っての金額なんでしょうか。町の財産を売るには、いろんな手続きもあると思いますし、売れる財産と売れない財産があるのは承知しておりますが、売れる財産ということでここに計上してあると思いますが、どの土地で普通の、なんていいますか、坪単価でどのくらいだったのかという細かなことも、もし分かりましたら、お願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまの質疑にお答えします。場所につきましては、県道平林青柳線沿いの、職員駐車場の北側になります。天神中條地内になります。単価につきましては、平米当たり2万2000円で、58平米となっており、この土地につきましては、当該道路事業の工事が実施しないことになりましたことから、隣接土地所有者から土地購入希望があったため、その方が所有することに有利があるということで、今回計上させていただきました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

よく分かりました。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第52号から第55号までのについての質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第12 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について
を議題とします。

これから、議案第56号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第56号までのについて、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第13 認定第1号 令和4年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第14 認定第2号 令和4年度富士川町水道事業会計決算認定について

以上の2議案は、決算認定案件でありますので、一括して議題とします。

なお、本案は、決算特別委員会に付託しましたので、質疑は、大綱のみに留めてください。

これから、認定第1号および認定第2号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、認定第1号および認定第2号について、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これにて散会といたします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午前11時20分

令和 5 年

富士川町議会 9 月定例会

9 月 2 2 日

令和5年第3回富士川町議会定例会（4日目）

令和5年9月22日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- | | | |
|--------|----------------------------|---|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 請願第 2 号 | 教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について |
| 日程第 3 | 議案第 4 9 号 | 富士川町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 5 0 号 | 富士川町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 5 1 号 | 富士川町立小中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 5 2 号 | 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 7 | 議案第 5 3 号 | 令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第 5 4 号 | 令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 議案第 5 5 号 | 令和5年度富士川町かじかの湯事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 10 | 議案第 5 6 号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第 11 | 議案第 5 7 号 | 富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて |
| 日程第 12 | 認定第 1 号 | 令和4年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 13 | 認定第 2 号 | 令和4年度富士川町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 14 | 発委第 1 号 | 富士川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について |
| 日程第 15 | 発委第 2 号 | 富士川町議会こども条例制定に関する特別委員会設置に関する決議について |
| 日程第 16 | 発議第 1 号 | 議員派遣の件 |
| 日程第 17 | 発議第 2 号 | ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書案について |
| 日程第 18 | 意見書案第1号 | 教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書提出について |
| 日程第 19 | ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について | |
| 日程第 20 | まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について | |
| 日程第 21 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について | |

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	宇田川 朱 恵	2 番	神 田 雅 也
3 番	依 田 誠 司	4 番	深 澤 一 幸
5 番	小 林 和 良	6 番	秋 山 仁
7 番	望 月 眞	8 番	小 林 有紀子
9 番	齊 藤 欽 也	10 番	青 柳 光 仁
11 番	鮫 田 洋 平	12 番	井 上 光 三
13 番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(19人)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	古 屋 三千雄	会 計 管 理 者	河 原 恵 一
教 育 次 長	秋 山 忠	政 策 秘 書 課 長	中 込 浩 司
財 務 課 長	望 月 聡	管 財 課 長	渡 辺 成 昭
税 務 課 長	長 澤 康	防 災 交 通 課 長	長 田 博 幸
町 民 生 活 課 長	一之瀬 三 千	福 祉 保 健 課 長	遠 藤 悦 美
子 育 て 支 援 課 長	大久保 公 生	産 業 振 興 課 長	望 月 奈緒美
都 市 整 備 課 長	井 上 勝 彦	土 木 整 備 課 長	山 形 謙一郎
上 下 水 道 課 長	依 田 正 紀	教 育 総 務 課 長	小 林 恵
生 涯 学 習 課 長	井 上 誠		

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長 原 田 和 佳
書 記 井 上 直 人

開会 午前 10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。

起立願います。相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和5年第3回富士川町議会定例会4日目の本会議に、議員各位には、大変お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、本会議および委員会において、慎重にご審議をいただきました第3回定例会も、本日が最終日となります。引き続き、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は、13名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、本日追加案件として、人事案1件、発委案2件、発議案2件、意見書案1件、閉会中の継続調査申出書3件が提案されています。

ご審議をよろしくお願いします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 請願第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について

を議題とします。

去る9月8日の本会議において、ひとつくり常任委員会に付託しました、請願第2号について、委員長の報告を求めます。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

————— 委員会審査報告書朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、ひとつくり常任委員長の報告が終わりました。望月委員長、その場でしばらくお待ちください。これから請願第2号の請願審査報告について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、請願第2号の請願審査報告について、質疑を終わります。

望月委員長、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから、請願第2号について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと、認めます。

以上をもって、請願第2号について、討論を終わります。

これから、日程第2 請願第2号について採決します。

お諮りします。

請願第2号に対する、請願審査報告は、採択とするものです。

請願審査報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、請願審査報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

○議長（堀内春美さん）

日程第 3 議案第49号 富士川町税条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第50号 富士川町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第51号 富士川町立小中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

以上の3議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第49号から第51号までについて、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第49号から第51号までについて、討論を終わります。

これから日程第3 議案第49号から日程第5 議案第51号までについて、一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号から第51号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第 6 議案第52号 令和5年度富士川町一般会計補正予算（第4号）

日程第 7 議案第53号 令和5年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第54号 令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 議案第55号 令和5年度富士川町かじかの湯事業特別会計補正予算（第1号）

以上の4議案は、補正予算案件でありますので一括して議題とします。

これから、議案第52号から第55号までについて、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第52号から第55号までについて、討論を終わります。

これから、日程第6 議案第52号から日程第9 議案第55号までについて、一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号から第55号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第10 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について
を議題とします。

これから、議案第56号について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第56号について、討論を終わります。

これから、日程第10 議案第56号について、採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第11 議案第57号 富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求める
ことについて

を議題とします。

町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

——— 提案理由説明朗読 ———

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由の説明が終わりました。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号については、質疑と討論を省略します。

これから日程第 11 議案第 57 号について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、適任とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第 12 認定第 1 号 令和 4 年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 13 認定第 2 号 令和 4 年度富士川町水道事業会計決算認定について

以上の、令和 4 年度決算認定につきましては、去る 9 月 8 日の本会議で、決算特別委員会に
付託しましたので、委員長に審査の報告を求めます。

12 番 井上光三君。

○12 番議員（井上光三君）

————— 委員会審査報告書朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

井上委員長、その場で、しばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号および第 2 号については、質疑と討論を省略します。

井上委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、日程第 12 認定第 1 号および日程第 13 認定第 2 号について採決します。
お諮りします。

この決算に対する、委員会審査報告は、認定とするものです。

委員会審査報告のとおり認定とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号および第 2 号は、原案のとおり、認定することに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第14 発委第 1 号 富士川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

を議題とします。

提案者から、発委第1号について、提案理由の説明を求めます。

9 番 齊藤欽也君。

○9 番議員（齊藤欽也君）

————— 提案理由説明朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、齊藤委員長から、発委第1号について、提案理由の説明が終わりました。

齊藤委員長、その場で、しばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号については、質疑と討論を省略します。

齊藤委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、日程第14 発委第1号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第15 発委第 2 号 富士川町議会こども条例制定に関する特別委員会設置に関する決議について

を議題とします。

提出者から、発委第2号について、提案理由の説明を求めます。

9 番 齊藤欽也君。

○9 番議員（齊藤欽也君）

————— 提案理由説明朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、齊藤委員長から、発委第2号について、提案理由の説明が終わりました。

齊藤委員長、その場で、しばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号については、質疑と討論を省略します。

齊藤委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、日程第15 発委第2号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

ここで、委員会名簿配付のため、暫時休憩します。

(書記が特別委員会名簿を配布)

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

休憩を解いて再開します。

お諮りします。

特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の委員は、ただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。

それでは、選任されました特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの正副委員長の互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時23分

休憩を解いて再開します。

休憩中に、特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので、議長から報告します。

富士川町こども条例制定に関する特別委員会委員長に望月眞君、同副委員長に宇田川朱恵さんが、それぞれ互選されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第16 発議第 1号 議員派遣の件
を議題とします。

提出者から、発議第1号について、提案理由の説明を求めます。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

————— 提案理由説明朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、齊藤議員から、発議第1号について、提案理由の説明が終わりました。

齊藤議員、その場で、しばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、質疑と討論を省略します。

齊藤議員、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、日程第14 発議第1号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定とすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第17 発議第 2号 ブラッドパッチ療法、硬膜外自家血注入療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書案について

を議題とします。

提出者から、発議第2号について、趣旨説明を求めます。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

————— 趣旨説明朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、小林議員から、発議第2号について、趣旨説明が終わりました。

小林議員、その場で、しばらくお待ちください。

これから、発議第2号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、発議第2号について、質疑を終わります。

小林委員、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、日程第17 発議第2号について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、発議第2号について討論を終わります。

これから、日程第17 発議第2号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第18 意見書案第1号 教職員定数改善および義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書提出について

を議題とします。

意見書案第1号の提出者に、趣旨説明を求めます。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

————— 趣旨説明朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、望月委員長から、意見書案第1号について、趣旨説明が終わりました。

望月委員長、その場で、しばらくお待ちください。

これから、意見書案第1号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、意見書案第1号について、質疑を終わります。

望月委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、日程第18 意見書案第1号について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、意見書案第1号について討論を終わります。

これから、日程第18 意見書案第1号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第19 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第20 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の3議案は、閉会中の継続調査案でありますので、一括して議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本案は、申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

以上をもちまして、本定例会の議事日程は、全て終了しました。

令和4年度の決算認定案など、重要案件を熱心にご審議いただき、ここに無事閉会できますことを、厚くお礼申し上げます。

また、町長をはじめ、町の執行部各位には、議案説明、決算特別委員会の審査等に、ご協力をいただき、ありがとうございました。

議員各位におかれましては、何かとご多忙と存じますが、健康には十分留意されまして、町政の推進に、なお一層のご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和5年第3回富士川町議会定例会を閉会します。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

閉会 午前 10時37分